OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	言語の接触と混交 : 日系ブラジル人の言語の諸相
Author(s)	工藤, 真由美
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12923
rights	(c) 大阪大学21世紀COEプログラム インターフェイスの人文学 / Interface Humanities
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

第2部

日系ブラジル人をとりまく日本社会

―通時的、共時的次元から―

はじめに

津田 葵

第2部においては多文化・多言語現象が進んでいる日本社会に焦点をあてる。日本とブラジルの交流の歴史は1900年の初頭にさかのぼる。第1章では最初にブラジルに渡ろうとした人々のための移民教育を中心に論をすすめる。新天地での新しい生活に賭けた人々の歴史の幕明けである。そこにはさまざまな形の異文化教育があった。現存の資料からその内容を紹介し、分析を加えることが第1章の目的である。

一方、ブラジルへと渡った日本人はさまざまな理由で、日本へとUターン化する現象がみられ、日本で暮らしている日系人の子孫は現在30万人以上にものぼるといわれ新たな移民問題が顕在化されつつある。第2章ではこうした事態の推移に起因する変化の様相を探るため、広島県東部地域をフィールドとした研究成果を概説する。日系ブラジル人と日本人との共生が、カトリック教会、家庭、学校、地域社会、そして職場でどのように意識され、共生にむけての施策・諸活動が展開されているのか、そして将来にむけての課題は何かについての分析・提言をおこなう。

最後の第3章では、日系ブラジル人に対する日本社会の対応を、地方自治体、NGO／NPOのボランティア活動、一般市民の意識、および国のレベルに分けて考察をおこなう。地方自治体に関しては滋賀県下の事例をとりあげ、ボランティア活動と一般市民の意識については大阪府で実施した調査結果を報告する。さらに国レベルの対応については国会での答弁を分析し、日系ブラジル人の問題が外国人全般の問題につながることを示唆する。これらの研究は、外国籍の人々とのこれからの共生社会にむけて地方自治体やNGO／NPOがどんな対応をしようとしているのか、そしてそこにどんな問題があるかを解明することを目的としている。

第1章　ブラジル移民への栞（しおり）

―横浜・神戸・船上の移民教育―

ブラジル移民への栞（しおり）―横浜・神戸・船上の移民教育―

横田睦子

日本からブラジルに渡った方々の故郷でもなければ、彼らの新天地であったブラジルでもない、中間的な空間がある。故郷を離れた彼らが移民船に乗船するまでを過ごした横浜や神戸といった港町、そして目指すブラジルの港までの船の上である。これらは彼らが移民教育・異文化教育を受けた「場」であった。日本からの大量の移民労働者の渡航先がアメリカから南米へと変わる時期に移民教育施設として開設された横浜講習所、続いて、1928年に神戸に設置された国立移民収容所、そして45日間という長い船上生活―ブラジルへと向かう人々はこれらの空間で新天地に臨むまでの時間をどのように費やしていたのだろうか。この章のタイトルに用いた「栞（しおり）」とは、今では読みかけの本などにはさむ紙片であるが、もともとは「枝折り」と記し、山道などで旅人が後進のものが迷うことがないようにと木の枝を手折って道しるべとしたものである。この意味を踏まえて、ブラジルを目指した人々が実際に手に取った出版物としての栞（リーフレット、小冊子類）、そして彼らが「道しるべ」と仰いだ移民教育を「栞」と考える。日本を離れる彼らにどのような情報が与えられていたか、同時に、国内の識者たちは彼らにどのような情報を与えていたかを紹介し、分析を加えることが本章の目的である。横浜、神戸、そして移民船上の人々がブラジル上陸前に手にしたであろう有形無形の栞から、新しい地での回生に賭けた彼らの異文化適応への姿勢を読み取ってみよう。

前史 ―ブラジル行きの始まり―

日本から海外への渡航が許可されるようになったのは鎖国令が解除された1866年以降のことである。在留外国人に雇われていた日本人の海外渡航が認められ、これが雇用移住の原形となった。このような移住の多くは過酷な労働と劣悪な環境などにより悲惨な結果と終わっていた。この背景には当時まだ世界的に名残のあった奴隷制度がある。アメリカが南北戦争の後に奴隷制度を廃止したのは1863年、本書の視界にあるブラジルで奴隷解放が実現したのは1888年だったのである(注1)。日本からの本格的な人口の移動、移民が始まったのは明治維新以後であり、丁度この時期と重なっている。海を越えての目的地は北海道、樺太、朝鮮半島、台湾、中国、東南アジア諸

国、そして南北アメリカであった。

明治元年、無許可のままハワイに渡った153名の「元年者」と称される人々がいた。しかし労働契約終了前の帰国者、3名の自殺者が出たことなどが重く受けとめられ、この後の組織的な移民は禁止されている。これら初期の辛酸を舐めた人々にもし十分な情報、例えば移民教育、異文化教育が与えられていたならば結果は変わっていたのではないだろうか。後年、日本政府はオーストラリアへの短期契約移民が成功したことを機に海外移住への姿勢を緩和させることになる。明治維新以降の社会変動により国内の多くの人々が社会的な基盤を失っていたこともこれに拍車をかけることになった。特に土地制度の改革と商品経済の発達と浸透は農村部の過剰人口を生み出す要因となっていた。このような国内事情は職無き民の都市部への移動はもちろんのこと、海外への移民という選択の十分な下地であった。1885年にはハワイ政府の強い要請のもと945名という大量の官約移民が海を渡り、その高い賃金水準と初期の移民から伝えられる情報によりハワイ行きを希望するもの、そしてハワイよりも賃金水準が高いとされるアメリカを目指すものは急増したのである(注2)。

しかしその後、急増する日本人移民に対するアメリカ社会の反応は、日露戦争後急速に日本排斥、いわゆる排日の様相を帯びるようになった。日露戦争中、世界の同情を集めていたアジアの小国日本の勝利の瞬間から、各国が日本に警戒の念を抱くようになったのである。一方、日本政府は日本人移民がアメリカで醜業を営み恥をさらしている、などの政府関係者の報告に、迅速に自主的な移民制限を行った。これが1908年までに日米両国間で合意に達した「紳士協約」である。ブラジルへの最初の大量移民を乗せた笠戸丸が神戸港を出たのがこの1908年であることは決して偶然ではない。そして、日本で行われた移民教育の講習内容に伯剌西爾(ブラジル)という国名や葡萄牙語(ポルトガル語)講習の文字が登場するのも、海外に新天地を求める人々がその行き先を北米から南米へと変えるこの頃なのである。

日本移民協會横濱講習所

吉永さんへの手紙

1917年(大正6年)のある日、海外雄飛を夢見る吉永操義さんのもとに次のような手紙が届いた(注3)。

> 拝啓　今度貴下の海外旅券を御取りになつた事を貴縣廳から承りました
> 誠に御目出度うお祝ひ申上げます。定めて近い内に鄉里を御出發の事と存じますがその支度は一體どうすれば一番よいのでしよう、又旅費はどの位ひ、心配になる横濱出帆の時の

學力試驗や、身體檢査はどうすれば合格するのでしょう、船中の心得や、上陸の時の心得果ては米國移民官の訊問や學力試驗にはどう答へなければならぬのでしよう。又外國へ行けばその國の言語や、衛生法、着物の着方から、髪の結方、便所に行く事、寢床の用意から、湯に這入る事、料理や御掃除等に至るまで皆な日本とは丸で違います。外國へ行つて恥を掻かぬやうに豫め準備して行く事が大切です。

日本移民協會横濱講習所では海外へ出る人に總て無料で之等必要な準備をして差上げます。横濱から乘船の一週間前に御出になつて講習を受けらるれば立派な資格が出來るのです。講習所は外務省の特別補助や全國各縣廳の後援で昨年四月に開校したのですがもう今年の十月で三千名近くの卒業生が出ました。卒業した人は皆な渡航後成績がよいのです。横濱から乘船なさるならば横濱に着き次第早速入學なさい。若し長崎、神戸から乘船なさるならば舩が横濱港へ着いたならば直ぐ御出でなさい夫等の人には又特別に早成的の講習を致します。

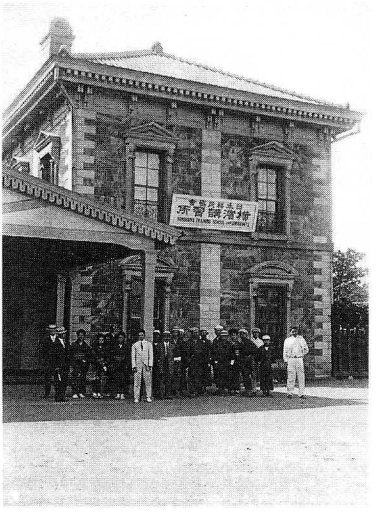

写真1　横浜講習所（1916年）
（提供：財団法人日本力行会）
横浜講習所開設の年に撮影されたもの。
女性の姿も見える。

講習所は講習の外に總て海外渡航者の味方となつて渡航上の事はどんな御相談にも應じますから遠慮なく御問合せ下さい喜んで御返事申します

講習所に來るには横濱櫻木町驛で下車して、辨天橋を渡つて眞直ぐに進みますと突當りに三階の大きな建物がありますから直ぐ判ります。講習所は貴下が一日も早く入學なさることを待つて居ます。

大正六年　　月（空欄のまま）　　日

横濱市本町五丁目七拾壹番地
日本移民協會横濱講習所

吉永操義　殿

この手紙の冒頭部分から、差出人が吉永さんが籍を置く県庁から吉永さんが旅券を取得したという情報を得ていることがわかる。このような手紙は海外での労働を目的とする旅券取得者に広く届けられていたのである。この手紙の差出人、「日本移民協會横濱講習所」こそ、海を渡る人々

に移民教育を行っていた「場」である。設立は文中からもわかるようにこの手紙が届けられた前の年、1916年（大正5年）であった。

日本力行会と永田稠

日本移民協會横濱講習所（以下、横浜講習所）の設立に尽力し、初代所長を務めたのは日本力行会二代目会長、永田稠であった。日本力行会は1897年（明治30年）一人の牧師、島貫兵太夫が東京労働会の名で始めた組織である。自らの苦学体験をもとに貧困の救済の対象を苦学生に求め、自宅をこの組織の場として開放してのスタートであった。やがて島貫は移民奨励の世論も手伝って、苦学生の渡米を奨励するとともに、農村部の困窮者の海外進出をもすすめ、その案内と教育、送出に力を注ぐようになった。組織の名称が中国の故事、「苦学力行」に由来する「日本力行会」となったのは1900年（明治33年）のことであった。いわば移民教育のパイオニアであった島貫自身も海外移住に関する案内書を次々に執筆し、青年たちの海外移住熱を高めた一人であった。この移民教育は組織がおかれた東京にとどまらず、国内いたるところに通信教育という形で行われていた。会報、機関紙が有料で配布されていたのである。1908年（明治41年）の時点で国内外の会員が4,700名余、移民教育を受けて渡米したものが約2,600名だったということは特筆すべきであろう。この年を前後して、この会の移民教育も当初主な会員送出先であったアメリカに関することだけではなく、徐々に南米、特にブラジルに関する内容が多くを占めることになるのである。

後に横浜講習所の所長となる永田は1908年に渡米し、その後、アメリカで農業に従事する青年たちのリーダー的役割を果たしていた。初代会長の命を受けて国内の後進指導のために帰国したのは1914年のことであった。アメリカの日本人移民の実態、例えば「サンフランシスコでよごれた日本服を着、子供をおんぶして、手にやかんをさげてぞろぞろ歩き回り、中には四つ角で立小便するものもいた」などを目の当たりにしていた永田は、「北米の排日は非人道的であったにしても日本側も研究をして今後の海外移民の講習所を設置しなければならない」と会の後援者の一人であった新渡戸稲造を軽井沢の別荘に訪ね、訴えている。新渡戸は「それは大切なことで、もっと早くからやらねばならぬことであったが、やってくれる人がいなかった。力行会でやるのもよいが、日本移民協会ができたばかりで、有力知名の人々が顔を出しているから、表面は移民協会の仕事にして所長を君がやることにしてはどうか」と応じた(注4)。こうして横浜講習所は開設され、本格的な移民講習が、力行会でその手法を熟知していた永田らによって始められたのである。

『海外渡航者必携』

永田による、『海外渡航者必携』は縦178mm、横100mm、28ページの小冊子である。永田は

1916年（大正5年）横浜講習所の開設にともない『新渡航法』という書物を出版しているが、この『海外渡航者必携』はその簡約版である。

その内容は、一　はしがき、二　旅費の事、三　渡航者支度の事、四　故郷出發の事、五　横濱滞在の事、六　神戸長崎より乗船の事、七　乗船地變更の事、八　船中の注意、九　上陸の心得、十　在外臣民登録並に徴兵猶豫の事、十一　在外同胞の心得、十二　横濱講習所案内からなる。一のはしがきを見てみよう。

> あなたは今海外旅券の下附を得ました、近い内に出發せねばなりませぬが、洋服や其他の支度はドンナ風に致しますか、旅費は何程用意しますか、神戸や横濱で身體檢査がありますが、どうすれば合格するでせうか、船中の心得になる事や上陸の時に外國の移民官が訊問しますが、何と返事を致しますか、そんな事がよく解ツて居りますか。
>
> 此冊子はそんな事が解らずに心配になる人の相談相手になる様に書いてありますが、これ丈け讀ンだ丈では未だ外國に行く用意が十分に出來たとは申されませぬ、外國の言葉や、着物の着方、便所に行く事、寢床の用意をする事、湯に入る事、料理からお掃除、外國の病氣の事お産の事から子供の育て方、裁縫ミシンの使い方から、諸外國の事情等を日本を立つ前によく心得て置かねばならぬ事が澤山にあります。
>
> 日本移民協會の横濱講習所では外國に行く人に大切な一切の事を錢を取らずに教えて居りますから、貴君は横濱から乗船するならば船の出帆する一週間か十日前から講習所に來て講習を受けるがよい、講習所で習ツて行ツた人々は皆喜んで目的地に着いてからお禮状を送ツて來て居ります。
>
> 猶、此書物は『新渡航法』と申す物から抜き書きをしたので、新渡航法は此小冊子の外に外國に行く者の知らねばならぬ一切の事が書いてあるから、講習所に來る事の出來ぬ者は是非讀むがよい。
>
> 神戸長崎には未だ講習所が無いから、船が横濱碇泊中に横濱講習所においでなさい、何から何まで親切に教えて上げますし、紹介状などを欲しい方には何へなりとも書いて上げます(注5)。

文中のところどころにふりがなが見られる。明治以降のふりがなは出版によって不特定多数の読者を想定した文章が書かれるようになったことを示すものであり、また、そうした読者の質と量を著者の側で考慮しなければならない事情を示すものである。日本国内では1900年当時、既に小学校への就学率は男女ともに80%を超えており、1905年には95%、1910年には98%になり、

1920年には現在と同じ99%に達していた。この数字をこうした移民教育を受ける人々に当てはめてみると、このようなふりがなつきの情報であれば多くのものが解することができたと言えよう。ふりがなの効用としては(1)さまざまな読みのある漢字を著者の欲するとおり、すなわち、著者のことばを正確に読者に伝える、(2)通読を容易ならしめる、(3)漢字の読み方を知らせ、また、ことばをどのような漢字で書くべきかを教える、などがあげられるが、この場合は漢字を教えるというよりも、幅広い情報伝達が第一の目的であったと考えられる。しかし、全員がこの小冊子の中で述べられているような書物、『新渡航法』を自在に読解し得たとは言い難い。さらに、例えば、文中の「移民官」なる職にあるものが自身にとってどのような関わりを持つことになるかは実際の講習を受けてみなければわからないものもいたはずである。個人宛の手紙に始まって、このわかりやすさを追求した小冊子は、さまざまな教育的背景を持つ人々にあまねく受容されたにちがいない。講習は誰にでも開かれ、そして無料であった。さて、その講習の内容とはどのようなものだったのだろうか。

『新渡航法』

この書物は、『海外渡航者必携』に「新渡航法は此小冊子の外に外國に行く者の知らねばならぬ一切の事が書いてあるから、講習所に來る事の出來ぬ者は是非讀むがよい」と書かれているように、講習所での講話を網羅した内容になっている。その一部をここに紹介する。

1.――― **第一編　海外渡航総論**(注6)

「我日本の代表者たれ」、「膨張國民の自覚」、「世界に國境なし」、「世界に異人種なし」、「先發者なり」、「世界共通の憲法」の六項からなる。「我日本の代表者たれ」では、「足一度日本を離るれば日本人は一人一人が外交官となると同様で、日本人一人が盗人をすれば、其地方の他國人は『日本人は盗人だ』と云はれるし、之に反して日本人が一人、河に落ちた子供を救ってやれば其地方の外國人は『日本人は強い偉い』と讃めてくれる」と例え話を用いていてわかりやすい。「膨張國民の自覚」ではこの見出しからもわかるように当時の「帝国の臣民」の発想は、永田のようにキリスト教だけではなく、アメリカにおいて民主主義の洗礼を受けたものにとっても深く植えつけられたものであることがわかる。そして、受講者には何より効果的だったと思われる天照大神の御詔勅、「此土地は世々我等子孫の統治す可き國なり」が引用され、「此土地」は現代では「世界」と解釈できると説いている。「世界に國境なし」では、この発想なくして日本人は世界に発展できないとし、続く「世界に異人種なし」では「野蛮人だと云ふて馬鹿にしたり、白人だとて恐れる必要は無い、皆日本人同様だと心得萬民平等の取扱をすることが大切である」としている。残る「先發者なり」、「世界共通の憲法」では先發隊の影響は永きに及ぶことから、世界共通の善良なる気風をつくらねばならないとしている。まずは精神論からのスタートである。

2.———— 第三編　目的地の選定(注7)

アメリカでの排日は海外を目指すものに決定が困難な選択を与えていた。この箇所では受講者の健康状態をその選択の際の決め手の一つとしてあげている。健康体のものであれば、何れの土地でも堪えられないことはないとするも、多少故障のあるものは目的地をよく考えるようにと進めている。永田は以下のように「風土気候のよき國をはじめとし、漸次不良な地方の順に」と実際に気候のよい順に国名を挙げている。

> 北米合衆国本土、南米アルゼンチン、英領加奈陀、布哇、ブラジル、墨西哥、セレベス、比律賓群島、ペルー、英蘭領南洋各地

ブラジルは丁度中間に挙げてあるが、この頃には既にアメリカ・カナダ・ハワイへの移民数は制限されていたのである。不名誉な順位に挙げられている国は気候が不良というよりも、**前史**で述べたように移民が失敗に終わっている国と合致している。

また、学歴による目的地の選定は受講者にとって重要であったにちがいない。永田は「この情報は外務省の内規で公知できない」、「従って著者は断言できない」と断りながらも、力行会で旅券獲得者の支援をしてきた経験上の情報を披露している。これによると、アメリカが高等専門学校、カナダ及びハワイが中学卒業者、そしてブラジルを含む他の諸外国は小学校と書かれている。たまたま筆者が手にした『新渡航法』には、当時の持ち主の手書きなのか、この項に「学校出ハキラワルル」というインクの文字が書き込まれている。同種の案内書にもたびたび登場するが、労働条件に対するストライキを呼びかけるのが思想などを学んだ高学歴のものだったからだと思われる。

3.————第四編　各國事情　第四項　伯剌西爾(注8)

第四編各國事情では二十八カ国の地理、言語、その他の事情などが説明されているが、これも各国に会員を送り続けた力行会のネットワークならではの箇所である。ブラジルはそのうち第四項に挙げられ、以下のように説明されている。

> 第一、米作が将来有望、伯剌西爾は南亜米利加第一の大きい國で、(中略) 土地が肥へているから農作に適當して居る。低地は有名なアマゾン河に沿つて居る地方で、全國面積の三分の一を占めて居る。土地が平かで其上肥へて居るので農作には誠に結構であるが、熱帯であるから、或は日本人には堪へられないかもしれない。気候は四季變化がないが、降雨期と乾燥期とがある、中部の方は気候が温和で流行病がないから移民には適當である。夏の平均温度は摂氏の約二十八度内外で、山地や南海岸の平均は二十三度であ

旧「国立移民収容所」(後の「神戸移住センター」)2003年8月横田撮影
建物の前には「ブラジル移民発祥の地」の石碑が立つ。現在は1階東側に「移住資料室」が整備され、2階から4階は主に芸術家の創作と交流などに利用されている。撮影日には4階で日系ブラジル人児童のための夏休み講座が開かれていた。

移民で賑わう収容所近くの店(提供:株式会社商船三井)

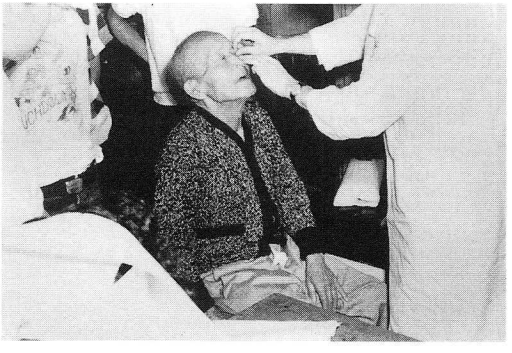

移民の敵、トラホームの検査(提供:株式会社商船三井)

るから、丁度我長崎に似て居る。(中略)南米各国では皆西班牙語であるが之の國に限ってポルトガル語である。

九州地方からブラジルに渡った人も多い。長崎のような気候だと真に受けて愕然としたものもあったのではないだろうか。ブラジルに渡ったものの多くが農業従事者だったことを考えると、肥えた土地というものは大きな魅力だったことだろう。また、ブラジルに関しては周辺諸国とはちがってポルトガル語が使用されていることが明記されている。

この他にも、日本からの移民の多くがさかんな農業の中でもコーヒー栽培に従事しているが、ブラジル政府が米作を奨励していること、その方法が「幼稚」で「田畑に水を入れて遣らない」ので改良の余地があり、「今、日本の農民が行って遣れば必ず成功する」としている。時を経て、上空からブラジル全域を見渡すと、整備された用水路が確認できるのは日本からの移民が多く入植した地域であることは決して偶然ではないと思われる(注9)。そして、実際にブラジルを視察した経験から、

一、伯國では小供を育てるのに楽だ
一、宏大な農業地が何程でもある
一、気候が案外に宜しい
一、日本人を歓迎する
一、労働者から漸次獨立殖民になれる

としてブラジルの紹介のページを終えている。北米での排日の気運が日本人移民の土地所有を阻み、そして、移民そのものが制限された時代に、受講者の目に飛び込んできたこの最後の五箇条は夢のような文言ではなかったか。この後も版を重ねて読み継が

れた『新渡航法』は他にも船中の心得、携帯品、衛生についても詳しく教えを説いているが、これは後続の案内書、冊子などのいわばひな型となった。永田自身が、別人が著した案内書の類を紐解くと、かつて自身が書いたものがそのまま書き記されていて驚いたが海外渡航者の利益になるのならこれを歓迎したいと述べているほどであった。

各地に広がった移民教育の「場」

さて、1916年(大正5年)にその初版が出版された『新渡航法』だが、版を重ねてその第六版(1921年)には著者の永田がこの横浜講習所との関係を絶つという記述が見られる。**日本力行会と永田稠**で設立の経緯を述べたが、名前は貸すが資金提供をしないという日本移民協会との確執があったからである。無料で教育が施されるこの講習所の運営資金は専ら永田らの奔走による寄付金によって得られていたのだ。またあるときには永田は外務省への出頭を命じられている。恐る恐る出かけてみると「移民講習所をやっていただいて感謝しておる、少々御援助をいたしたい」と通商局長から1500円の援助を受けたというエピソードも残っている(注10)。この後、永田は外務省、神奈川、兵庫、長崎の三県と交渉、その結果、望みかなって各県に海外渡航講習所が設置されることになった。次に述べる国立移民収容所(神戸)はその一つである。

国立移民収容所(神戸)

前出の永田らの尽力もあって移民教育の場は各地に広がった。神戸に国立移民収容所(後の「神戸移住センター」)が設立されたのは1928年のことである。笠戸丸による最初の大量移民がブラジルに渡ってから20年が経過していた。資料1は1928年7月25日の乗船を目指した一行が過ごした一週間の日程表である。全国各地から故郷を後にした人々が疲労回復をする間もなくこのような集中講義を受講していた。また、連日の予防注射により熱を出して寝込むものもあったという。そんな中での楽しみは食事ではなかったか。資料2の献立表には「シュチュウ」「ハイシビーフ」といったカタカナの料理名も顔を出している。

ここでの生活が生き生きと描かれているのが第一回芥川賞を受賞した石川達三の『蒼氓』である。小説という体裁をとっているものの、石川自身がブラジルに渡航した際の経験を記した『最近南米往来記』と照らし合わせてみると、主人公の男女の心模様を除くと、収容所内や船上でのエピソードのほとんどが、石川の目の前で実際に起こったことだったということがわかる。例えば『蒼氓』にも登場する、トラホームのためにこの収容所に入ることさえ許されず、行くあてもなく収容所前の坂道を降りる家族は、実際に石川が神戸で出会った家族であった。石川はこの収容所で

第九回　収容行事表　　入所　七月十八日　郵船備後丸　　退所　七月廿五日　出帆 七月廿五日午后二時

順日	月日	七曜	午前				午後				
			朝食時間	開始時間	行事	晝食	開始時間	行事	入浴	夕食	備考
1	七月十八日	水	自七時 至七時半	九時	身体検査、 配室、 講話：入所中心得、渡航支度心得	自十二時 至十二時半			自一時 至五時	自七時 至七時半	
2	同 十九日	木	仝	八時半	第一回注射、 講習：ブラジル一般事情	仝			仝	仝	
3	同 二十日	金	仝	仝	講習：語學 農牧事情	仝		署名	仝	仝	
4	同二十一日	土	仝	仝	種痘・注射（第一回未了者）、 衛生講話	仝		水上署ノ鑑定	仝	仝	
5	同二十二日	日	仝	仝	講習：語學 講話：ブラジル國教	仝		荷物個数調査	仝	仝	
6	同二十三日	月	仝	仝	第二回注射、 講習： （婦人ノミ）	仝		渡航費計算 （家長及單獨渡航者ノミ）	仝	仝	
7	同二十四日	火	仝	仝	注射及種痘 （未了者ノミ）、 家長打合會代表者會議	仝			仝	仝	
8	同二十五日	水	自六時 至六時半		午前一時退所 出發	自十時 至十時半					

資料1　神戸移民収容所の一週間（1928年7月18日～7月25日）移民収容所（編）『移民収容所概要』（和歌山市民図書館移民資料室所蔵）より作成

第九回収容（備後丸）食事献立表

月日	朝食	晝食	夕食	月日	朝食	晝食	夕食
七月十八日		煮魚 野菜	牛肉 日本煮	同 二十二日	豆腐 野菜 味噌汁 巻昆布	焼魚 野菜	ハイシビーフ
同 十九日	豆腐 葱 味噌汁 福神漬	焼魚 野菜	かまぼこ 野菜	同 二十三日	油揚 菜 味噌汁 花良京	煮魚 野菜	玉子焼 野菜
同 二十日	油揚 野菜 味噌汁 切スルメ	煮魚 野菜	天婦羅 野菜	同 二十四日	薄揚 モヤシ 味噌汁 麹漬	牛肉 日本煮	焼魚 野菜
同 二十一日	薄揚 若布 味噌汁 芥子漬	シュチュウ	煮魚 焼豆腐	同 二十五日	豆腐 煮布 味噌汁 梅干	煮魚 野菜	

備考　一 本献立表は其時期によりて變更するも本表は其の一例として掲げたり　二 主食物は内地産米飯とす

資料2　移民収容所の献立表（1928年7月18日～7月25日）移民収容所（編）『移民収容所概要』（和歌山市民図書館 移民資料室 所蔵）より作成

の講習の様子を以下のように記している。

> 昼の間は毎日のようにブラジル語とかカトリック教とかを教え込まれる。夕方から後は各家族ごとに近所の渡航用品廉売所へ行ってあらゆる道具を買い集める。(中略)こうして一週間が経過するとして最後の朝が来れば、一同は講堂に集まって所長の最後の訓辞を受ける。(中略)「海外渡航発展の諸君万歳!」を三唱する。そして一千の民がこれに和する。これで日本における生活は終わったのだ(注11)。

大阪商船の「栞」

さて、駆け足でブラジルを目指す人々を対象とした講習内容を紹介してみたが、多くの日本人をブラジルへと運んだ大阪商船(現・商船三井)の「栞」を当時の講習風景とともに紹介したい(資料3、写真)。『南米航路案内』は一枚刷りのリーフレットを2箇所で折ったものである。このうち携帯品に関する注意を見てみよう。女性が着用するスカートにも(袴)という苦肉の説明があり、船中では「猿股(ズロース)」を身につけるように説いている。これは当時の一般の女性が着用していた「着物に細帯」の姿が欧米の寝巻き姿を連想させるもので、船中で起こるさまざまな風紀上の紛争から女性を守るための記述であった。これにさきがけ、北米・ハワイに向かう女性たちに移民教育を行っていたキリスト教女子青年会

船内の調理場での料理講習会(提供:株式会社商船三井)

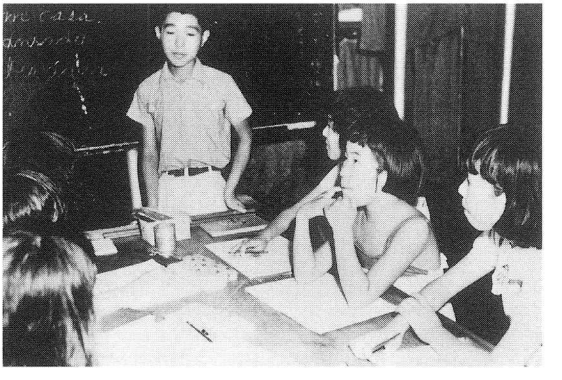

ポルトガル語教室の先生は再渡航の少年(提供:株式会社商船三井)

甲板の衛生教育風景(提供:株式会社商船三井)

(YWCA)は着物の上にもう一枚「被布」を身につけるようにと説いていたたが、この栞では紛争を目の当たりにしたのか、当時の船会社職員の方々が実利に見合う直接的な表現で乗船者を教育しようとしていたと言えるだろう。

船内では再渡航者の子供を講師にポルトガル語の教室が開かれ、女性たちは船内で洋裁を学びながらブラジルで着用する簡単服を縫い、着物に別れを告げた。上陸後の主食になるパンを焼く講習もあった。船医らは渡航者の眼病に気を配る合間を縫って(トラホームになると上陸が許されなかった)、医者のいない奥地に行くものらに対して衛生教育を施した。近親者のいない土地に行く女性たちはお産についての講義にも熱心に耳を傾けた。船上の小学校は子供たちの声で賑わい、毎日のように新聞も配布された。教室は彼らが三度の食事をとる「特別三等食堂」であり、また甲板の上であった。

南米航路案内

一. 木綿製折襟の勞働服(ワイシャツ、ネクタイ不要のもの)數組、シャツ、ズボン、靴下、和服(寢巻の外不用)等。婦人は木綿製の簡單なる洋服、男兒には半ズボン、女兒には短いスカート(袴)が便利であります。

二. 婦人は必ず猿股を、兒童には腰巻を御用意さるゝ事。

三. 帽子、男は鳥打、麥藁、中折、女は不用。

四. 靴、男は兵隊靴に類似せる丈夫なもの。女は短靴(靴下は長くて脚部を露出せざるもの)

五. 蚊帳、毛布、布團(之は上陸後御使用のものです船内で之等の設備は皆取揃へて居ます)

六. 寢巻は浴衣、但し可成釦等にて胸の開かぬ様に出來たるものが宜敷。

七. 洗面器、薬罐、食器、鍼力製洋食皿、ナイフ、匙、鍋、鋸、金槌、手拭、小刀、石鹸、紙、封筒、齒磨粉、楊子、鋏、剃刀、鏡、手帳、針、糸、ペン軸、ペン先、鉛筆、其他。

八. 従来使用せし農具にて携帯便なるもの。

右の外贅澤品、米、味噌、醤油、絹物類其の他商品と認められたるもの(商品には重税を課せらる)及び凶器一切は御持參されてはいけませぬ。尚出發港又は寄港地にて巧に種々の甘言を以って衣類等を賣付くるものがありますが、これは無用の費用を增すのみで不利益ですからこれ等の勸誘に應ぜぬやう御注意下さい。

資料3 『南米航路案内』より 携帯品

おわりに

石川達三は国立収容所を「追放者のホーム」と呼び、ブラジルまでの45日間の船上生活を「人生のブランク」と称した。そのような視点も然り、しかし、移動による摩擦はまた新たなエネルギーを生み出す。この「人生のブランク」に、故郷でも、そしてブラジルでもない「場」で人々は人生のリセットを試みるかのように、老いも若きも揃って異文化に備えるスタートをきったのである。石川は

訪問者としてブラジルを訪れた。しかし、彼がときに同情の眼差しを投げかけた民は、やがて目の前に広がる新しい地で生き抜かなければならなかったのである。そこにはさまざまな「栞」があった。日本力行会の永田らが蒔いた移民教育の種は、その受講者らによって育まれ、そして彼らは、ブラジルから日本へと新たな情報発信を重ねた。後進への道しるべ—「栞」はその後も日本・ブラジルで生み出されることになったのである。

ときは21世紀を迎え、日本を新天地と目指す人々がいる。そして既に国内のあちこちに彼らの生活の一部始終があふれ始めている。その中には過去にブラジルへ渡った人々の子孫も多い。彼らに対してどのような「栞」を提供していくべきかを考えるときがきている。

〈大阪大学21世紀COEプログラム特任教員(COE)〉

---

1 ———— 若槻泰雄・鈴木譲二 『海外移住政策試論』 福村出版 1975 pp.53－60。

2 ———— 村山裕三 『アメリカに生きた日本人移民』 東洋経済新報社 1989 p.5。

3 ———— 日本移民協会横浜講習所「横浜講習所より移住者宛講習案内 吉永操義殿」 日本移民協会横浜講習所 1917 全一枚(20×36cm) 実物は縦書き。原文のまま。

4 ———— 永田稠 『力行会七十年物語』 日本力行会 1966 pp.39－40。

5 ———— 永田稠 『海外渡航者必携』 日本移民協会横浜講習所(出版年不明) pp.1－2。
実物は縦書き。原文のまま。

6 ———— 永田稠 『新渡航法』第六版 日本力行会 1921(初版 1916) pp.1－6。

7 ———— 前掲、pp.20－26。

8 ———— 同、pp.43－50。

9 ———— クイヤバ、マナウスなど。この他、パンタナール大湿原を囲む日本人入植の農地全域(筆者による観察、1988年4月、5月)。

10 ———— 永田稠 『力行会七十年物語』 日本力行会 1966 p.41。

11 ———— 石川達三 『最近南米往来記』 中央公論社 1981 p.17。

【主要参考文献】

●石川達三『最近南米往来記』中央公論社 1981 ●大阪商船『南米航路案内』大阪商船(出版年不明) ●永田稠『新渡航法』第六版 日本力行会 1921(初版 1916) ●永田稠『海外渡航者必携』日本移民協会横浜講習所(出版年不明) ●永田稠『力行会七十年物語』日本力行会 1966 ●横田睦子『渡米移民の教育 —栞で読む日本人移民社会—』大阪大学出版会 2003

第2章　日系ブラジル人のコミュニケーション

―広島県東部地域の事例研究―

外国籍の人々との共生に関する研究は群馬県の太田市、静岡県浜松市、愛知県の豊田市、豊橋市などの地域において1990年代の後半から実証的な分析が積み重ねられ、そういった現象が研究のレベルから一般市民のレベルへと意識化され始めている。しかしながら、外国籍の人々との共生社会は日本の社会全体に及ぶということを考えあわせると、こういった研究テーマについてはまださまざまな課題が横たわっており、これからの研究に負うところが多いと考えられる。

この研究は広島県東部地域を拠点とし、外国籍の人々、特に日系ブラジル人がどのような気持ちを抱いてそれぞれの歩みを続けているのか、地域の日本人が外国籍の人々の流入をどのように受けとめているのか、目の前で繰り広げられている現実に気づいているのか、その変化にどのように対処しようとしているのか、といった共生にむけての現状と課題を考察することを目的とする。

この研究の軸としてまずドメイン（領域）という概念を導入する。この用語は特定の時間や場面、人間関係の複合体を反映する行動範囲を抽象化したものをさし、ここでは、「教会」、「家庭」、「学校」、「地域社会」、「職場」といった五つのドメインを研究の枠組みとした。この方法論をとることによって、特定の地域をフィールドとし、共生をめぐっての諸概念、共生の地域づくり、外国籍の人々の受け入れ施策、日本人と外国籍の人々の視点など、それぞれのドメインでの考察から、その研究内容が包括的、かつ、複眼的になると思われる。

この度の調査研究は予備調査を含めて2003年4月下旬から8月中旬にかけて行われた。なかでも8月3日から8月10日までの8日間は調査研究者全員（6名、ただしフィールドワークの後、1名が病気のため、途中研究を断念した）が調査地で起居を共にし、このテーマに取り組んだ。研究の概要は5節にわたっている。第1節では国際化が確実に進んでいる日本の「教会」での「共生」への取り組みに注目し、世界の「教会」、日本の「教会」、教区の「教会」といった側面から考察をすすめる。次の第2節では日系ブラジル人の「家庭」をとりまく現状から、特にことばの側面に焦点をあて、言語使用の実態とそれにともなう課題を明らかにする。次の第3節では日系ブラジル人児童が初めて出会う異文化環境である「学校」を取り上げ、そこでのインターアクションから日本人の児童と日系ブラジル人児童のコミュニケーションの様相を追及する。第4節では「地域社会」に目を向け、地域住民が共生をどのようにとらえ、そのための活動がどのように展開されているのかを研究対象とした。最後の第5節では「職場」にスポットをあて、日系ブラジル人と日本人従業員が日本企業に従事するときの意識を探り、それを明確化した。

この研究は筆者と外国籍の人々との個人的な研究に始まり、その地域にある市役所の外国籍の人々への相談窓口の方との交流が出発点となっている。ある日のこと、外国籍の人々の応対に忙しいスケジュールの合間、Tさんの口から「私は（筆者補足）日系人の方たちと毎日接し、相談を受けています。しかし、個々のケースに関わっていると共生の全体像がなかなか見えてきません。そのためにも、この地域でのそういった体系的な研究が必要だと思います」ということを耳にした。Tさんのそのことばに肩入れされてこの研究が始まったといってもよい。この意味でこの研究は研究のための調査・研究を最終目的とするのではない。共生を実現するために実質的、実証的な情報を発信・提供することにより、行政へのなんらかの橋渡しができることを期待するものである。

〈津田 葵〉

カトリック教会における外国籍信徒との共生への歩み
― 広島教区における日系ブラジル人を中心に―

津田 葵

日本カトリック国際協力委員会(注1)は、2001年3月、日本のカトリック教会における外国籍信徒統計(推計)を発表した(注2)。その統計によると登録されている外国籍信徒数は全信徒数の48%に当たる406,972人。超過滞在者の信徒数(推計)を加えると総信徒数の50%を上まわる。外国籍信徒数を教区別(注3)にみると横浜教区の92,614人、名古屋教区の75,143人。浦和(さいたま)教区の67,821人とつづく。外国籍の信徒数が50%を超えている教区は横浜、名古屋、浦和(さいたま)、京都である。信徒の出身国はブラジルの192,999人を筆頭に、フィリピンの95,155人、ペルーの38,686人、韓国・朝鮮の34,342人である。

この節では、こうした国際化が確実に進んでいる日本の教会に焦点を定め、「共生」への取り組みが広島教区の教会でどのように位置づけられているのか、外国籍の信徒、特に日系ブラジル人と日本人信徒がそれをどのように受けとめ、実践しているのかを考察する。本来、「教会」はユニバーサルなレベルでの「世界の教会」、ローカルな意味での「日本の教会」、さらに、よりローカルな地域社会の「教区の教会」を包括した概念をさす。このことを鑑みれば、「共生」への教会の取り組みも、上記の3つの意味での「教会」の概念と切り離しては考えられない。

本論では、まず、移住者との共生にむけての概念を「教会」という組織におけるとり組みととらえた上で、教皇ヨハネ・パウロ二世からの呼びかけを読みとる。さらに、そうした呼びかけの目的を遂行するために設けられた委員会、特に、日本カトリック難民移住移動者委員会(J－Carm)の活動をみてみる。また、広島教区での「共生」に関する教区主催の行事の役割、全国キリスト教連絡協議会の機能を考察する。次に、広島教区での外国籍の人々と深く関わって使徒的活動に専念してきた司牧者へのインタビュー、教会へ通う日系ブラジル人、日本人へのアンケートとインタビューを通してみえてきた教会の現実を浮き彫りにする。最後に、共生に向けての日本の教会の課題、展望について述べる。

世界の教会における共生の概念

移住と諸宗教間の対話:2002年教皇ヨハネ・パウロ二世のメッセージ(注4)

教会は本来、誰をも差別することなく、すべての人々に開かれている。この意味で教会はいつも多国籍といえる。しかしながら、そのあり方は多様で、大都会にある教会、地方にある教会、農村と工業地帯の教会、外国籍信徒の多い教会と比較的少ない教会というように一様ではない。そのような違いをふまえて世界的な観点から世界のカトリック教会の方向づけをするため教皇庁移住移動司牧評議会(注5)が設けられている。

2002年教皇ヨハネ・パウロ二世は、全世界の教会にあてたメッセージの中で、地球のさまざまな地域に移住する人々、そういった社会現象に密接に関わってくる諸問題に的確に対応するために熟慮する義務があることをよびかけた。そして真の意味での共生が成就するためには異なる宗教の信者に対する不信感や先入観、恐怖心などの心のバリケードを壊すこと、そのためには対話と相互の寛容さが要求されると説いた。小教区共同体はさまざまな信仰と文化とを生きている人びとが真の出会いを学んでいくことができる場であり、対話や体験、受けた恵みを分かち合うことによって、共通善に奉仕しあうという目標に向けての力となることを強調している。

人種主義、外国人排斥の克服にむけて:
2003年教皇ヨハネ・パウロ二世のメッセージ(注6)

2003年のメッセージの中で、教皇は私たち「地球市民」は国籍、社会的、民族的出自によって決定されるのではなく、本質的にイエス・キリストへの信仰と三位一体の名における洗礼によって決まると述べている。新しい人々がある小教区共同体

2000年度 教区別外国人登録者信徒数(推計)

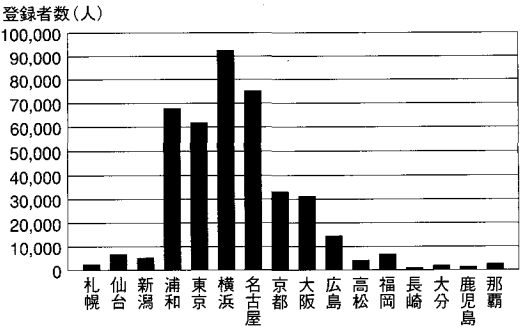

教区	日本人外国人(人)		割合	国別登録者信徒数(推計(人))				
				韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペルー	その他の国
全国	日	441,906	52%	34,342	95,155	192,999	38,686	45,790
	外	406,972	48%					
札幌	日	17,878	89%	321	830	254	25	832
	外	2,262	11%					
仙台	日	11,184	63%	485	3,081	1,874	246	969
	外	6,655	37%					
新潟	日	7,467	60%	276	2,370	1,654	187	559
	外	5,046	40%					
浦和	日	19,162	22%	1,556	15,061	35,742	10,685	4,777
	外	67,821	78%					
東京	日	84,962	58%	6,054	25,434	9,604	4,460	16,261
	外	61,813	42%					
横浜	日	52,717	36%	2,514	16,289	55,215	11,062	7,534
	外	92,614	64%					
名古屋	日	24,703	25%	3,517	10,654	52,594	5,011	3,367
	外	75,143	75%					
京都	日	19,634	37%	3,387	3,087	20,642	3,386	2,609
	外	33,111	63%					
大阪	日	55,723	64%	12,436	4,842	7,724	1,797	4,418
	外	31,217	36%					
広島	日	21,461	60%	1,926	4,500	6,225	650	1,219
	外	14,520	40%					
高松	日	5,445	58%	226	2,069	740	376	582
	外	3,993	42%					
福岡	日	31,442	83%	1,339	3,494	313	282	1,202
	外	6,630	17%					
長崎	日	68,870	99%	79	410	52	15	261
	外	817	1%					
大分	日	5,872	78%	175	981	115	77	343
	外	1,691	22%					
鹿児島	日	9,282	89%	27	846	115	9	182
	外	1,179	11%					
那覇	日	6,104	71%	24	1,207	136	418	675
	外	2,460	29%					

資料1　2000年度カトリック教会 教区別・国別登録者信徒数(推計)
『カトリック新聞』2001年3月25日掲載より作成

に来たときに、その土地の言葉が話せず、その土地の習慣に従わなかったために受け入れられなかったと感じるならば、彼らは「迷える子羊」になる可能性がある。キリスト者共同体は彼等に心を開くことによって他の文化圏からやってきた新しい信者がもたらす賜物をとおして、聖霊(注7)によって豊かにされる。より深くキリストに根ざすために、キリスト者は自分自身に固執する傾向を克服し、他の文化の人々のうちに神のみ業を認めるようにしなければならない。日々の挑戦において、利己主義から解放され、利他主義へ、拒否から連帯へと私たちを導くことができるのはキリストのあがないの恵みである。それと同時に、移住者たちにも、彼らを受け入れてくれる国を敬い、その国の法律、文化、伝統を尊重する義務があることを認識するように勧める。

日本の教会における共生への動き

ちがいがあるほど豊かないのち:日本カトリック難民移住移動者委員会(J－Carm)(注8)

日本のカトリック難民移住移動者委員会は毎年前述のような教皇のメッセージの内容を日本全体の状況に照らしあわせ、具体的なテーマを設定し小教区の教会に教皇のメッセージとともに送付している。ここでは2002年の例をあげる。

私たちは往往にしてちがいを分裂、対立、争いを生み出すこととしてとらえがちである。また、お互いに無関心であったりする。そこからは何も生まれない。無意識的に抱いている先入観や偏見、他の宗教のなかに同じ福音の価値観を発見しないで排除するような態度が私たち自身の心の中、教会の中、社会の中に、はびこっている。しかし、ちがいを認め合うといやがおうでも「尊敬と連帯」を妨げる意識や態度と向かい合うことになる。異文化のもとで生活してきた人たちとの具体的な交流を通して、時には失望したり、忍耐を求められたりする。その時、お互いのちがいを認めあい、互いに生かそうとする気持が作用するとそのちがいこそが豊かなエネルギーを生み出すことになる。「敵意と対立の文化」から「尊敬と連帯の文化」へと歩むことはそれぞれのちがう民族文化を互いに敬意を払いながら、尊重しあう共生へと目指すことになる。この歩みは決して楽で容易な道ではない。現在、日本の教会は40万人もの多国籍信徒を擁する「隠されている宝」を内に持つ畑にたとえられる。今こそ、自分自身の殻を破り、持ち物を捨てて、多文化・多民族の様々な考え、見方、表現の豊かさを掘り起こすように求められている。この呼びかけに真剣に取り組むならば、日本における新しい教会の姿が生まれてくる。このことは、また、日本社会に対し、「尊敬と連帯の文化」の発信源のひとつになるといってもよい。

日本の教会における共生の組織的な取り組み

さまざまな目的で往来する人々の権利を守り、保護するための委員会が日本の教会で真剣に取り組まれるようになったのは1970年代にさかのぼる(注9)。特に、ベトナム難民の問題、滞日アジア女性の風俗営業における人権、保護、配慮など急を要する救援のために、カトリック国際協力委員会が窓口として機能するようになった。

1983年、その委員会の中に「滞日アジア人女性を支える会」が発足し、1985年、会の目的にそったより明白な表現として、「滞日アジア女性と連帯する会」とその名称が変更になった。しかしながら、アジアからの女性だけではなく、各国からの人々との関わりがすでに行われているという理由で1988年、「滞日外国人と連帯する会」と改称された。共生にむけての実際的な諸活動は「滞日外国人と関わる」というテーマに関して各教区からの声を20回にわたってカトリック新聞の紙上に掲載され、こういったマス・コミュニケーションのレベルで、それに関するテーマでの懇談会や研究会が大阪、名古屋、東京といった教区や全国レベルで開催されてきた。

資料2　世界難民移住移動者の日のポスター

地域教会における共生に向けての意識化と取り組み

外国籍の人々と共に献げるミサでは、日本の各地で以前は聞くことがなかった様々な言語で福音が朗読され、説教が宣べられている。これこそ普遍性を生きる本質的な教会の姿であろう。ここでは、特に、広島教区における共生にむけての取り組みに焦点をあてたい。

2002年、10月19日～20日にかけて広島教区大会が開催された。そのメインテーマは「沖に漕ぎだせ―輪を拡げていく共同体―」である。開催中「外国籍の人々との連帯・共生をめざして」をメインテーマとする分科会が開かれた。この分科会のために50ページからなる資料集が用意された(注10)。

パネルディスカッションの部では、ペルー、ブラジル、フィリピン出身のパネリストが出身国の歴史、共生にむけての課題といった点を分かち合った。ブラジル人の代表者となったNさんは日本生まれでブラジル育ち、留学生として来日後、20年以上になる。現在は通訳として公共機関で働き、ボランティアとしても学校や病院で活躍している。「いつか完全な日本人になってしまうのではと思いながら、未だにブラジル的な考えが強い」という彼女は最初に日本に来た時、とまどったり、失敗したり、うれしかったり、悲しかったりといったカルチャーショックを体験のなかからいくつか分かち合った。そして、「その後も毎日のように新たな発見があります。がっかりしたり、嬉しくなった

りの繰り返しです。自分が育った国ではないということを意識しながら、いろんなことを経験し、日本のルールやマナーを守りながら、誤解を与えないよう、これからも心掛けていこうと思っています」と述べた。このNさんの言葉から彼女が違和感を感じたり疑問に思ったりすることは個人のレベルだけの問題ではなく行政のレベルでなどにも広がっているということが表面化した。2003年9月20日~21日、広島教区創立80周年の記念大会において、このテーマにおけるディスカッションが引き続き行われる予定である。特に、「国外からの移住者の生活問題」、「子どもと親のコミュニケーションの問題」、「滞日外国人への援助」というトピックがそのサブテーマとして提起されている。

キリスト教団・教派を超えて：共生にむけての活動

「外国人住民基本法」(案)の制定にむけて

2001年、外国人登録法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会(外キ協)は外国人との「共生社会」をテーマに北海道から九州に至る9ヶ所で、各地の独自性を生かし講演・芝居・証言・映像などを組み合わせてキャンペーンを行った(注11)。その目的は「外国人住民基本法」の制定である。この法案は1998年外キ協の第12回全国協議会で作成されたが、その内容をキリスト教の内部においてさらに浸透させるために2001年度から現在に至るまで同法制定の推進運動として実現にむけての署名運動が行なわれてきた。その法案は日本社会において外国籍の人々と日本人の共生と真の国際化を達成するためには外国籍の人権と民族的・文化的独自性、さらに地域社会の住民としての地位と権利を包括的に保障する法律の制定が不可欠であるという認識のうえにたって提起されたものである。難民条約や国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約に日本はすでに加入している。これらの国際人権条約はすべての人に基本的人権を保障している。しかしながら外国籍の人々は居住する権利、社会保障を受ける権利、マイノリティとして自らの文化を維持したり、発展させる権利が制限されている。また、日本に設置されているブラジル人学校は国立大学の入学資格も私学助成措置も認可されていない。国際社会で広く承認され、共有されている「人権」の理解を基本として、日本社会において日本籍の人も外国籍もすべての人が地域社会の住民として共生できる法制定が求められている。この法案は第一部から第六部までの構成となっている。第一部は第3条からなり、この法律の目的と定義、権利享有と保護の平等、国および地方公共団体の義務を記述している。第二部は出入国および滞在・居住に関する権利を言及しており、滞在・居住権の保障、永住資格、恣意的追放の禁止、家族の再会と家族の形成という条項が盛り込まれている。次の第三部は基本的自由と市民的権利および社会権に関

してである。公正な裁判所による公正な裁判を受ける権利、ここには特に自己の理解する言語によって裁判を受ける権利、日本を自由に離れ、かつ戻る権利、思想、良心の自由についての権利といった5条から成り立っている。第四部は民族的・文化的および宗教的マイノリティの権利の3条から構成されている。すべて外国人住民は国際人権法がマイノリティに保障する権利を個人的および集団的に享有しており、国および地方公共団体は外国人住民の民族的・文化的・宗教的独自性を保護し、外国人住民がその独自性を維持し発展させるために必要な立法、行政、財政、その他必要な措置をとる責務を有するとある。第五部は外国人住民の地方公共団体の住民としての権利が記され、住民の地位、住民として登録する権利、サービスの提供を受ける権利、自治の参加などの条件が網羅されている。最後の第六部ではこの法律の実施に伴う諸問題を審議する機関として外国人人権審議会に関する条項が含められている。

地方参政権に関する外国籍住民公聴会2001

2001年、2月、東京千代田区永田町の衆議院第二議員会館で「地方参政権に関する外国籍住民公聴会」が開催された(注12)。この集会を皮切りに神奈川県、京都府、大阪府などでも同様の趣旨を目的として集会が行われた。公聴会当日外国人登録法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会(外キ協)の事務局長A牧師が「外国籍住民の参政権問題」と「簡易帰化特別法案」との関連性について意見表明を行った。帰化といえば実際にそれを願う人たちにとっては複雑で、また、プライベートな部分をさらされかねない人権の問題であったといってもよい。そういった一連の手続きが簡素化されるのは実務上歓迎すべきであると思われるが、問題となる点は帰化制度の緩和案の背景に外国籍住民の参政権問題があると思われる。国家主義を唱える人たちにとっては外国籍住民に参政権を与えることは「日本国なる『国民国家』」の基本性格をゆるがしてしまう重大な問題である。そこで、「参政権が欲しいなら日本国籍を取得しなさい」となるのであって、根本的には国家をどのようにとらえるのかということに行き着く議論となってしまう。したがって、「簡易帰化特別法案」は外国籍住民を排除する皇民化政策の一つだとA牧師は主張した。そして、この方向からはどう考えても多文化・多民族による共生社会の実現には程遠いという意見表明を行った。最後に、「人権は民族や言語を超えて存在します。それは創世記において神が人を造られてから一度も変わったことのない真理です」と述べ、人権にかかわる根本的な問いを投げかけた。

司牧者へのインタビューからみえてきたもの

このセクションでは外国籍の信徒、子供たちと日頃かかわっている司牧者の声に耳を傾ける。イ

ンタビュー項目は以下の4項目である。①今、この地域で起こっている多言語・多文化現象について、②在日ブラジル人の子供の教育における目標、③在日ブラジル人への宣教、④多言語・多文化にむけての日本社会・教会の課題。インフォーマントは神父2名、修道女2名、計4名である。調査は、2003年4月から8月にかけて実施した。修道女の1名は電話によるインタビューによって行なわれた。いずれの方法においても数回のインタビュー(平均3.3回)をもとに、そこに蓄積された回答、筆者との対話からディスカッションへむけての方向づけがみえてきた時の分かち合いから得られたデータを中心に分析を試みる。分析をする時に明白でなかった点はフォローアップ・インタビューで確認をとった。

インフォーマント

A神父。彼はイタリアからの宣教師で来日11年目である。広島、兵庫、福山の教会での使徒職を経験し、現在は広島県のM教会で主任司祭を勤めている。イタリア語、日本語、ポルトガル語、スペイン語が堪能である。B修道女は、広島教区のJ-Carmの担当者である。その他の教区のJ-Carmと連携しながらその責務を果たしている。また、外国籍の子供達の初聖体(注13)の準備のために家庭訪問を行っている。A神父とB修道女は日本における地域教会での使徒職に従事している。次にあげるC神父とD修道女は両者共にブラジルでの生活体験を保持しているところが前者2名と異なっている。たとえば、D修道女は6才から18才の時まで父親の仕事の関係でブラジルに滞在した。

この地域で起こっている多言語・多文化現象について

「この状況は避けられない現実で、それを受け入れてどう生きるか」が重要であるということをB修道女は述べた。C神父は日本に在住の日系ブラジル人全体において60%の人が日本での定住を望んでいる。あとの18%は「わからない」と考えているが、定住するなら、日本語をしっかり身につけることが必要不可欠の事であると回答した。D修道女は日本は島国であり、この多言語、多文化現象は島国的心の狭さから解放されて、心の豊かさへと導く契機になると思われる。そのためには異質なものとの交流が必要である。しかしながら、日本人は外国の文化をそのまま受け入れ、悪い面もすぐにとり入れる「コピー文化」で、マイナスになる可能性も秘めてい

資料3　ポルトガル語と日本語で献げられるミサ聖祭
(2003年7月 津田撮影)

ると応えた。A神父は多文化、多言語社会という現象はややもすると異なった点を強調しがちになる傾向に陥る。しかし、人間というレベルで考えると異なった点よりも、共通点の方が大きい。人間本来の共通項を中心に宣教を行っていた方がよいと考えている。

滞日ブラジル人の子供の教育、特に信仰教育について

「統計的にみるとブラジルでは1万人の信者に対して司祭が1人であるが、日本では240人の信徒に対して1人の司祭が司牧にあたっている」という点をA神父が指摘した。この点から考えると、日本の方が恵まれているといえる。A神父が言うには外国籍の信徒が沢山住んでいる地区に勤めることになった時、その人々を教会で待っていたが、最初、彼等はほとんど教会へ来なかった。信仰教育は人間として最も大切な教育である。人間の幸せは物質的な富を築くことではなく、もっと深いところに価値があるということを教えたい。そして、一緒に神さまへと歩む仲間をつくりたい。そういうことから家庭訪問を始めた。子供たちばかりでなく、大人もブラジルで信仰教育を受けた人は非常に少ない。結婚式(注14)を正式に教会でしない青年達もいる。D修道女は教会で子供達に初聖体の準備をする時、いつもコミュニケーションの面で苦労する。日本来日時の子供の年齢、家族の構成、来日の理由などによって、ある子供達はポルトガル語の能力が日本語能力よりも長けている。しかし、日本に生まれ、ポルトガル語はほとんど話せない子供もいる。また、日本語に秀でていると思われる子供達も実際、テキストを読んで把握しようとすると理解できていない。ここに至って生活言語と学習言語というレベルの差に気づく。どのように教えたらよいかと思いあぐねた結果、教授法はポルトガル語と日本語の両語を使って生徒たちに伝える。一般的に子供たちは日本の学校生活から日本語をマスターするが、家に帰ると親はポルトガル語で子供に話しかけ、子供からの返事は日本語でかえってくる。たいていの子供たちはポルトガル語を勉強するのは「めんどくさい」という。「めんどくさい」というレベルでの問題ではないと彼女は言う。「家庭では日本語を使わない。家に帰ったら必ずポルトガル語を使う」といった使い分けのルールを設けないかぎり、親子のコミュニケーションがすでにとれなくなってきていると彼女は危惧している。これに対し、B修道女は「これはアイデンティティの問題と深く関わっている」と主張する。母語をしっかり理解できるのなら、将来、ブラジルに帰国しても困らないだろう。日本で定住したいのなら、日本語をしっかり学ぶ姿勢が必須であろう。いずれにしても、子供への信仰教育はことばなしに成就できないが、その困難を乗り越えるための壁をつきぬく対策が求められている。

滞日ブラジル人への宣教

A神父は過去11年間中国地方の4つの教会で宣教に携わってきた。現在の教会は5つ目の教会

である。それぞれの地域での外国籍の信者の世話をし、日本語教室を助け、日本語の教師の通訳をしてきた。また、3Kといった職場で働いている外国籍の人々の苦労などもみてきた。ある派遣会社を通じて来日した信徒は、幼児洗礼を受けているもののほとんどの信仰教育はなされていない。堅信(注15)も受けず、また、結婚式も教会であげていないケースも沢山みられる。伝統的にブラジルはカトリック国といわれているが、日本に住んで始めて信仰教育を受ける人も沢山いる。子供たちのための土曜学校、家庭訪問を通して彼等の霊的な指導を行っている。また共働きの親を持つ外国籍の子供たちのために、夏はプールや海へ、冬はスキー、春はハイキングに連れてゆくのもA神父の宣教活動の一部となっている。

D修道女の滞日ブラジル人との関わりは10数年前にさかのぼる。始めはどこから手をつけていいのかわからなかった。ある日、近くの教会から電話を受けた。それはブラジル人がいじめにあって、あげくの果てに、鉄道自殺をしたという悲しいニュースであった。そして、そのことが契機となってブラジル人との交流をはじめた。そして、月1回ポルトガル語のミサが行われるようになり、ミサを献げる神父の説教をポルトガル語に通訳するのも仕事となった。現在もこのミサが続けられており、毎週、50人ほどの出席者がある。病院、労働基準局、自動車運転教習所、警察拘置所といった公共の施設でボランティアとして活動している。B修道女はA神父と共に子供たちの土曜学校、特に初聖体の準備を行っている。遠隔地に住んでいる家庭を訪問し、それぞれの家族のために信仰の側面でのサポートを行っている。

多言語多文化社会にむけての日本社会、特に教会の課題

「この地域で起っている多言語・多文化現象について」で述べているように、B修道女の考えは今、私たちの目前で展開されていることは「共生」せざるを得ない現実であるということをまず悟る。そして、ひとりひとりが神の子として受け入れられるように、自分の殻からでて、心の自由を持つことが大切である。そういった心構えが共生にむけての大きな力となる。A神父は教会という組織の中でのコミュニケーションの側面をあげた。教会の中での結婚の手続き、結婚したことを証明する書類などそれぞれの言語で証明するための共通となるフォーマットがそろっていない。また教会から信者へのお知らせ・情報は日本語のみである。こういう状況は滞日外国籍の人々の大部分が日本語の読み書きができない事を考えあわせると非現実的であると述べた。

外国人が住みやすい国にしたい。そのためには外国籍の人々の文化、生活のリズムなどに関する知識を深め、お互いに受け入れられるようにすることがまず大切でないかというのがD修道女の答である。彼女が言うには、日本の教会共同体においては外国籍の人々をよそ者としてみる傾向がある。そして、このことはそれぞれの地域の司祭の態度、心の姿勢にも起因しているように思

う。主任司祭がオープンな心を持ち、「言葉が解らなくても通じあえるよ」という積極的な共生にむけての姿勢と、「日本の教会」、「ブラジルの教会」とまるで別々の2つの異なった教会のような非現実的な表現を使う場合とでは「教会」という概念に関して信徒に異なった意味づけを与えるとD修道女は例証した。

信徒へのアンケート・インタビューからみえてきたもの

アンケートは6才から18才までの子供・青年を対象とし、「教会に行ってますか」などの9項目の質問を日本語で用意した。また、ブラジル人大人を対象としたアンケートでは、「教会で親しい友人はいますか」、「教会に何を望んでいますか」など13項目の質問を日本語とポルトガル語で作成した。また、アンケート用紙に回答する時は、作成者(筆者)がインフォーマントの横に座り、インフォーマントからの「答」を記入していくプロセスをとり、直接の回答が特に研究内容と密接に関わり、発展性が予想される時、アンケートの設問に加えて、付加的な質問を行った。また、日本人に向けては、「外国籍の信者の方をどのようにとらえていますか」、「『共生』を目指す教会に向けて、あなた自身はどのような活動をしましたか。していますか。したいですか。」といった12項目の質問を設定した。在日ブラジル人児童・青年15名、在日ブラジル人の大人18名、日本人20名、総計53名のインフォーマントの回答をもとに次項で分析を行なう。

日系ブラジル人児童・青年

「あなたは教会に行っていますか」という問いに対しては78.6%の子供が行っていると答えた。「教会に行く事によって励まされたり気持ちのうえで助けられたりした事がありますか」という問いでは、54.5%が「ハイ」と答えている。「教会でのお友達とは何語で話しますか」という問いに対して、日本人の友達には日本語、日系ブラジル人にはポルトガル語で話すが30%、日本語で話すが60%、ポルトガル語と日本語と場合に応じて使い分けて話すが10%であった。「神父様のお説教はわかりますか」という問いでは、「わかる」と答えた人が80%、わからないが10%、ポルトガル語ならわかるが日本語ならわからないが10%であった。「教会に何を望んでいますか」に対しては、個人的な希望、「早く初聖体がいただきたい」や、「教会の場所を貸し、解放して、人々の活動の場にしたい」といった共同体のための願いを表しているものもあった。今、現実に日本の教会が直面している「共生」にむけての意見、希望は皆無であった。

日系ブラジル人の大人

まず、「ブラジルにいた時、教会に通っていましたか」という問いに、94.4%が「はい」という回答であった。しかし、現在「毎週教会に行っていますか」という問いにはその回答が逆になっている。つまり、94.4%が、「毎週、教会へ行っていない」と答えた。その理由は、「仕事が忙しい」、「日曜日もお店で働いている」、「時間がない」、「主人が行かないので主人をおいて教会に行けない」などである。「日本の信者（大人）に対して、どのような印象を持っていますか」という問いの回答として、「ポルトガル語のミサに行くので日本人とはあまり接していない」、「コミュニケーションがとれないからわからない」、「親切でやさしい」、「保守的」などがあげられた。「教会で親しい友人がいますか」との問には「いる」が53%となっている。「その友人について教えてください」との問いには、「日本人の修道女」、「神父」といった司牧者、「日本人のおとしより」、「自分と一緒に働いている日本人の信者」などの名があげられている。「教会でポルトガル語でのミサがありますか」という問いには80%の人が「はい」と答えている。「コミュニケーションに関して、困ったことがありますか」との質問に対して、52.9%が「はい」と答えている。「困った時どのようにして解決しましたか」という問いに対して、「日本語を話すことができる人に注意をむける」、「日本語をすでに話せる他のブラジル人の友人に助けを求める」、「辞書を使う」などである。「教会に何を望んでいるか」という問いに関しては、「一つの大きな家族になること」、「もっと教会が発展してほしい」、といった教会のユニバーサルなレベルでの回答と、「もっとブラジル人コミュニティーが一致してほしい」、「仲間をつくる場所になってほしい」、「ポルトガル語のミサがこのまま続いていけばよいと思う」、「教会の中でもあいさつしかない。もう少し、親しくしてほしい」、「ポルトガル語を話す人がもっといてほしい」といったローカルなレベルでの教会にむけての願望などが含まれていた。

日本人信徒

「教会で親しい友人がいますか」の問いでは80%の信徒が「いる」と答えている。先に見たように、同じ質問でブラジル人の「いる」と答えた率は53%であった。「外国籍の信者とお話ししたことがあるか」という問いに対して、「ほとんどない」が26.3%、「ある」が73.7%である。「どのように?」との問いに対し、「日常的な会話や挨拶」、「家族のはなし」、「行事を一緒にした時」など話のトピックの内容や特別の行事の際に会話のチャンスがあったことが記されている。「外国籍の信者の方をどのようにとらえていますか」との問いに対して、「信仰共同体の一員として」(36.8%)、「親しい仲間として」(10.5%)、「信仰深い人々として」(15.7%)、「難民として」(5.2%)、「違う考えを持っている人々として」(5.2%)、「親切で優しい人たちとして」(5.2%)、「日本人とかわらない人たち」(5.2%)と、なっている。

「教会では国際ミサが年に数回ありますか。それは『共生』を生きる教会として役立っています

か」という問いに対して、「出席したことがある」と答えた人は100%。「そのミサが役立っている」と回答した者は36.8%で、「わからない」と答えた人が63.2%である。この結果からみると「共生」とは一体、どのような現実をさしていうのか、基本的なあり方といった概念そのものにはっきりした答えや考えが理解されていないことがみてとれる。「外国籍の信者（大人）に対してどのような印象を持っていますか」という問いに対しては「いつも同国人同士で固まっている。だから話しかけにくい」、「ひけめを持っているようだ」、「居ずらそうでおびえている感じ」といった消極的なイメージの回答、反対に、「フレンドリィ」、「明るい」、「ひかえめで良い人々」、「信仰を生活の中で生かしている」、「熱心な信者」、「陽気な人々」、「うちとけやすい」、「人情も深い」、「異国でよくがんばっているという感じ」といった積極的なイメージの返答があった。この項目では「外国籍の大人」という表現を用いたので、インフォーマントがどの国の外国籍の人々をイメージして回答したのかに至っては明白な答えはない。一番身近な外国籍の人を心に浮かべて回答した人がほとんどであろう。

「外国籍の人々との交流などはありますか」という問いには84.2%の人が「ハイ」と答えている。「その交流でどんなことをしましたか」という問いには「パーティ」、「ミサ後のお茶会」、「花火大会」、「地域ミサ」、「会食会」、「ことばの勉強会」、「キャンプ」などをあげている。「これから交流会を開くとすれば、どんな活動を盛り込みたいですか」では、「教会のあり方や活動について話しあえる機会を持ちたい」、「それぞれの国の紹介、特にそれぞれの文化を背景としたコミュニケーションスタイル、非言語コミュニケーションについて」、「共生をめざした結果、どのような問題が生じ、どのように解決してきたのかといった様々なケースを知るための研修会」といったものから、「ピクニック」、「外国料理」、「国の紹介」、「自己紹介」、「お菓子づくり」、「パーティ」などがあげられた。「外国籍の人々とのコミュニケーションはスムーズに出来ていますか。難しいと感じる時はありますか」との問いには、「ことばが通じていない」（50%）、「スムーズにできていない」（40%）、「困難を感じているか」については50%の人が感じている。「わからない」が5%となっている。コミュニケーションがスムーズに運ばない原因として「国籍ごとのグループにわかれがちで交流の深みがない」、「こちらの努力が足りない」、「日常語は日本語で可能でも、こみ入ったことを話すのはむずかしい」といった意見や「ことばの不自由さがあるが、身振りなどでお互いに意志の疎通ができる」、「こちらから積極的なアプローチをすれば意外と楽しい」といった楽天的な回答もあった。

「外国籍の人々との『共生』を目指す教会はどのようなものでしょうか」という問いには分析結果から三つのキーワードを読み取ることができる。「識る」、「活動する」、「実行する」である。まず、「識る」では、「お互いを識る」、「お互いの文化、お互いのコミュニケーションシステムを識る」。「活動する」には「お互いに交流する」、「外国籍の信者が疎外感を感じることのない雰囲気づくりをする」そして、「実行する」の具体例は「多言語のミサにともにあずかる」、「相手の文化を背景と

したコミュニケーションを1日も早く学んで、互いの立場を理解できるくらいに話し合いができる」に表されている。「共生にむけて、あなた自身どのような活動をしましたか。していますか。したいですか」に対して、「何を具体的にすべきかよく分からない」といった回答が30%を占めている。「している」と答えた人は、「日常場面での小さなことから始めている」、「とにかく声をかける」、「ミサを一緒に」、「歌を一緒に」、「フレンドリィに話しかける」といったものや、「ことばは通じなくても笑顔でアイコンタクトをする」、「生活に根ざした話題で交わる」、「対話をする」といった生活レベルでの行動で応えていた。また、「外国籍の信者の方が抱えておられる問題について知る機会がもっと欲しい。それを知って行動計画ができる」といった積極的な考えをあらわしている回答、実際に教会で多言語のニューズレターの編集に携わった経験、外国籍の子供にミサの待者として参加させることを助けると語ってくれたインフォーマントもいた。最後に、「教会に何を望んでいますか」との問いに「理念化した愛をいくら強調してもよくない。手に触れ、耳で聴き、目で見る、キリストとの出会いが大切であり、外国籍の人々とみんなが一体になれる事」がその質問への回答の代表的なものであった。

おわりに

この節においては共生を生きる教会の基本的概念、ローカルなレベルでそれを実行に移すために教会組織内での委員会の役割・諸活動などを概説した。そこから外国籍の人々との連帯にむけての教会の姿勢がみてとれた。多国籍化する教会が、これからの教会作りのために話し合いの場を提供し、言葉の壁を乗り越えて活動している姿は共生にむけての信徒達への意識化につながっている。しかしながら、この現実がまだ日本人の信徒、特に外国籍の信徒には十分に伝わっていない面もあることがこの度のアンケートやインタビューから明らかになった。

「人はパンだけで生きるものではない。神の口から出るすべてのことばによって生きる」(注16)と聖書は伝えているが筆者が外国籍の人々と出会い、話をする機会がふえるにつれてこの聖句が心に響く。ひょっとしたら、彼等は日ごとの糧を獲得するために疲れきっているのではないか。たしかにそのような応答がインタビューの折にあったことを想起しながら複雑な思いにかられる。法的、政治的にも弱者の立場にある外国籍の人々に教会が心の糧になってほしいと切に願う。多国籍共同体づくりはひとつの教区、ひとつの地域教会におさまる問題ではない。移動する労働者は教区、小教区の枠を超えて移動しており、教区、地域教会を越えた協力体制を作る必要がある。これは、日本の教会をすべての国の人々を暖かく迎え入れる開放的な教会として創り出すことを意味しており、多様さを豊かさとしうる教会形成を推進することにつながっている。また、信仰教育のた

めの言語別教材を準備し、提供することも重要である。そして、外国籍の信徒が日本で信仰生活において成長するのを助けるプログラムも必須であろう。ある司教は「移住者のおかげで、先細りだった教会が正常な姿に近づいたと言っても良いでしょう。彼らのほとんどは日本に定住します。もはや、彼らが主役であり、彼らを抜きにした教会は考えられません」(注17)と語っている。

教会の未来像は日本社会のすべての人々が共生のビジョンを生きることにある。真の国際理解を深めるために国際交流や草の根の動きが生かされ、それを教会がいかに呼応してゆくかにかかっていると思われる。そのために政治的、法的な環境設備が不可欠である。こういう観点から先述したように「外国人住民基本法」の制定を目指して外国人住民に対する総合的な人権保障制度を確立することが急務であろう。

〈大阪大学大学院言語文化研究科教授〉

---

1 ———— 国際協力委員会は2001年4月1日から難民移住移動者委員会と改称された。

2 ———— 『カトリック新聞』2001年3月25日発行

3 ———— 日本のカトリック教会は16教区から成っている。浦和教区は2003年3月31日をもって、さいたま教区と名称変更された。広島教区は鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の5県を含む。

4 ———— 教皇ヨハネ・パウロ二世のメッセージ: 第88回世界難民移住移動者の日(2002)　日本カトリック難民移住移動者委員会

5 ———— 正式名称はPontifical Council for the Pastoral Care of Migrants and Itinerant Peoples

6 ———— 教皇ヨハネ・パウロ2世のメッセージ: 第89回世界難民移住移動者の日(2003)日本カトリック難民移住移動者委員会

7 ———— 聖霊は父と子の相互の愛であって、父と子から永遠に発出する。「神の息吹き」とも言われ、創造の初めからあらゆる生命と切り離せないつながりを持っている。

8 ———— 日本カトリック難民移住移動者委員会メッセージ(2002)

9 ———— このセクションはJ-Carm広島を担当しているB修道女の筆記記録、口答による情報にもとづく。

10 ———— 『沖に漕ぎ出して　—ちがいはげんき—: 外国籍の人々との連帯・共生をめざして』広島教区大会2002　第2分科会資料」カトリック広島司教区　2002.10.20. この資料集には外国籍の人々の推移・数と国籍、各教区の日本人信徒数と外国籍信徒数の対比、外国籍の人々が抱えている問題点などが網羅されている。

11 ———— http://www.hyogo-iic.ne.jp/ ~ rokko / gaikikyou. html

12 ———— 『カトリック新聞』2001年3月25日発行。

13 ———— イエズス・キリストの御からだと御血とを超自然の生命を養う食物として受けることを聖体拝領という。カトリック教会では物事をわきまえる年令(満7才ぐらい)に達したすべての信者に聖体を受けることをすすめている。最初に聖体をいただくことを初聖体という。

14 ———— キリスト者夫婦の契りはキリストの教会を結ぶ愛の一致にあずかるしるし、すなわち秘蹟である。結婚の秘蹟は配偶者同士が神父の立ち合いのもとに結婚に同意することによって成立する。

15 ———— 信仰を強め、それを正しく表すために聖霊の恩恵を与える秘蹟。

16 ———— マタイ4:4

17 ———— 『カトリック新聞』2003年9月7日

【主要参考文献】

●カトリック広島司教区「沖に漕ぎ出して　—ちがいはげんき—: 外国籍の人々との連帯・共生をめざして』広島教区大会 2002第2分科会資料 2002　●『カトリック新聞』　2001年3月25日　●『カトリック新聞』　2003年9月7日
●http://www.hyogo-iic.ne.jp /~ rokko / gaikikyou. html　(2003年9月1日アクセス)

日系ブラジル人の家庭をとりまく現状 —ことばの問題を中心に—

高阪香津美

1990年の出入国管理および難民認定法の改正により、日系人は日本国籍をもつ1世(注1)だけでなく、2世・3世やその配偶者まで在留資格が得られるようになり、その結果、「出稼ぎ」による日系ブラジル人の来日者数が著しく増加した。中でも、家族とともに来日する人や単身で来日し、後に結婚して日本で家庭を築く人が多く見られる。こうした事実は、日系ブラジル人の滞在年数が長期化してきていることや、さらには、定住化の傾向にあることを反映している。日本での滞在が長期化する原因として、日系ブラジル人が直面する経済的な実情が挙げられる。日系ブラジル人は日本での滞在を、ブラジルで安定した生活が送れるだけの貯金ができるまでの期限付きのものと見なしているが、実際は目的が容易には達成できないため、滞在が長期化していると考えられる。その結果、日本生まれの子どもが増加し、在日ブラジル人の年少人口(注2)は2002年では40938人と韓国・朝鮮籍に次いで二位である。実際、本調査のインフォーマント(注3)であるブラジル人父母(注4)の平均滞在年数が約10年と長期的であることや日系ブラジル人児童・生徒の37.5%が日本生まれであることから、広島県東部地域にも定住化の流れが存在するようである。

滞在年数の長期化や定住化の傾向が強まり、日系ブラジル人の家庭はブラジルで生まれ育った両親と日本で生まれ育った、あるいは、幼年期に来日した子どもによって構成されている場合が多い。こうした、日本、ブラジルという異なる二つの文化を持ち合わせた日系ブラジル人の家庭は、日本で生活していく上でさまざまな問題に直面している。上記で示したような経済的な側面のほか、年齢が増すごとに再就職が困難であるといった仕事に関する不安などが予備調査から見えてきた。中でも、日本で生活していく上でもっとも困難なのは「ことば」の問題であると答える人が大多数を占めていた。そこで、本節では、滞在の長期化に伴う日系ブラジル人の家庭の問題として、特に、言語使用と言語教育に焦点をあてこれらの問題に対する今後の日本社会の対応のあり方を模索することを目的とする。

調査概要

インフォーマントは、広島県東部地域に住む公立小学校、中学校、高校に通う日系ブラジル人児童・生徒と学齢期の児童・生徒を子どもに持つブラジル人父母であり、両者に対してインタビューを依頼した。日系ブラジル人児童・生徒の回答数は8名で、その内訳は、小学生6名（男性3名、女性3名）、中学生1名（男性）、高校生1名（女性）であった。また、ブラジル人父母の回答数は11名であった。この研究のために2003年7月初旬から予備的な調査を開始し、8月3日から10日までの1週間を本調査の期間にあてた。調査方法は、日系ブラジル人の家庭を実際に訪問し、あらかじめ準備しておいた質問項目に従って、筆者が口頭でインタビューを試みた。その際、相手の言語能力に合わせ、ブラジル人父母に対してはポルトガル語、日系ブラジル人児童・生徒に対しては日本語でそれぞれインタビューを実施した。会話の流れに沿って、適宜、質問項目の順番を変えるなどし、なるべく自然な状態に近くなるように努めた。インフォーマントが了解した場合にのみ、記録のためにカセットテープによる録音を行った。調査内容は、日系ブラジル人児童・生徒に対しては「一緒に住んでいる家族の人にどんなことばで話しかけますか」など合計36項目について質問し、ブラジル人父母に対しては「日本にはじめて来ましたか」など合計38項目について質問した。大部分の質問が自由回答形式を採用した。また、選択肢がある質問であっても基本的にインタビュー形式をとっているため、準備された回答以外に調査者がさらに深く知りたい場合は、それぞれの項目に対して掘り下げた内容を質問した。

日系ブラジル人の家庭をとりまく問題

親の日本語におけるコミュニケーション能力に関して

ブラジル人父母の多くが自分自身の日本語におけるコミュニケーション能力について、「『話す』、『聞く』に関してはほとんど問題ないが、『読む』、『書く』に関してはひらがなとカタカナのみで漢字はほとんどできない」と述べている。「現在、日本語を学習していますか、または、過去に日本語を学習したことがありますか」という質問をしたところ、「学習したことがある（54.5%）」、「学習したことがない（36.4%）」、「無回答（9.1%）」という結果であった。しかし、学習経験者は数字の上では54.5%を占めているものの、「仕事が忙しくなったから」、「子育てで忙しいから」、「仕事の都合で引っ越ししたから」という理由により、いずれの場合も日本語学習が長く続いていないのが現状である。そして、36.4%を占める未経験者は「どうして日本語を学習しないのですか、または、しなかったのですか」という質問に、「仕事が忙しくなったから」、「経済的な余裕がなかっ

写真1　母親と一緒に学校の宿題をしている様子

たから」、「子育てで忙しかったから」と答えていることから判断して、日本語学習の機会が無かったことがわかる。この結果は、「出稼ぎ」のために来日した日系ブラジル人の労働状況や日本生まれの子どもが増加するというような日系ブラジル人の日本における滞在の長期化や定住化の特徴をよく反映したものになっている。また、「今後、機会があれば日本語を学習したいですか」という質問には、「学習したい(81.8%)」、「学習したくない(0%)」、「無回答(18.2%)」とあり、ほとんどのブラジル人父母が日本語を学習することを希望していることがわかる。その理由として「病院で医師との会話をスムーズに行えるようになりたいから」や「漢字が読めて、書けるレベルまで到達したいから」という意見が多かった。このことから、専門用語を必要とする上級レベルの会話能力や漢字の読み書き能力が不足していることにより、日常生活を送る上でなんらかの問題が生じているようである。

では、実際にブラジル人父母に対するインタビューの中から浮き彫りになった問題を論じてみたい。漢字の読み書き能力が低いために生じているものとして、まず、「仕事ができる条件を満たしているにもかかわらず、仕事を見つけるのが非常に困難であるということ」、次に、「町内会のお知らせや回覧板などに書かれている文章が理解できず、重要な情報が収集できないこと」、さらに、「子どもが学校から持って帰ってくる宿題をみてやることができないこと」が挙げられた。また、会話能力が低いために生じていることとしては、「学校の先生との懇談に問題を感じている」というものや「子どもと日本語でコミュニケーションを行うときに問題を感じる」という意見があった。それに加えて、「日本人の友人を作ることができない」という意見もあった。上記の理由から、ブラジル人父母は読み書き能力も含めて日本語におけるコミュニケーション能力が低いことに起因するさまざまな不安や問題を抱えながら生活していることがインタビュー結果より明らかになった。

子どもの教育に関して

1.――― 子どもの言語使用

日本で生まれた、あるいは、幼年期に来日した日系ブラジル人児童・生徒は、一般的に家庭では家族と会話することで話し言葉中心のポルトガル語を習得し、家庭以外の場所、特に学校では、読み、書きを含めた日本語を習得することによって日本語・ポルトガル語のバイリンガル(注5)になる場合が多く見られる。しかし、インタビュー結果より日系ブラジル人児童・生徒が家庭内で使用

する言語をまとめた表1は、ブラジル人の子どもが両親や兄弟に対して使用する言語はポルトガル語のみではないことを示している。家庭内であっても、日本語がわかる相手に対しては、ポルトガル語も、日本語も両方とも使用する傾向が見られる。表1より、父親と話すときにはインフォーマントD、Gが、母親と話すときにはA、D、G、そして、兄弟と話すときにはA、D、E、Gがポルトガル語と日本語の両方を使用していることから、そうした傾向は両親と話すときよりも自分と同じように日本で生まれた、あるいは幼年期に来日した兄弟姉妹と話すときにより顕著に表れるようである。このように、ポルトガル語を唯一使用できる場である家庭においても、使用言語がポルトガル語から日本語へシフトしてきている。

以上の結果は、日系ブラジル人児童・生徒の62.5%が得意な言語を「日本語」と答えていることからもうなずけると同時に、日本においてポルトガル語の習得、あるいは、保持がかなり困難であることが推測できる。しかしながら、こうした考察は表1が示すようにインフォーマントの自己評価に基づいている。今後は、日系ブラジル人児童・生徒が行った主観的な評価がどれだけ客観的な評価と一致するのか、言語能力テストや参与観察といった方法を用いて検証していく必要があるだろう。

インフォーマント	父親と話す言語	母親と話す言語	兄弟と話す言語	得意な言語
A	ポ語	ポ>日	ポ>日	日本語
B	ポ語	ポ語	—	ポ/日
C	ポ語	ポ語	—	ポ/日
D	ポ=日	ポ=日	ポ=日	日本語
E	ポ語	ポ語	ポ>日	日本語
F	ポ語	ポ語	ポ語	ポ/日
G	ポ>日	ポ=日	ポ<日	日本語
H	ポ語	ポ語	—	日本語

ポ・ポ語：ポルトガル語　日：日本語
ポ>日：日本語よりポルトガル語の方がより多い頻度で話されている
ポ<日：ポルトガル語より日本語の方がより多い頻度で話されている
ポ=日：ポルトガル語と日本語が同じ頻度で話されている
ポ/日：ポルトガル語、日本語両方
—：兄弟がいないことを表す

表1　日系ブラジル人児童・生徒の言語使用

2.――――母語保持教育の必要性

母語とは、幼児期に家庭の中でもっとも早く身につけた言語であると考えると、日系ブラジル人児童・生徒にとっての母語保持教育のもっとも身近な意義が、両親とのコミュニケーションであることは容易に想像がつくであろう。ブラジル人父母に対して、「家族の中の異なった世代間とのコミュニケーションがうまくいかなかったことがありますか」という質問をしたところ、「ない」が

72.2%と多く、家庭内におけるコミュニケーション上の問題が現段階ではそれほど多く存在していないことがわかる。しかし、「ある(27.3%)」という回答が得られたのもまた事実である。そして、「ある」と答えた人全員が「子どもとの会話の中でコミュニケーションギャップを感じた」と述べている。具体的には、「ポルトガル語で話していても、子どもに伝わらないことがある」、「学校で難しい日本語を覚えてくるので、子どもが話している日本語の意味が分からないことがある」、「子どもは、自分の感情をポルトガル語で言えないときに日本語で伝えようとするが、子どもの話す日本語が分かってやれない」といったものである。この結果からも分かるように、たとえ両親が日本語を話すとしても、子どもと親の日本語能力には大きな差があるため、互いが完全に理解することは難しい。それゆえ、子どもがポルトガル語を習得、または、保持していなければ、最悪の場合、両親とコミュニケーションを行えないことが起こりうるのである。このように、母語保持教育は両親と円滑なコミュニケーションを行う上で重要な役割を果たすと思われる。

日本での滞在年数が長期化すると、日本の学校生活に適応するが、逆に、ブラジルに帰国した際に、ブラジルの学校生活や授業に不適応を起こすことがしばしば見られる。こうした不適応をなくし、ブラジルの学校生活への適応をスムーズにすること、つまり、帰国後の再適応(注6)の促進を図るのも母語保持教育の意義である。これに関して、日本からの帰国児童・生徒がブラジルの通信教育を受けていたためにブラジルの学校へスムーズに編入でき再適応が促進されたという報告がある。また、江原(2000)は、日本から帰国した日系ブラジル人の児童・生徒の学校における再適応状況を追跡調査した。その結果、全体の36.4%がポルトガル語に困難を感じていることがわかった。これは、日本からの帰国児童・生徒が他の教科よりもポルトガル語に困難を感じる割合が高いことを示している。このことからも、日系ブラジル人児童・生徒にとって母語であるポルトガル語を習得、または保持することが、帰国後、ブラジルの学校に適応するためにいかに重要なことであるかがわかる。

さらに、母語は子どもの文化的アイデンティティの基礎をなすものである。それゆえ、母語の学習機会の提供は子どもの文化的帰属意識を育て、情緒的な安定を促す。日本で生活し、日本文化を習得すれば、ブラジルの文化やアイデンティティを失う可能性がある。そのためにも、日本語だけでなく、ポルトガル語の教育を行う必要がある。

3.――― 母語保持に対する親と子どもの意識

日系ブラジル人の両親に対して、「子どもにはポルトガル語と日本語のどちらの言語が得意になってもらいたいですか」という質問をしたところ、「ポルトガル語と日本語の両方(72.7%)」、「日本語よりもポルトガル語(18.2%)」、「ポルトガル語よりも日本語(9.1%)」という結果であった。「ポルトガル語よりも日本語」と答えた親も、「来年ブラジルに帰国するので、それまでの期間はポルト

ガル語よりも日本語を習得させたい」と述べており、子どもがポルトガル語を習得、または保持することを全員が希望していることがわかる。また、日系ブラジル人児童・生徒に対して、「将来、ポルトガル語と日本語のどちらが得意になりたいですか」という質問をしたところ、「日本語とポルトガル語両方（50％）」、「ポルトガル語のみ（25％）」、「日本語のみ（25％）」と答えており、親と同様に、多くの子どもが日本語と同様にポルトガル語の習得、あるいは保持も希望していることがわかる。「ポルトガル語の学習は必要だと思いますか」という質問にも、「必要だと思う（75％）」、「必要だとは思わない（25％）」と答えており、ポルトガル語の学習に必要性を感じている子どもが多いことが明らかになった。

本調査のインフォーマントであるブラジル人父母は、子どもがポルトガル語を習得するように、あるいは、習得したポルトガル語を忘れないように、家庭において様々な工夫を行っている。具体的には、「家の中では日本語を話すことを禁じ、必ず、ポルトガル語を話すようにしている」、「ブラジルのテレビ番組を見ている」、「ブラジルで使用していた教材を来日時に持参し、勉強している」、「ブラジルの先生とメールによりポルトガル語の通信教育を行っている」、「ポルトガル語の教材を購入し、アルファベットの書き方を子どもに教えている」など、母語保持に対するブラジル人父母の意識の高さがうかがえた。

4. ――― 受け入れ社会に期待すること

前述したように、ブラジル人父母は子どもの母語保持に関してさまざまな努力を行っている。このことは、子どもが日本語がわかる両親には日本語を話す傾向が少し見られるものの、それでも、両親とは主にポルトガル語で会話していることや、実際、子どもに「ブラジルのテレビ番組を見ますか」という質問をしたところ、「よく見る」と「ときどき見る」を合わせて100％に達したことからも明らかである。こうした結果から、子どもは日常生活の中で「話すこと」と「聞くこと」を通して頻繁にポルトガル語に接触している様子がうかがえる。それゆえ、日系ブラジル人の家庭における子どもの母語保持はうまく機能しているかのように思えるかもしれない。しかしながら、「日本語の本やマンガを読みますか」という質問では、62.5％の子どもが「よく読む」または「ときどき読む」と答えているのに対し、「ポルトガル語の本やマンガを読みますか」では「よく読む」または「ときどき読む」と答えた子どもはわずか25％であり、「読むこと」を通してポルトガル語に接触する頻度が非常に少ないことを示している。さらに言えることは、得意な言語を日本語とす

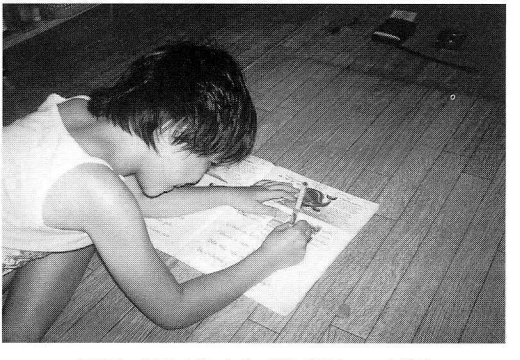

写真2　家庭でポルトガル語を勉強している様子

る日系ブラジル人児童・生徒の80％が「読むこと」を通してポルトガル語に接触する頻度が「あまりない」あるいは、「まったくない」と答えており、その理由を「まだ読めないから」、「読んでも意味が分からないから」と答えている。また、ブラジル人父母はインタビューの中で「息子はポルトガル語を上手に話すし、すべて聞いて理解することもできるが、ポルトガル語で文章を書くことが苦手である」、「ポルトガル語で話したり聞いたりすることは家でもできるが、読んだり書いたりすることに関しては、やはり先生の協力が必要である」と述べている。この結果から、「話すこと」、「聞くこと」に関しては、父母による家庭内の母語保持教育や日常生活の中でポルトガル語と接触することによって、ある程度、習得、あるいは、保持できるが、「読むこと」、「書くこと(注7)」に関しては、家庭における母語保持教育のみでは、十分なものとは言えないようである。

さらに、「もし、母語保持教室があれば子どもを通わせたいですか」という質問に対して、ブラジル人父母全員が「通わせたい」と答えていることからも、家庭だけでは十分な母語保持教育を行うのに限界があり、受け入れ社会側のなんらかの手助けが必要であることを示唆している。実際に、「子どもが通っている学校にどんなことを望んでいますか」という質問をしたところ、「ブラジル人学校があれば良いと思う」という意見が多く見られた。これは、愛知県や静岡県などにあるブラジル人学校ではブラジルで使用されている教科書と全く同じものを用いて授業が行われるため、子どもがポルトガル語を忘れる心配がないことに起因する。一方、日本にいるときは日本語や日本文化を身につけて、日本人との友情を深めてもらいたいという考え方により、「たとえ、ブラジル人学校があったとしても、行かせないだろう」という意見もあった。

最終的に、ブラジル人父母にとってもっとも理想的なのは、「ポルトガル語と日本語が両方分かる教師が公立学校にいること」や「公立学校でポルトガル語の授業を行うこと」であるようである。ある母親は、「自分の子どもが通っていた小学校にはポルトガル語を教える教師がいなかったが、隣の町内の小学校には週に1度、必ずポルトガル語の授業を行う教師が巡回していた。その小学校に通っていた友人の子どもと自分の子どものポルトガル語能力は大きく異なるため、日系ブラジル人が在籍するすべての学校にポルトガル語を教える教師を配置することが、子どもの母語保持にとって役に立つことである」と述べている。日本語とポルトガル語が両方わかる教師が学校に配置されることは、子どもの母語保持教育に当然、効果的であることに加えて、日本人の担任とブラジル人父母が面談をする際の手助けとなり、親、子どもの両者にとって必要な存在であるといえる。

5.――― 子どもの教育にかかわる将来の展望

親子間の意識の違いによって引き起こされる帰国に関する問題は、家族の構成メンバーに子どもを持つ多くの日系ブラジル人家庭において共通して見られるものである。日系ブラジル人父

母に対して「日本にあとどれくらい滞在する予定ですか」という質問をしたところ、「1年くらい(36.4%)」、「まだ分からない(27.3%)」、「4年くらい(18.2%)」、「2年くらい(9.1%)」、「できれば永住したい(9.1%)」という回答が得られた。この結果から、日本に永住を希望している人はわずか9.1%であり、「まだ分からない」を除く、残りの63.7%は数年後にブラジルへの帰国を予定していることが分かる。また、「まだ分からない」と答えた人も、「子どもが日本の教育を受け終えるまで」や「日本での目的が達成できるまで」と述べていることから、日本での滞在を「期限付き」と見なしていることが見て取れる。こうしたことから、日系ブラジル人の日本における滞在は長期化や定住化の傾向は見られるものの、ほとんどのブラジル人父母が将来的にはブラジルに帰国することを希望していることがうかがえる。

次に、現段階において、既にブラジルへの帰国を予定している人への「なぜ、ブラジルに帰国するのですか」という質問の回答を見てみると、「子どもに教育を受けさせるため(57.1%)」が最も多く、次に「家族、親戚や友人がいるから(28.6%)」、「日本での生活が困難になったから(14.3%)」と続いている。帰国理由を「子どもに教育を受けさせるため」とする人は、日本における滞在予定年数を、それぞれ「1年」、「4年」と答えており、こうした数字について、ある母親は「来年、小学校に入学する息子がいるが、このまま日本の小学校に入学させて、10～11年後にブラジルの学校に編入させることは子どもにとって大変難しいことであると思う。だから、日本の小学校入学前にブラジルに帰国し、最初からブラジルの学校で教育を受けさせたい」、また、別の母親は「4年後には、日本の中学校を卒業するので、帰国してブラジルの高校で子どもに教育を受けさせたい」と説明している。つまり、「1年」、「4年」といった明確な滞在予定年数は子どもが現在通っている日本の学校における卒業までの予定年数を示しており、ブラジル人父母が帰国を決める際に、子どもの就学段階を考慮に入れる場合が多いことがインタビューの結果明らかになった。

これに対して、ブラジル人児童・生徒に「将来、どこで勉強したいですか」という質問をしたところ、「日本(62.5%)」、「ブラジル(25%)」、「その他(12.5%)」であり、圧倒的に日本で勉強したい子どもが多いことが見てとれる。その理由として、「日本で長い間生活しているので、日本の生活環境に順応しているから」や「家族も友人もすべて日本にいるから」という回答がみられ、中には、「私は自分をブラジル人ではなく、日本人だと思っている。いずれは、国籍もブラジル国籍から日本国籍に移したい」と述べる子どもさえいた。

上記で考察したように、親と子の間で将来の展望に関して意識の違いが生じている。親は子どもにブラジルで教育を受けさせたいのに対し、子どもは日本で教育を受けることを希望している。ブラジル人父母は、いずれはブラジルに帰国し生活することになるので、ブラジルで教育を受けることが子どもの将来にとってもっとも重要なことであると考えている。一方、子どもは慣れ親しんだ

日本で教育を受けることを強く望んでいる。両者にこうした意識の違いが生じるのは、親は自分の生活基盤があくまでもブラジルにあり、たとえ長期的であっても、日本での滞在は一時的なものに過ぎないと考えているのに対して、ブラジルを知らずに日本で生まれ育った子どもは、自分の生活基盤はブラジルにではなく日本にあると考えているからであろう。

おわりに

本稿では、日系ブラジル人の家庭をとりまく現状から、親の日本語におけるコミュニケーション能力とそれにともなう不安や問題点、また、子どもの教育に関しても取り上げ、特に、母語保持教育という言語の問題と教育にかかわる将来の展望について論じてきた。

まず、親の日本語におけるコミュニケーション能力に関して、日本語能力が低いことにより日常生活を送る上でさまざまな問題が生じていることが観察された。生活上の不安を解消するために、「読むこと」、「書くこと」を含めた、コミュニケーション能力の習得が必要である。しかし、日本語におけるコミュニケーション能力が低いことによって生じる問題は、多くの場合、われわれ日本人とのコミュニケーションギャップにより引き起こることが予想される。外国人を受け入れる側も相手が外国人であることを考慮すれば、コミュニケーションを円滑に行えるようになるのではないかと思われる。

次に、子どもの教育、特に、母語保持教育に関してはポルトガル語との接触が家庭内のみにほぼ限られており、ポルトガル語を習得、あるいは、保持することが非常に困難であることが観察された。公立の学校にはポルトガル語を母語とする児童・生徒だけでなく、さまざまな言語を母語とする児童・生徒が在籍しているため、ポルトガル語を母語とするブラジル人児童・生徒にだけポルトガル語の授業を行うというわけにはいかない。また、ポルトガル語能力を有する人材が不足していることも問題点として指摘される。しかし、父母とのコミュニケーションや帰国後の再適応などを考えると、ポルトガル語を習得、あるいは保持することは必要不可欠である。そのため、今後の課題として、ポルトガル語能力を持つ人材やブラジルに興味や関心をもっている人材を確保し、子どもが少しでも多く、ポルトガル語やブラジル文化に触れられる場所、つまり、母語保持教室を開設することが急がれる。

さらに、子どもの教育に関連して、将来的に帰国を希望している親と日本に永住したい子どもとの間に、将来の展望において意識の違いが見られた。子どもが日本に残りたい理由として、「ブラジルに行ったら、分からないことが多いから」と述べていることからも、日本語や日本での生活にかなり順応していることがわかる。しかし、子どもたちが日本での永住を希望するのは、ブラジル

国籍でありながら、ブラジルの文化や言語を学ぶ機会がほとんど与えらずに、ただ日本式の生活スタイルに適応してきたことに起因するのではないかと考えられる。つまり、ブラジルの文化や言語をあまり習得していないため、日本での永住を選択する以外に選択余地がないのではないかということである。もちろん、子どもは家庭でブラジル文化やポルトガル語に接触する機会はあるが、家庭だけでは十分であるとはいえないだろう。日系ブラジル人児童・生徒に選択権を与える意味において、ブラジル・日本両方の言語や文化が家庭以外でも学べる場所をわれわれは提供していかなければならないように思える。

今回の調査では、日本で生活する日系ブラジル人家庭のほんの一部を観察したに過ぎないが、早期に解決しなければならない具体的な問題が見えてきた。特に、言語教育を含む、子どもの教育問題に関してはブラジル人父母の関心が最も高いところであると同時に、最も改善を要しているところでもあることが解明された。

〈大阪大学大学院言語文化研究科　博士前期課程〉

---

1 ―――― 本稿では、日本で生まれ、ブラジルに移住した人を1世とする。また、1世を両親に持つブラジル生まれの人を2世とする。片親が2世で片親が非日系人の場合、生まれた子どもは3世とする。以下、同様に定義する。

2 ―――― 法務省入国管理局　『在留外国人統計』平成14年版より

3 ―――― 訪問したすべての日系ブラジル人の家庭でブラジル人父母と日系ブラジル人児童・生徒の両者に対してインタビューが実施できたわけではなく、どちらか一方のみにインタビューが実施できたものも収集資料の中に含まれている。

4 ―――― ブラジル人父母には、日系人、非日系人の両方を含む。

5 ―――― 二言語が使用できる人で、二つの言語のどちらについても、ある程度十分な言語能力、特に会話能力を備えている場合をさす。

6 ―――― 再適応とは、外国にある一定期間滞在し母国へ帰国した後、母国の学校や地域社会の生活の順応することを表す。

7 ―――― ブラジル人児童・生徒に対して「書くこと」を通してポルトガル語に接する頻度に関する質問が欠けているので、「書くこと」についてはブラジル人父母へのインタビューをもとに考察した。

【主要参考文献】

●石井恵理子「ポルトガル語を母語とする在日外国人児童生徒の言語教育に関する父母の意識」『日系ブラジル人のバイリンガリズム』国立国語研究所 2000年　●江原裕美「ブラジルにおける日系人児童生徒の再適応状況―学校と家庭における調査結果から―」『在日経験ブラジル人・ペルー人帰国児童生徒の適応状況―異文化間教育の視点による分析―』2000年　●小内透 編著『在日ブラジル人の教育と保育―群馬県太田市・大泉地区を事例として―』明石書店 2003年　●小内透・酒井恵真 編著『日系ブラジル人の定住化と地域社会―群馬県太田・大泉地区を事例として―』 御茶ノ水書房 2001年　●村田翼夫「ブラジル・ペルーの日系人児童生徒に対する母国の教育の現状と意義―通信教育と母語教育を中心として―」『在日経験ブラジル人・ペルー人帰国児童生徒の適応状況―異文化間教育の視点による分析―』2000年

日系ブラジル人の子どもたちと日本の学校社会

前村奈央佳

児童期の子どもたちは、青年期や壮年期に比べると心身ともに比較的安定した発達を示すと言われているが、就学により家庭生活のほかに「学校」という集団生活に適応していかなければならないという意味においては、生活経験に著しい変化があると言える(篠置・乾原, 1990)。小学校という場は、日系ブラジル人の子どもたちにとっても、家庭以外で出会う初めての集団であり、また同時に初めて直接に日本社会に出会う場であると言える。

広島県東部地域のA市のE小学校では、全校児童592名中、約3%は外国籍の児童であり、ほとんどの学級に日系ブラジル人児童をはじめとする1～2名の外国籍児童が在籍し、日本人児童とともに学校生活を送っている。また、外国籍児童のための日本語教育を中心とした補助的な授業として、加配教員(注1)1名が指導する特別学級が設けられており、その児童の能力に応じて日本語や、カリキュラムの補足的な指導が行われている。

本節では、上記の小学校の協力を得て、日本人児童と日系ブラジル人児童が互いにどう意識し合い、コミュニケーションを行っているか、また、それを教師たちはどのように見ているか、多文化教育(注2)という視点を含めて学校側の対策はどう行われているかについての調査結果をまとめる。具体的な調査内容は、以下のとおりである。

(1) 日系ブラジル人児童と学校生活(インタビュー調査より)

(2) 日系ブラジル人児童とかかわる日本人児童(アンケート調査より)

(3) 日系ブラジル人児童の在籍する学校の教師たち(アンケート及びインタビュー調査より

これらを通して、広島県東部地域において、日系ブラジル人の子どもたちが日本の学校社会にどう受け入れられ、どう適応しているかを調査し、今後の日本社会が、外国籍の児童、特に日系ブラジル人の子どもたちを、教育という側面でどのように受け入れ、対応していくべきかを考えていくための一助としたい。

日系ブラジル人児童(注3)と学校生活

E小学校で特別学級を受けている外国籍児童は約20名であり、その母国はブラジル、ペルー、

中国などである。2003年7月上旬から8月上旬にかけて行った本調査では、まず特に外国籍児童の中でも一番数が多い日系ブラジル人児童に対し、インタビュー形式で個別に、学校生活と友人関係について主に質問を行った。インフォーマントは、5名の外国籍児童（男子3名、女子2名）であったが、ここではそのうち発言内容の比較的明確な日系ブラジル人児童3名の事例をとりあげる。

インタビュー内容

1.――― 児童A（日系ブラジル人／女子／11歳／小学校6年生）

ブラジルで生まれ、1～2歳のときに両親の仕事の都合で来日。自分のアイデンティティを「ブラジル人」と感じている。それは、「お父さんとお母さんがブラジル人だから」と彼女は言う。幼い頃から日本で生活していることもあり、日本語・ポルトガル語を使い分けて使用。両語とも、たいして不自由なく扱えるが、どちらかというと日本語のほうが得意である。

学校での友人関係は、ほとんどが外国籍児童である。ある教師（50代／女性）によると、彼女は最高学年であり、活発で、外国籍児童グループでもリーダー的存在である。彼女はブラジル人の友達と日本人の友達は違わないと感じており、その理由は「友達は、友達だから」と言う。授業中にわからないことは「よくある」と答え、そのときは手をあげないで直接教師に質問している。学校行事で一番好きなのは、外国籍児童を集めた特別学級にいるときだと言う。特別学級(注4)は、「おもしろい、すげえおもしろい」と嬉しそうに話した。将来は、保育所の先生になりたいと言うが、「ずっと日本にいたいですか」という質問には、「帰りたいとも思う」と答えた。

2.――― 児童B（日系ブラジル人／男子／10歳／小学校5年生）

ブラジルで生まれ、3歳のとき初めて日本に来た。その後、両親の仕事の都合で日本とブラジルを何度か行き来している。そのため少し精神的に不安定な面もあると、ある教師（50代／女性）は話す。自分のアイデンティティを「ブラジル人」と感じ、その理由について、「ブラジルで生まれたし、なんとなく」と答えた。ポルトガル語のほうがよくできると感じてはいるものの、日本語もほぼ不自由せず話すことができる。

課外活動ではサッカーチームに所属し、友人関係は外国籍・日本人がだいたい同じくらいである。ブラジル人と日本人の友達に関しては、「言葉はちがうけど、ほかは同じ」と言う。授業中、わからないことはときどきあり、そのときは教師が自分の席の近くに来たときに聞いている。特別学級に関しては、「まあまあ（おもしろい）」と答える。将来はサッカー選手になりたいと話し、日本にいたいかどうかについては、「ブラジルに帰りたい」と答えた。

3.――― 児童C（日系ブラジル人／男子／11歳／小学校6年生）

ブラジルで生まれ、来日は2年前。祖母、父親が日本人であることもあり、自分のアイデンティティ

については、「ブラジル人。あ、でもブラジル人と日本人半分半分かな」と言う。家庭で用いる言語はほとんどポルトガル語であり、受け答えの日本語はできるもののポルトガル語のほうが得意であると感じている。

友人関係について、親しい友達として挙げたのは2名の外国籍児童であった。ただ、日本に初めて来たときは、友達がいなくて寂しいと感じたと話したが、今は「友達たくさん。楽しい」と言う。来日する前はブラジルでも学校に通っており、日本の学校とは算数と国語が違うと答えた。日本の学校の授業でわからないことはときどきあり、その際はとなりの席の子に尋ねている。好きな授業は体育であり、体を動かすことが大好きである。特別学級について尋ねると「おもしろい」と答え、その理由は「ブラジル人の友達がいるから」である。将来の夢はサッカー選手であり、日本にいたいかどうかという質問では、「ブラジルに帰りたい。友達がいるから。帰ったら遊ぶ」と話した。

インタビューを通して

上記の3つの事例に共通して言えることは、3名ともブラジル人としてのアイデンティティのほうが強い点である。それは、児童Aのように日本語のほうが得意な場合にもあてはまっていた。つまり、ポルトガル語を話すということが日系ブラジル人児童のアイデンティティと結びついてはいるものの、それ以外にも要因があると考えられる。また、日本語能力に関しては、3名ともインタビューの受け答えはほぼ問題なくできるものの、児童Cの「友達たくさん。楽しい」といった表現に見られるように、日本語の表現に少し不適切な表現がみられることもあった。将来ブラジルへ帰りたいという意識は、頻繁に日本―ブラジルを行き来している児童B、日本に来て比較的間もない児童Cで強く、「帰りたい」という率直な言葉で表されている。それは、来日してからのほうが長く、日本語も得意であり、帰国に関しても「帰りたいとも思う」と答えるにとどまった児童Aよりも顕著であった。

また、特別学級が楽しいと答えている点も共通している。児童Cに見られるように、自分と同じようにブラジルから来て、ポルトガル語を話す仲間がいると感じられることは、日系ブラジル人児童にとっての安心感につながっていると予想される。友人関係に関しても、課外活動でよく日本人と関わっている児童Bを除いては、外国籍の児童で集まる割合が高い。特別学級の教師（40代 男性）の話でも、来日して日が浅く日本語のわからない児童に、両方話せる児童が通訳がわりになって助けるといった場面もみられ、外国籍の子どもたちにとって、同じようにブラ

写真1　国際交流教室に掲示される、外国籍児童の作品。
日本やブラジルの国旗が描かれている。

ジルから来て、同じ言葉が話せるということは、強い仲間意識となっていると考えられる。

これらの事例から、日系ブラジル人児童の仲間意識に、ポルトガル語を共有していることが影響していること、またブラジルへの帰属意識が、来日している期間や時期に影響を受けていることなどが示唆された。

日系ブラジル人児童とかかわる日本人児童

次に、E小学校で日系ブラジル人児童と学校生活をともに送っている日本人児童たちの意識を調査するために、日本人児童を対象にしたアンケート調査を行った。インフォーマントは、E小学校に通う高学年児童201名であり、そのうち有効回答は162名（5年生56名、6年生106名；男子80名、女子82名）であった。アンケートの配布は各学級の担任の教師に委託し、授業中およびホームルームを利用して行った。アンケートの内容は、主に「日本人児童の友人関係について」「日系ブラジル人児童とのコミュニケーション」「日系ブラジル人児童が話すポルトガル語に対するイメージ」「日系ブラジル人児童が同じ学級に在籍することについて」「日系ブラジル人児童との行動意図」の5点に関してであった。

まず、E小学校の日本人児童が日系ブラジル人児童とどう関わっているかを調べるために、「日本人児童の友人関係について」では、友人の中に日系ブラジル人児童がいるかどうかを尋ねた(注5)。次に、日系ブラジル人児童の中には、来日して日が浅く、日本語がまだ堪能ではない児童もいるという実状を踏まえて、「日系ブラジル人児童とのコミュニケーション」の項目では、言語によるコミュニケーションにおいて、日本人児童が日系ブラジル人児童と話しているときに自分の言いたいことが伝わらなかったこと、あるいは相手の言っていることがわからなかったことがあったかどうかを尋ねた。また、日系ブラジル人児童どうしの会話においては度々、日本語、ポルトガル語が混ざりながら話される。そこで「日系ブラジル人児童の話すポルトガル語に対するイメージ」では、ポルトガル語について日本人児童がどう感じているかについてのイメージ（かっこいい、変なかんじ、おもしろい、すごい）のうち、あてはまるものを挙げるよう求めた。さらに、「日系ブラジル人児童が同じ学級に在籍することについて」の項目では、日系ブラジル人児童が同じ学級にいて良かったことについて（ブラジルの国について聞いた、ブラジルの言葉をきいた、友達が増えた）のうちのあてはまるものを尋ねた。最後に、日本人児童が日系ブラジル人児童と一緒にどうしたいかという行動的側面を訪ねるために、「日系ブラジル人児童との行動意図」において、「おしゃべりしたい」「お友だちの国についていろいろたずねたい」「親切にしたい」という3項目について、（1とてもそう思う～5全然そう思わない）の5件法で回答を求めた。

アンケート結果

1. ――― 日本人児童の友人関係について

まず、日本人児童に日系ブラジル人児童の友人がいるかどうかを尋ねたところ、98.1%の児童が「いる」と回答し、「いない」と回答したのは1.9%であった。これで、ほとんどの日本人児童が日系ブラジル人児童とかかわりを持っており、友人と認識していることが確かめられた。

2. ――― 日系ブラジル人児童とのコミュニケーション

次に、日系ブラジル人児童とのコミュニケーションがうまくいっているかを尋ねたところ、自分の言いたいことが相手に伝わらなかったことが「ある」と答えたのは28.3%であり、その他71.7%の児童は「ない」と回答した。また、相手の言っていることが理解できなかったことについては、26.1%が「ある」と回答し、73.9%は「ない」と回答した。このように、日本人児童・日系ブラジル人児童のあいだで言語の違いなどはあるものの、コミュニケーションにおいては問題がないと感じている児童のほうが多い傾向にあった。

3. ――― 日系ブラジル人児童の話すポルトガル語に対するイメージ

ポルトガル語のイメージに関して、肯定的な回答では、「かっこいい」と答えたのが28.3%であり、「おもしろい」と答えたのは35.2%、「すごい」と答えたのは53.5%であった。また、否定的な回答に関しては、「変な感じ」が23.3%であった。

4. ――― 日系ブラジル人児童が同じ学級に在籍することについて

日系ブラジル人児童が同じ学級にいて良かったことについて回答を求めたところ、「ほかの国のことを聞いた」と答えたのが全体の22.2%、「ほかの国のことばを聞いた」と答えたのが36.1%、「友達が増えた」と答えたのは全体の47.5%であり、日系ブラジル人児童と同じ学級にいることで、友人が増えたと感じている児童が比較的多かった。

5. ――― 日系ブラジル人児童との行動意図

日系ブラジル人児童と一緒に行動したいかどうかについては、「おしゃべりしたい」では、「とてもそう思う」と答えたのは22.6%で、「少しそう思う」は29.7%、「どちらでもない」は22.2%、「あまりそう思わない」は13.3%、「全然そう思わない」と答えたのは12.0%であった。

また、「お友達の国(ブラジル)についていろいろたずねたい」かどうかについては、「とてもそう思う」と答えたのは19.9%で、「少しそう思う」は32.1%、「どちらでもない」は20.5%、「あまりそう思わない」は16.0%、「全然そう思わない」と答えたのは11.5%であった。

「親切にしたい」に対して回答を求めたところ、「とてもそう思う」と答えたのは26.1%で、「少しそう思う」は31.2%、「どちらでもない」は24.2%、「あまりそう思わない」は9.6%、「全然そう思わない」と答えたのは8.9%であった〈図1参照〉。

6.———— アンケートを通して

以上のように、E小学校ではほとんどの日本人児童にとって日系ブラジル人児童と交流があり、「ほかの国から来たおともだち」と認識してはいるものの、ネガティブな印象を持っている場合は少ない。コミュニケーションの側面でも、円滑にいかない場合および具体的なトラブルについての詳細な調査が必要ではあるが、全体としては問題はないと感じている場合が多く、「おしゃべりしたい」「親切にしたい」など日系ブラジル人児童と友達として積極的に交流したいと考えている児童が過半数を超えている。また、外国籍児童と同じ学級であることで、友達が増えたと感じている児童も多い。このように、集団を強く意識し始める児童期の子どもたち(篠置・乾原, 1990)にとって、集団のメンバーである「友達」について積極的な回答が多くみられ、外国籍児童と普段から関わっているE小学校の日本人児童は、異なる言語や国籍をもった友達に対して比較的寛容である傾向がうかがえた。

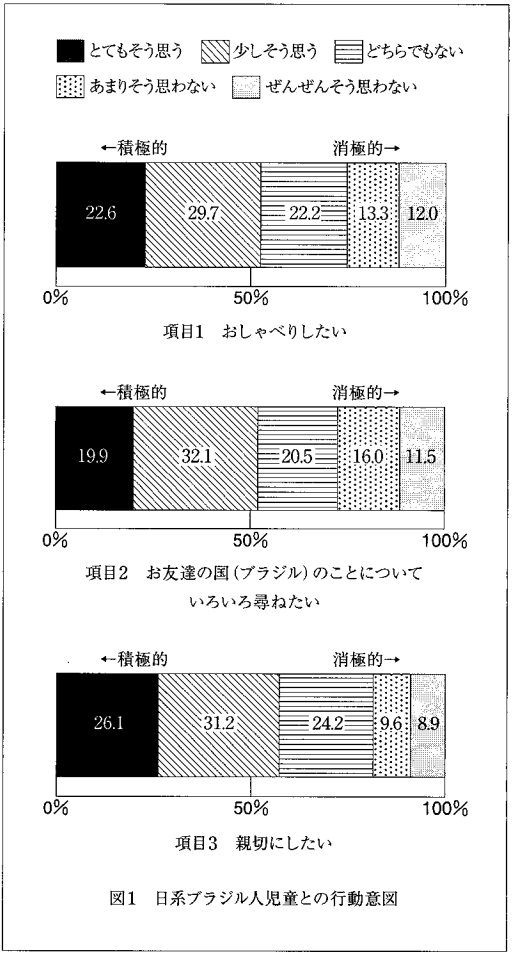

図1 日系ブラジル人児童との行動意図

日系ブラジル人児童の在籍する学校の教師たち

最後に、日系ブラジル人児童の在籍する学校の教師の目から見て、日本人・日系人児童のコミュニケーションはどう行われているか、学校としてどういった政策がとられているかなどの側面を調査するために、E小学校に勤務する教師20名をインフォーマントとしてアンケート調査を行い、14名から回答を得た。また、特別学級の教師および学校長それぞれ1名にはアンケートに加えて、インタビュー形式で質問を行った。質問項目は、「教師の目から見た日本人児童と外国籍児童(注6)のコミュニケーション」「外国籍児童受け入れにあたっての学校の取り組み」「今後の課題」を中心に尋ねた。

教師の目から見た日本人児童と外国籍児童のコミュニケーション

E小学校の教師は、ほぼ全員が学級担任をしたり、特定の教科やクラブ活動の指導をしたり、外国籍児童とかかわりを持った経験がある。第2項および第3項では、日系ブラジル人児童の声、日系ブラジル人児童とかかわる日本人児童たちの声をとりあげてきたが、そこでみられた交流という側面について、実際に指導する立場で児童とかかわっている教師たちに質問した。まず、外国籍児童の入学や転入時の学級の様子についての質問では、日本語がわからず不安そうな外国籍児童に対し、日本人児童が「習慣も言葉も違うので、興味を持っていた。よく話しかけていた」(40代／女性教師)というものや、「クラスの子はとても興味深く関わろうとしていた」(50代／女性教師)といったような、外国籍児童との「交流」という側面での日本人児童の積極性が伺える回答が2件みられた(注7)。

一方、「7～8年前までは外国籍児童が少数だったため、まわりの子がより積極的にかかわりを求め、外国籍児童を学級みんなが支えていこうという雰囲気があったが、近年は他の転校生とあまり変わらず、特に驚いた様子はない」(40代／男性教師)という声もあった。これは、外国籍児童を特別視せず、児童や教師の間に、「外国籍」「日本人」という枠が取り払われつつあり、国籍の違いを意識しなくなりつつあるという意味で望ましい状況であると言えるが、日本語をよく理解できず、異なった習慣や価値観を抱えてやって来る外国籍の児童への対策が軽視されることのないよう留意すべき状況であるとも言える。また、「外国籍児童が在籍するクラスとそうでないクラスで、雰囲気において異なる点があるか」という質問に対して「はい」と回答したのは5件で、「わからないことを互いに支えていこうという意欲が強くなる」(40代／男性教師)、「他の国のことに関心を持つ」(40代／女性教師)、「言葉が通じないと、どのようにして伝えたらいいかを考える」(不明／女性教師)といったように、他人を理解し、助け合う心を育てるために良いという意見もみられた。ただし、「外国籍児童が日本の学校にとけこむかどうかには、それぞれの児童の家庭での教育や、性格的な違いなど個人差があり、一概にどうであるかは言えない」という意見(40代／男性教師)もあった。

「外国籍児童と日本人児童との間に何かトラブルがあったか」という質問に対して、「はい」と回答したのは6件あり、そのうち2件は「言葉や習慣、価値観の違いによる」というものであった。具体的なトラブルの内容について学校長に回答を求めたところ、数年前、課外で児童たちがスポーツをしている際に、ある日本人児童が、外国籍児童とケンカになり、複数の外国籍児童に取り囲まれて問題になったことが挙げられた。外国籍児童には、「集団いじめ」という意識はなかなか理解できず、それがよくないことであると説明するのが困難であったということである。また、外国籍児童が耳にピアスをしたり、派手な服装で登校したりしてくることに対して、不公平さを訴える日本人

児童もいるという。その際は、「～ちゃんはブラジルから来たから、文化が違うんよ」と話しているということである。40代の男性教師も、トラブルへの対処に関して、「双方から話を聞き、お互いの考えや気持ちを伝え合わせさせたり、考え方の違いを尊重する大切さを教えたりした」と答えている。文化の違い、価値観の違いを教える重要さは、複数の教師のあいだでよく認識されていると言える。だが、このアンケートの回答からは「多文化教育」という視点で具体的な方策に関するものは見られなかった。そこで、次に、外国籍児童受け入れへの学校としての取り組みについて具体的に話を聞いた。

外国籍児童受け入れにあたっての学校の取り組み：国際交流教室

E小学校の校舎の一郭には、外国籍児童のための国際交流教室という特別学級が設けられている。その目的は、学校長によると、「外国籍の子に日本語の習得をさせる」「学力をつける」「外国籍の子同士の仲間づくり」「子どもの問題を早くキャッチする」などであり、それは校内でも明確になっているということである。実際に、日本語指導のために加配されたこの教室の教師（40代／男性）は、その教室を「外国籍の子どもたちが自分を出せる場になっている」と認識している。日本語がまだ話せない児童も、ここではポルトガル語で他の児童と自由に会話ができ、仲間意識も強いという。授業中でも、「トイレに行って来る」と言って国際交流教室にやってくる児童もいるということであり、国際交流教室は外国籍児童にとって、コミュニケーション能力の不足などの理由で普段の授業から少し逃げたいときにかけこめる場所であり、安心できる場所となっていると考えられる。こういったことに対する担任の教師の理解もあり、また、日本人児童の反応としても、入学したときから外国籍児童が学校に在籍したため、特別に意識はしていない様子であるということであった(注8)。第2項でも述べたように、日系ブラジル人児童の話の中にも、この特別学級には同じブラジルから来た友達がいるから楽しいといったものもあり、児童の仲間づくりには大変役立っていると言えよう。

また学校のレベルでは、国際教育の一環として、地元の大学から留学生（インド、中国、パキスタン）を招いた交流会等を開催したり、保護者向けにテーマを「国際交流」にした懇談会を行ったりしている。さらに、週に3時間設けられた総合学習の時間に6年生では「国際理解教育」を導入し、国際交流活動に対しては積極的である(注9)。だが、外国籍児童の保護者は共働きが多く、夜もなかなか連絡がとれないという難点も挙げられた。また、E小学校には、ポルトガル語のできる教員がいないため、日本語のあまり理解できない外国籍児童の保護者への連絡が伝わりにくいのも現状である。特別学級の教師が、日本語指導の講習会に参加したり、ポルトガル語を調べて学級通信を作ったりと努力はなされているものの、やはりポルトガル語のできる教員や通訳の配置が望ま

写真2　国際交流授業での子どもたち。
日本語とポルトガル語が混ざって飛び交う。

れる。

今後の課題

日系ブラジル人をはじめとする外国籍児童受け入れのために、現状の問題点として教師の意見の中であげられたことは、保護者への連絡も含めて、外国籍児童とのコミュニケーションのために、ポルトガル語の通訳や専門の人員を配置することに関するものが7件と最も多くみられた。しかし、学校長によると、県教育委員会にポルトガル語のできる教員の配置を要求してはいるものの、なかなか認められないのが現状である。また、市町村に外国籍児童のための相談窓口やコミュニティーセンターを充実させることを望む声（40代／男性教師）もみられた。また、日本の学校で教育を受け、日本式のスタイルに慣れた外国籍児童が、両親の仕事の都合でブラジルなどへ帰国することも多くある。その際、在日中に母語であるポルトガル語能力を持続させる教育も併せて必要になってくると考えられるが、日本語指導の方策もまだ定まっていない現状では、ポルトガル語の指導まで到底及んでいない。今後は、外国籍児童のための日本語教育、母語教育を併せて指導する体制が望まれる。

また、E小学校では比較的、積極的に国際理解教育を授業として取り入れられているが、指導要領のカリキュラムとして定められている「多文化教育」は道徳の授業に組み込まれているものの、その定義やあり方は各学校に任されているため、外国籍児童受け入れへの対策が県としてまだ確立されていないことも伺える。外国籍児童に対するコミュニケーション能力の育成だけでなく、その受け入れ側となる日本人児童に対しても、異なる習慣、価値観を持つ人々とどう共生していくか、互いにどう理解し合うかについて考えさせるようなカリキュラムの開発と導入も、今後ますます必要になってくるであろう。

おわりに

E小学校では、外国籍児童が比較的多いため、受け入れに対する日本人児童や教師の意識も高いと言える。だが、学校長が憂いでいるように、地域や保護者の間でも、異なる文化的背景を持つ外国籍児童の様子やふるまいに対して、否定的に見るような目や、1人が問題を起こしたらすべての外国籍児童を非難する声も存在する現実もある(注10)。地域や保護者も含めて、外国籍児童の

受け入れに対する理解がまだ全体的に広く意識されているとは言えない。また、教師へのアンケートの回答には、「多文化教育」に関して、個人のレベルで積極的に意見を述べているものもあったが、全体としてはそれに対して回答したものは少なく、小学校の教師のあいだでも、「多文化教育」に関する意識や指導法が未だ定まっていない段階であると考えられる。

今回の調査研究で見えてきたE小学校における日系ブラジル人児童にとっての学校生活や友人関係、日本人児童の仲間意識、児童と接する教師の意識や行政に望む声、そして受け皿となる学校側の政策や方針、これらを足がかりとして、外国籍の人々とあまりかかわりのない地域と比較しながらそこでいかなる特徴がみえるのかをさらに検討していく必要がある。また、外国籍児童が中学生になるとあまり学校に来なくなるケースも多いという現状(注11)から、中学生以上の年齢に達したとき、外国籍・日本人の子どもたちの意識がどう変化していくかを検討する比較研究も、日本の学校体制へ重要な示唆を与えるであろう。このような調査研究を通して、外国籍・日本人の子どもたちが互いに理解し合い、異なる文化を自然に受け入れ成長していく共生社会の一員となることが望まれる。

〈大阪大学言語文化研究科　博士前期課程〉

---

1 ―――― 文部科学省では、平成4年度から、日本語指導等特別な指導に対して外国人児童生徒等を受け入れている学校に対し、外国籍児童20名につき1名の教員を加配している。

2 ―――― 「多文化教育」について定まった定義はない(中島,1998)が、ここでは、外国籍児童受け入れにあたって、「異なる言語や価値観、習慣を持つ人々が世界には存在するということ、それらを知り、理解するために行われている学校または教師としての教育」を多文化教育と定義して進める。

3 ―――― E小学校には、ブラジル以外の国から来た外国籍児童も在籍しているが、本章では日系ブラジル人に焦点をあてているため、ここでは特に日系ブラジル人児童の回答について記載した。

4 ―――― 特別学級とは、国際交流教室で行われている外国籍児童対象の授業のことであり、第4項で詳細に記述している。

5 ―――― 日系ブラジル人児童に対する意識に焦点をあてるため、これ以降、「ほかの国から来たおともだち」とは「ブラジルから来たおともだち」と答えた児童の回答のみを扱っている。

6 ―――― 上記のように、E小学校の外国籍児童は日系ブラジル人児童だけではないため、学校側の意向もあり、教師へのアンケートは「外国籍児童」について行った。

7 ―――― 教師の回答はできるだけ忠実にそのままを記述している。複数回答もあったため、回答数は件数で表示している。

8 ―――― 国際交流学級の教員へのインタビューより

9 ―――― 学校長へのインタビューより

10 ―――― 学校長へのインタビューより

11 ―――― 学校長へのインタビューより

【参考文献】

●篠置昭男・乾原正 編著『学校教育心理学』 福村出版 1990年 ●関口知子 著『在日日系ブラジル人の子どもたち』 明石書店 2003年 ●中島智子 編著『多文化教育』 明石書店 1998年 ●ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/index.htm

日系ブラジル人をとりまく地域社会における現状と課題

新庄あいみ

1980年のおわり頃、広島県東部に位置するA市のある町に、日系ブラジル人夫婦が転居してきた。その夫婦は日本語を話すことも理解することもできなかった。引っ越してきたばかりの彼らに、町内の掃除当番やゴミ収集などをどう説明するかと町内会の人たちが騒いでいたことを、その町で育った筆者は子どもながらに記憶している。

それから今日まで10数年の間に広島県東部地域における日系ブラジル人の数は増大した。具体的な数字は後掲するが、彼らをとりまく地域の現状をまとめた研究は今までなされていない。本節では日系ブラジル人が転入してきたことがきっかけとなり、共生に向かう渦中にいる地域社会の現状を明らかにすることを目標とする。まず日系ブラジル人の増加傾向を統計から示したうえで、行政機関において日系ブラジル人と関わる職員に行ったインタビューから、日系ブラジル人の置かれている環境を概観する。次に日系ブラジル人集住地域の日本人住民に行ったアンケート結果から、日本人住民の日系ブラジル人に対する意識を読み取る。最後に、多文化共生を進めるにあたって日本人住民と外国籍住民とが歩むべき道を示したい。

広島県東部地域：A市の現状

A市は鉄鋼業、繊維、木工、機械金属などの産業が発展しており、人口が40万人を超える地方中核都市である。1990年前後のバブル景気のおり、広島県東部地域の企業も、例にもれず生産力の高まりから労働者不足がおこり、日本人だけでなく外国人も雇用した。その多くがA市に居住している。A市の外国人登録者数(注1)をみると、1961年は425人であったのが、2002年には4,157人になり、約9.8倍になっている。最新の統計（2003年7月31日現在）では、さらに4,388人と、現在も増え続けており、この数はA市の全人口の約1.1%を占めている。外国人登録者のうちブラジル国籍者数をみると、日本全体では2002年の統計で268,332人(注2)である。一方、A市においては1991年に39人であったのが、その翌年には約9.6倍にあたる374人に増加し、上記の2003年の統計では1,091人を数え、人口の約0.3%を示している。

前述の統計から示される日系ブラジル人の増加の背景には、1990年6月に「出入国管理及び難

民認定法（以下、入管法と略）」が大幅に改定されたことが挙げられる。この法改定により新たな在留資格として日系2世・3世及びその家族は、3年間滞在可能な定住者(注3)査証の発給が認められた。この定住者という資格は、日系ブラジル人にとって日本で就労するための法的な資格となり、また来日の動機づけともなった。その一方で、定住者査証のような就労資格をもたない外国人の雇用に関しては、雇用者罰則規定が設定されている。当時の日本企業は現在では想像することが難しい程の人手不足に陥っていた。この労働力の空洞化に適合した法改正は、不法労働者になる可能性のない日系ブラジル人の雇用を促進した。また彼らが担う仕事は、特別な資格や技術などが必要でない単純作業がほとんどであり、不況となった今日でも比較的求人が多い。

調査について

調査は、2003年8月3日から10日まで、日系ブラジル人が集住する地域の日本人住民を対象にアンケート調査を実施した。インフォーマントは25歳から65歳までの男女で、計70部のアンケートを配布し、そのうち49部回収したものを元に分析した。さらに、日本人住民と行政機関の担当者へのインタビューを行い、了解を得られたものに関しては記録と同時に録音を行った。

アンケートの内容は、①個人的属性（年齢・性別・職業・海外在住経験など）、②地域生活面（地域の現状、地域の日系ブラジル住民に関しての認識）、③社会文化面（社会的慣習についての考え方、ボランティア活動についての考え方）、④認知面（メディア、実際の経験）、⑤交流面（交流会、地域活動）、⑥共生に関する意識の6項目に関して作成した。行政機関においてのインタビューは、①外国籍住民への支援としての相談窓口のあり方、及び相談を受ける側としての姿勢、②日系ブラジル人が抱える相談の内容、という2項目を中心に尋ね、インフォーマントの話に柔軟に対応しながらすすめた。

行政の取り組み

行政機関に設置された相談窓口：市役所

A市の市役所には、前述したように企業が外国人の雇用を進めたことにより、日系ブラジル人の転入が増加した1991年から、彼らのために相談窓口を設けている。その窓口にはポルトガル語で対応を行う職員が1名勤務している。転入当初から、相談に耳を傾け、そして手を差し伸べてくれる窓口が設置されていることは、日系ブラジル人にとって頼れる存在となっている。しかし相談窓口業務は、言語面が堪能な職員にとっても、日系ブラジル人たちが抱えてくる相談にひとりで対応

するのは重責がかかるようである。それは相談内容の種類と数からも読み取れる。相談内容をみると、労働関係、税金関係、保育所・教育関係、保険・年金・医療関係、住宅関係、登録・ビザ関係など多岐にわたっている。また毎月300件近い相談件数が寄せられている。開設以来、窓口を担当する職員によると、「市役所では解決できない問題も含まれており、そういった場合は公共職業安定所（以下、ハローワークと称す）や労働基準監督署など他の担当機関を紹介する事になっている」という。また「精神面での相談にのることもある」と語り、この相談窓口の存在の大きさが理解できる。さらに近隣の県や市から日系ブラジル人が相談に訪れる例も月平均で約30件あることからもこの窓口の重要性が窺える。法律や心理などの専門家でない職員がひとりで多くの相談を請け負うことは現段階において限界に近い。しかし人材の補充については予算の関係上未定であるようだ。外国籍住民支援を行う地方公共団体への援助策のひとつとして、国レベルでの助成金の必要性が望まれる。

行政機関に設置された窓口：ハローワーク

A市に在住する多くの日系ブラジル人は、隣接するB市に所在するD社の工場に、人材派遣業のC社の社員として派遣(注4)されている。A市のハローワークには外国人雇用サービスコーナーが設置され、日系ブラジル人の対応としてポルトガル語担当の相談員が1名勤務している。ここで扱われているのは、主に勤務先とのトラブルや就職、転職相談、雇用保険、失業保険に関する相談であるという。相談員によると、「トラブルの内容は会社と交わした雇用契約書に関するもので、具体的には金銭面での待遇や休暇などの福利厚生面についてである」という。この契約書に関してC社に照会したところ、「まず説明を行い、互いの同意のうえで契約を取り交わしている」とのことであった。このようなトラブルの要因として、相談員は「来日前の想像と来日後の現実とのギャップ」と語っている。来日前、日系ブラジル人たちは日本で働いて貯金をし、再びブラジルに戻って独立することを夢みていた。しかしいざ来日してみると、仕事はきつく、貯金もなかなか増えない。夢が夢のままで終わってしまう現実に彼らは直面しているのである。また日系ブラジル人は「職場で何らかの不満を感じても、日本人の上司に直接伝えることができない」という。これは彼らが日本語のコミュニケーション能力を有していないことを示している。C社によると、職場に通訳が常駐しているとのことであり、日系ブラジル人にコミュニケーション上の問題

写真1　A市役所に設置された相談窓口での相談風景

は起こらないと述べている。しかし現実には、前述したとおり相談窓口に座る彼らの姿があり、問題を抱えてないとは言い難い。

この日本語によるコミュニケーション能力の問題は次のようなことにも影響している。相談員によると、「彼らが転職先を探そうとしても、日本語ができないために採用されにくい。逆に、日本語ができる日系ブラジル人は転職、もしくは就職の機会がある」と語り、外国籍住民にとって、職に就くための条件が「日本語能力」であることを示している。こういった実状が日系ブラジル人の日本語学習の動機となるようだ。彼らが労働条件の改善を要求する理由を相談員が、「日本語を学習するなどのゆとりを望んでというのも理由のひとつである」と語ることからも彼らの心境が窺える。では日本語でのコミュニケーション能力を養うことができない彼らの状況はどのようなものなのであろうか。

フィールドワークの結果、彼らが置かれた環境は、次のようにみてとれた。職場では、同僚の大多数が日系ブラジル人であり、また通訳者が常駐しているため、直接日本人とコミュニケーションを行う必要がない。また仕事内容も会話を必要としない精密機器の検査である。勤務体制は昼夜を通した3交代制(注5)のため、定まった時間に日本語を学習するための機関に通うことが困難である。職場を出ると、彼らは、会社から用意された日系ブラジル人専用の寮で生活している。その寮は駅から遠く離れており、元々、材木置き場などに使用されていた海辺付近の土地に建てられている。このような立地条件から、交通機関が利用しにくいため、会社側は寮と職場を往復する送迎バスを用意している。さらに、日系ブラジル人が経営する店舗が寮まで商品を運んでくるため、商業施設での日本人との接触も少ない。日系ブラジル人は現在の職場に勤める限り、日本語能力がなくとも生活できる環境にいる。一見、便利にみえるサービスが、自分の意志とは関係なく、孤立した日系ブラジル人だけの社会を形成する要因となっている。

日本人住民の意識と日系ブラジル人住民の世代の多層化

C社によると、日系ブラジル人は一度帰国しても再び来日して職場に戻ってくる傾向があるという。それは彼らが短期滞在者ではなく、移動を繰り返す滞在者という性質を持つことが影響しているようである。近年、世代別に滞在期間の特徴が見られるということから、日系ブラジル人における世代の多層化傾向を示し、彼らが一時的な滞在者でありながら長期的な側面も持つことを示したい。

相談窓口担当者たちの話を元に、A市に居住する日系ブラジル人を世代別に3つに分類することができる。まず第1世代は年金の受給年齢に近い日系ブラジル人で、年齢が達するまで滞在し、

受給後は帰国して(注6)生活を送る傾向がある。第2世代は就学年齢に達している子どもをもつ親である。子どもが母語であるポルトガル語よりも日本語を主とした知識を習得していることから、子供の将来を考えて、長期的に定住する傾向がある。第3世代は独身もしくは子どものいない夫婦は、一度ブラジルへ帰国しても再び来日するという傾向がある。このように永い目でみると彼らは長期的に地域社会で生活している。

日系ブラジル人の滞在期間についての関心は行政だけでなく、日本人住民にもみられる。「日系ブラジル人は、日本へ働くために来ているだけで、いずれ帰る人なのでそれほど親しくなる事もない」(46歳／女性／自営業)、「(略)ブラジル人の多くは働くために来ている(略)」(34歳／女性／公務員)とあるように「働くため」、すなわち「出稼ぎ者」といったように日系ブラジル人の滞在期間を意識していることが見受けられる。では日本人住民は彼らをどう捉えていくべきなのであろうか。確かに日系ブラジル人は来日を繰り返す「出稼ぎ者」かもしれない、しかし上記の多層化からも示されるように長期的な滞在を視野にいれた日系ブラジル人の存在を無視することはできない。また彼らを一概に「いずれ帰る人たちだから」と判断することもできない。日系ブラジル人を「新たな地域住民の一員」として迎え入れることが「共生」に向けた課題のひとつとなるのではないだろうか。

日本人住民の意識

これまで行政による日系ブラジル人への支援をみてきた。しかし社会が住民の営みで成り立っているように、「共生社会」は行政だけでなく住民と共に創りあげていく必要がある。その住民は「共生社会」をどう捉えているのであろうか。日系ブラジル人住民が集住する地域の日本人住民の意識を具体的に読み取ってみたい。「A市は住みやすいまちですか」という問に対し、「そう思う」が17.0%、「ややそう思う」が31.9%で、それらを合わせると48.9%を占める。一方で「あなたが外国籍住民だとしたらA市は住みやすいまちですか」と質問した結果、「あまりそう思わない」が37.5%を占め、「そう思わない」の18.8%を合わせると56.3%と全体の約半数を占めた。また「地域に外国籍住民の割合が高くなったと思いますか」という問には、「そう思う」が71.4%を示し、「ややそう思う」の18.4%を合わせると89.8%にのぼった。

この結果から地域に外国籍住民が増加していることは認識しているが、地域が彼らにとって住みにくい土地であると日本人住民が感じていることが示された。この認識について、「(略)国を遠く離れて厳しい労働条件で働いている、言葉が通じないこともあり、日常的に不便なことも多いと思うので、日本での滞在を良かったと思えるようになってほしい」(女性／53歳／公務員)とあるよ

うに、「ことば」が生活しにくい要因のひとつであると予測する意識がみられた。実際に、「学校のPTAの連絡ごとがあり、保護者に電話連絡をする時、言葉が十分通じないため意思疎通をするのが難しい」(44歳／女性／パート)「保育所の懇談会で話が通じないため懇談会に残る人が少ない。余計に交流ができにくい」(34歳／女性／公務員)とあるように、日本人住民は日系ブラジル人住民とコミュニケーションが図りにくいと感じているようである。前述した、地域が外国籍住民にとって住みにくいまちであるという意識の根底には、外国籍住民と付き合うことに困難さを感じる日本人住民の意識があると考えられる。

	地域はあなたにとって住みやすいまちですか		あなたが外国籍住民だとしたら、地域は住みやすいまちですか		以前に比べ、地域に外国籍住民の割合が高くなったと思いますか	
そう思う	8	17.0%	2	4.1%	35	71.4%
ややそう思う	15	31.9%	7	14.6%	9	18.4%
どちらでもない	11	23.4%	12	25.0%	2	4.1%
あまりそう思わない	10	21.3%	18	37.5%	1	2.0%
そう思わない	3	6.4%	9	18.8%	2	4.1%

表1　地域住民の地域環境と外国籍住民(表内の数字は人数を、%は全体のうちの割合を示す 無回答を省く 以下同)

日系ブラジル人とのコミュニケーションが図りにくいという地域の日本人住民が、彼らにどのようなイメージを抱いているかを考えてみたい。まず「あなたの近所に日系ブラジル人が住んでいますか」という問に対し、「住んでいる」は38.8%、「住んでいない」が46.9%と、やや「住んでいる」と回答した住民を上回っている。次に「職場、学校、PTA活動の場などに日系ブラジル人はいますか」に対し、「いる」が24.5%、「いない」が59.2%と、日系ブラジル人が地域に居住しているという認識を約半数の住民が持っていないことが示された。そういった認識の日系ブラジル人住民に対し、特定のイメージを日本人住民は持っているのであろうか。人々が抱くステレオタイプが偏見や差別に結びつきやすいように、ひとりの日系ブラジル人が取った行為がその全体のイメージに広がり、人々の認識となってしまう傾向がある。今回の調査においても「地域に空き巣が多発していて、その犯人は日系ブラジル人との事だから」(47歳／女性／公務員)と固定イメージを作る要因が地域に存在することがみられた。外国人に対してテレビや新聞などのメディアによる外国人犯罪報道は、その外国人という属性をステレオタイプ的に強調したものが見受けられる。そういった情報に対して、地域の日本人住民たちはどのように感じているのかについて質問を行った。「日本において外国人による犯罪が増えていますか」という問に対して、「ややそう思う」が46.8%で最も多く、「そう思う」は19.1%であり、これらを合わせると65.9%と半数以上が肯定的な意見であっ

	メディアによる報道のように日本は外国人犯罪が増えていると思いますか		地域において外国人犯罪が増えていると思いますか	
そう思う	9	19.1%	1	2.1%
ややそう思う	22	46.8%	6	12.8%
どちらでもない	9	19.1%	18	38.3%
あまりそう思わない	5	10.6%	10	21.3%
そう思わない	2	4.3%	12	25.5%

表2　日本人住民の意識

た。次にこの地域において「外国人による犯罪が増えていますか」と質問したところ、「どちらでもない」が38.3%、「あまりそう思わない」が21.3%と、これらを合わせると59.6%と否定的な意見が約半数以上を占めた。また、「外国人による犯罪は日本人による同様の犯罪よりもクローズアップされて報道されていると感じるから」(25歳／女性／会社員)、「メディア報道の情報を信じる限りではそうなのかなと思うが、地域で具体的にどんな犯罪があり外国人がどう関わっているかは聞いていない」(44歳／女性／パート)とあるように、日本人住民はメディアによる社会的な外国籍住民に対してのイメージを身近な地域には投影していないことが明らかになった。

地域交流の場の広がりをめざして

行政が関与した支援活動だけではなく、地域住民による活動も存在する。ここでは地域活動の現状と活動に対する日本人住民の意識をみていく。アンケート回答者のうち42.9%が「海岸のゴミ拾い」(47歳／男性／自営業)など、何らかのボランティア活動を行っており、日本人住民にボランティア意識が高いことが読み取れた。また「真剣に働きに来ている彼らが生活習慣の違いでトラブルになることがあると聞く。彼らのほうが日本人より不安が強いのではないかと思う。理解して受けとめるべきだ」(56歳／男性／自営業)や、「何ができるかといわれたら分からないけれど、(日系ブラジル人から)こんなことをしてほしいと具体的に依頼があり、できることならやれると思う」(53歳／女性／公務員)(括弧内補足は筆者)のように、日系ブラジル人住民に何らかの支援を考える日本人住民の意識がみられた。では上記のような意識を有効に活用するための方策をどう立てるべきであろうか。市内に外国籍住民と交流する場がいくつか設けられているが、そのなかでも日系ブラジル人住民は日本語を学習する場を望んでいる。実際、市内には二つのボランティアによる日本語支援活動が行われているが、それは彼らが集住する地域からは離れた地域にある。前

	交流会に参加したことがありますか	
ある	8	24.2%
ない	25	75.8%

表3　日系ブラジル人住民との交流会参加の有無

	交流会があるとしたら参加しますか	
参加する	22	46.8%
参加しない	25	53.2%

表4　日系ブラジル人住民との交流会（仮想）参加の有無

述したように時間的､物理的なゆとりをもちにくい彼らは近隣地域での交流の「場」を望んでいる。

では日系ブラジル人が望む「場」に関して、地域の日本人住民はどのような意識をもっているのだろうか。「外国籍住民との交流会に参加経験がありますか」という問に対し、「ある」と答えた住民は24.2%にとどまった。次に「交流会があるとしたら参加しますか」と仮想した条件のもとで問うと「参加しない」が半数近い53.2%を示した。この質問に際し、「参加する」に回答した場合は「参加したら楽しいと思われること・困難だと思われること」という2項目にわたって回答してもらい、「参加しない」に回答した場合はその理由を記述してもらった。「参加しない」に回答したインフォーマントは大別して次の3つに集約できる。「同じ年代の人が参加していたら参加するかも」(45歳／女性／パート)、「そういった集まりに興味がない」(26歳／女性／会社員)、「言葉がわからないから」(59歳／女性／自営業)である。また「参加する」と回答したインフォーマントのうち、「自分が困難だと思う点は何ですか」という問に、75.0%が「言葉によるコミュニケーションのとり方」(53歳／男性／公務員)といった「ことば」に関した回答をした。また「自分が楽しいと思う点は何ですか」という問には、「言葉が困難だと思うが、片言の日本語とポルトガル語で思いが伝わった時、楽しいと思う」(56歳／男性／自営業)、「異文化が学べ、明るい方たちがしゃべっている姿を想像すると楽しくなる」(49歳／女性／パート)と、違いを「ことば」に限定せず、「異文化」とした意見が大半を占めた。確かに「ことば」の壁は決して低いものではないかもしれない、前述したPTAなどの連絡ごとに関するコメントからもそのことは窺える。しかし多文化共生においては、違いを楽しみと捉え、互いの異なる部分を認め合うことで、その壁は乗り越えることができるのではないだろうか。日本人住民の「言葉がわからないから」は当然のことであり、「ことば」を、相手を知るためのきっかけと捉えなおすことで異文化を楽しむ意識は広がるであろう。

おわりに

本節では広島県東部地域、特にA市に焦点をあて、日系ブラジル人の置かれている現状を行政機関の相談窓口と日本人住民の意識からくみ取った。そこから明らかになったのは、数値的には日系ブラジル人住民の存在が目立つものであるにもかかわらず、地域の日本人住民は異なる文化との摩擦を避けるかのように積極的な交流を持とうとはしないことである。一方で日系ブラジル人住民は日本人住民とコミュニケーションを行いにくい孤立した状況にある。このような現状のなかで、日系ブラジル人は悩み事などを母語で話すことができる相談窓口に頼っており、窓口の存在の大きさを感じ取ることができる。相談窓口のような外国籍住民への支援を行うA市には、行政や地域住民の活発な取り組みがある。例えばA市では日系ブラジル人の支援として、ポルトガル語での

広報の発行やゴミの分別方法を示した案内板の設置などを行っている。市民が中心となった団体では電話及び窓口での相談や日本語教室など、活発に外国籍住民支援活動を行っている。その熱意を表すかのように、来年2004年5月、移住外国籍住民支援をテーマとした全国フォーラムがA市で開催されることになった(注7)。従来の開催地は東京などの大都市であり、地方都市としては初めての開催となる。この決定は、行政と地域住民の取り組みが評価を受けたことを示しているのではないだろうか。またA市が今までの実績をアピールすることで、他の地方都市での外国籍住民支援活動を盛り上げるきっかけともなるであろう。

多文化共生に向けて活動を行う地方都市として、A市は地道な活動を続けている。しかしその具体的な活動は行政と一部の地域住民だけでは成り立つものではないことは、今まで述べてきた通りである。今後、より一層「共生」を進展させるためにも外国籍住民だけに目が向けられた支援ではなく、日本人住民を含めた双方向的な活動を目指すことが住民全体による多文化共生といえよう。

〈大阪大学言語文化研究科　博士前期課程〉

---

1 ———— A市作成の資料および市政概要2002年度版

2 ———— 法務省入国管理局　「平成14年における日本人の出入国者統計について」を参照。

3 ———— 日系人は法務大臣告示（平成2年5月24日法務省告示第132号・平成3年10月21日法務省告示第371号）によって、具体的に例示されている者として扱われている。

4 ———— D社構内に人材派遣業C社がD社の請負業務を行う事業所を設置し、その事業所に日系ブラジル人を派遣している。

5 ———— 昼勤務、夜勤務に分かれ、3日ごと昼夜入れ替えの3交代システムで勤務している。

6 ———— 年金給付金は受給権者が指定する銀行口座などに給付金が振り込まれるので、海外に居住していても受け取りが可能である。

7 ———— 毎日新聞　2003.5.24付

【参考文献】

●小内 透　酒井恵真（編著）『日系ブラジル人の定住化と地域社会―群馬県太田・大泉地区を事例として』御茶の水書房 2001　●鐘ヶ江晴彦（編著）『外国人労働者の人権と地域社会 日本の現状と市民の意識・活動』明石書店 2001　●佐藤郁哉『フィールドワークの技法 問いを育てる、仮説をきたえる』新曜社 2002

【ホーム・ページ】

http://www.jca.apc.org/migrant-net/Japanese/Japanese.html（2003年9月12日アクセス）
http://ww41.tiki.ne.jp/~e-and-g/about_e_g/works.htm　（2003年9月12日アクセス）

職場における共生に向けて
―日本人と日系ブラジル人従業員の意識調査から―

服部圭子

現在日本企業では、外国人労働者の受け入れを行っており、「出入国管理および難民認定法」(以下、入管法)が1990年6月に改正施行され日系人の就労が許可されてからは、多くの日系ブラジル人1世・2世・3世やその配偶者が在留資格を持って働いている(注1)。これの状況を受け、ブラジル人集住地の職場の問題など、様々な調査研究がなされている。しかし日系ブラジル人対象の調査が主で、職場内の日本人側の意識を明かにしたものは少ない。

本節では、特に広島県(注2)東部地域のある大手企業に勤務する日系ブラジル人と日本人従業員の間のコミュニケーションや相互交流に関する実態調査を行い、この地域での日系ブラジル人をとりまく現状を明かにすることを目的とする。本研究は、日系人・日本人に対するアンケート調査及び個別のインタビュー調査から、職場における従業員の意識を明かにしたい。

渡辺(1995)は日系ブラジル人への聞き取り調査から、日系ブラジル人と日本人のかかわりがあまりにも薄く、互いの相互理解には全く至っていないことを意識している。外国籍の人々の長期滞日、定住化が進む時代を迎え、多文化の共生の問題は今や企業内に留まらず社会の大きな課題の1つである。本研究は「共生社会」を念頭に、日系ブラジル人を含む従業員間の職場における共生を他機関との有機的な繋がりから捉える一助となればと考える。

広島県東部地域D社の背景

広島県東部地域B市(注3)にあるD社は世界で80%を占める情報機器部品の製造専門工場であり、近畿圏に本社を置く(資本金約268億)企業の1事業所である。バブル期の日本人の採用が困難な時期に、入管法の改正に伴い日系ブラジル人の長期雇用が可能になり、D社では愛知県豊橋市の事業所に日系ブラジル人を採用した。その後B市に40～50人の規模で移動し、現在では総勢約600人の日系ブラジル人を雇用している。彼らは、C社を始めとする人材派遣会社から派遣されている。C社は「請負業務」、すなわち、社員の労働管理から生産管理までを一括管理する事業所をD社の構内に設置している職場で(注4)、日系ブラジル人の大多数を派遣しており、中国人、ペルー人、フィリピン人、ベトナム人や日本人を含むと総数約1500人の人材を派遣している。

現在C社は一括借り上げをしている67世帯用の寮と、自社寮として管理人を置く72世帯用の寮を所有する。C社は福利厚生として送迎バスを用意し、職場から寮まで社員の送迎を行っている。D社の日系ブラジル人は職場と寮を行き来する生活が多く日本社会とは一種隔離された状態にある。なお、日系人雇用が急速に増加し始めた頃、D社が位置するB市が「外国人」に対する宿舎および土地の提供を渋ったため、日系人労働者の多くはA市(注5)に居住している。

D社では外国籍従業員は主に製品の検査工程に従事しており、職場側の説明によると日本語はほとんど必要ない。勤務時間は午前8時から4時45分までだが、通常は残業があり昼勤が午前8時から午後8時まで、夜勤が午後8時から午前8時までになっている。勤務は昼勤、夜勤、3日ごとの昼夜勤務の3交代制システムを取っている。D社、C社の従業員のもとに日系ブラジル人を含む従業員がおり、日系人の中には「リーダー」と呼ばれる人がまとめ役として配置されている。必要な場合には日系ブラジル人通訳が手助けをするシステムになっている。

C社幹部職員の話によると日系ブラジル人にも2通りあり、日本人の血を引いた人々と日系人の配偶者に分かれる。しかし、日系人は3世までが通常のビザを取得できる上に、B市における永住権取得手続きは比較的ゆるやかなので雇用に関する問題は顕在化していない。

小内・酒井(2001)も「定着層」「循環層」「新規流入層」など、滞日年数などによる労働者内部の階層分化を指摘している。このことはA市外国人相談窓口職員およびC社の寮管理人の話からも窺えた。長期滞在の「定着層」はポルトガル語と日本語ができ、日系人の現場リーダーや通訳として日本人管理者との間に位置する。入管法改正前後の困難な時期を潜り抜けて日系ブラジル人全体の将来を考え、若者世代の日和見主義的な生活に不満を抱く第一世代である。「循環層」は長くても2～3年で退職する中・短期滞在者、「新規流入層」は日本国内およびブラジルから流入する短期滞在者である。この中には、文化的にラテンアメリカ化しつつも子どもを地域の学校に通わせ、日本人としての日本生活を望みつつある2世・3世を中心とした第二世代と、独身または子どもがいない若い夫婦でブラジルでの生活を豊かにすることを目的に「出稼ぎ」に来ている若者世代の第三世代が混在する。D社はハイテク産業であり眼を使う細かい作業が要求される仕事中心なのでこの第三世代が多い。以下に示す調査にも、これらの流動的な日系ブラジル人の滞日状況が日本人労働者の印象に影響を与えていることが窺える。

調査

調査は2003年7月から8月にかけて実施した。対象は①D社・C社職員(役職者)および寮管

理人、②日本人従業員、③日系ブラジル人従業員で、①にはインタビュー調査、②③に対してはアンケート調査および可能な場合はそれに基づいたインタビュー調査を行った。

アンケート調査は日本人に150部、日系ブラジル人にポルトガル語版を200部配布した。プライバシー保護のため封筒と共に配布し、必要な場合は封印して提出できるようにしたが、配布期間が社内の引越し時期とも重なり回収数は日本人労働者28部、日系ブラジル人労働者13部に留まった。項目が盛りだくさんで回答に時間がかかったことも反省すべき点であろう。

インタビュー調査はまずC社・D社職員に個別に実施した。そして、D社の1室で2日間に分けて、日本人12名、日系人7名を対象に1人約40分間実施した。日系人には通訳を介してポルトガル語で行った。インタビューの様子は被験者の了解を得ることが出来た場合には録音をし、必要な部分は文字化して分析に使用した。

アンケート調査は大別すると①個人的属性(年齢・性別・役職・海外在住経験等)、②コミュニケーション(使用言語・円滑に行った時や困難が生じた時の理由や対策等)、③日本語使用(日本語の必要性・日本語に対する要求等)、④習慣(社会的慣習や習慣、態度についての考え等)、⑤交流(仕事以外の付き合い・交流会についての考え等)、⑥印象(互いの印象・職場における変化等)、⑦多文化共生に対する意識、などについての設問を作成した。特に日系ブラジル人に対しては、来日時期や目的、来日前後の印象、日本語学習の機会や日本語能力、職場における不安等についても尋ねた。これらは互いの違和感や、一緒に働くことによる変化を探る目的で設定した。インタビューは、実態の詳細を明かにする目的で行った。

以下ではアンケートの結果をもとに、インタビューで得た情報を加味して分析を行う。

職場における日本人従業員と日系ブラジル人従業員の意識

日本人従業員の意識

アンケートの回答者は28名、平均年齢は32.9歳、インタビューの被験者12名の平均年齢は33.9歳である。日系ブラジル人との関係は部下9名、部署内他セクションの従業員10名、他部署の従業員5名、上司5名、同僚4名、もと部下2名、もと同僚1名、もと上司1名、その他が5名であった(複数回答可)。

1.――― コミュニケーション:通訳の重要性

「日系ブラジル人とのコミュニケーションは何語で行われるか」という問いに対する答えは、「日本語」71.4%、「日本語とポルトガル語」14.3%、「日本語と英語」3.6%、「その他:英単語や通訳を通して話す」10.7%で、職場でのコミュニケーションは日本語に頼っている。

「コミュニケーションが円滑に行かなかったことがあるか」という問いに「はい」と答えた者は87.5%だが、「いいえ」の者も「通訳の人がいるので」問題がなかったと回答している。「はい」と答えた全員が仕事上の日本語の問題、具体的には「細かい指示や連絡の時」「作業ミスでクレームが発生した時」「依頼や問い合わせや作業を変更する時」「あげる、もらうを間違えた」「曖昧な表現」などを挙げている。困った理由についてP氏は「指示がうまく伝わっていなかった。『分かった』と言っても実際には分かっていない。」と、職務遂行上の支障に言及する。対策は全体の58.3%(注6)が「通訳に頼む」で、「何度も聞く」や「わかりやすく説明する」など自助努力で解決の道を探る者(20.8%)、「他の日本人に代わってもらう」(8.3%)、その他「放っておく」「ジェスチャーを使用する」「日系さん(注7)の考え方を尊重する」(12.6%)があった。これらのことから、職場における通訳の存在の大きさが窺える。

それに対して「コミュニケーションがうまく取れていると感じている時」は、「休憩中に、仕事の話や面白い話をしている時」「考えていることが一緒の時」「相談を受けた時」など個人的なものが多い。その理由には「笑う時のタイミング」や「冗談」などもあるが、「楽しい話なので怒らない」「通訳を通して明確に話してあげる」「相手の言い分を一通り聞いてやる」など、自分を日系ブラジル人と比べて上の立場に置いたコメントが目立った。

2.――― 日本語使用:日常会話のために

1名を除くほぼ全員が「日系ブラジル人にとって職場での日本語は必要だ」と答えている。I氏は「日本企業で働く限り日本語は必要です。コミュニケーションが取れる程度でよいのですが。やる気のない人はダメです。日本語が分からない場合、やる気のある人は通訳に聞きます。」と、日系ブラジル人の学習意欲を仕事に取り組む姿勢に関連づけて考えている。

「どんな日本語が必要か」という問いには、「仕事ができる程度」(17.4%)のほかに、「通訳がいるので挨拶や会話などの簡単な日本語があれば良い」など普通の会話を望む声(52.2%)もあった。その一方、「発音の良い日本語」「標準語に近い日本語」「丁寧な言語」などの要求もある(30.4%)。M氏は「敬語は必要ないが、一応仕事なので節度ある言葉を使って欲しい」と述べた。また、違った種類の反応で、「目上の人に対して仕事と遊びの区別ができない人がいる」と、新規流入の若者層の言葉遣いや態度を批判する人も多かった。「日系ブラジル人自身はどんな日本語を学びたいと思っていると思うか」という問いにP氏は、「長く勤めたい人は日本語を学びたいだろうが、職場には日系の人が多いので覚えなくても良いと思う」と答えた。職場としても作業に必要なマニュアル(単語表)を作成しており、あくまでも仕事が滞りなく進む事が第一で、日常会話は付随的な問題であるという意識が見られた。

3.――― 習慣:職場に望ましい態度とマナー

「職場において日系ブラジル人に習得してほしいこと」は、「ない」「分からない」など(36%)を除くと、主なものは職場での態度(24%)、「一般常識やマナー」(20%)、「日本のルールや現場のきまり」(12%)であった。具体的なマナーは「順番を守る」「電話の対応」「片付け」「時間厳守」などで、態度は「仕事と休憩時のメリハリをつけてほしい」などだ。「ない」「わからない」の答えが多いのは流れ作業には習慣の習得は不必要だという意識、もしくは日本人の無関心さの表れではないか。I氏は仕事に真面目に取り組む態度を要求し「我が強い。夜勤の仕事なのに昼間遊んでしんどいといって遅れたり休んだりサボったりする。」「以前の日系さんは頑張っていたのに、車を乗り回して日本での遊びのお金を求めている人が掻き回している。休みでも働きたい人がいるのに、やる気の違いで行動が変わるのは国民性だ。」と世代層の相違に言及するとともに、「日本人」に対する「日系ブラジル人像」を創りあげて批判しているといえる。

4.――― 交流:交流会の参加と職場外での交流

「日系ブラジル人との交流会に参加を希望する」と回答した者は約76%を占め、日本人も互いに楽しむことを期待している。その反面、企画が困難な理由として「時間のルーズさ」、周囲の迷惑を考えると「場所探しが難しい」ことを挙げる。また、日本語の問題から互いに分かり合えないかもしれない不安に言及している。D社では実際にバーベキューパーティーや送別会・忘年会などが開催されており、参加経験者は楽しんだ様子である。しかし、「パーティーに行くが日系さんに嫌な顔をされる」「日頃ルールを守らない人にきつく言う上司の立場なので反感があり嫌がられる。仕事仲間として付き合いたい」と述べた者も複数おり、日頃の関係性が友人関係に発展しにくいことを意識していることが窺える。職場以外でのプライベートな付き合いは、国際結婚の場合を除きほとんど積極的には行われていないことがインタビューからもわかった。なお、41%が日系ブラジル人の友人が「いない」と答えている。

5.――― 印象:職場の人間として、個人として

「日系ブラジル人が同じ職場にいて良かったことはあるか」という質問に対しては、「あまり休まず文句を言わない」「良く仕事をしてくれる」など仕事態度を評価するもの(31.6%)、「ブラジルの習慣などを知る機会に巡り合えた」「自分の考えの視野が広まった」など自分が日系人から学んだことに言及した者(31.6%)がいた。その他、異文化や国際感覚が身につくこと(10.5%)や、友人になりサッカーができる喜び(10.5%)を示した者もいる。しかし、K氏の「今の日系さんは日本人と一緒で若い人を中心に休む人が多く考えがわからない。」という発言や先のI氏の発言に象徴されるように、「日系人は良く働くから良い」という概念から脱却できず、個別な付き合いや異文化間の摩擦解消には関心のない日本人が目立つ。これは、特に役付きの日本人が「日系ブラジル人が職場にいて困ったこと」という質問に、「わがまま」「プライドが高く人の言うことを聞かない」「雑

な人が多い」などの回答が多いことからも裏付けされる。

「日系ブラジル人と一緒にいて自分の考えで一番変化した点」について尋ねたところ、「我慢強くなった」「曖昧な受け答えをしないようにしなければならないと思った」「自分の意見を分かってもらえるよう相手の立場を理解する」「日系人が積極的なので自分も影響を受けた」など自己の態度の変化に触れた者と、「日系人は悪口を言わない、休んだりもしない、それまでのイメージとは反対」「外国人は今までとっつきにくいと思っていたが付き合いやすい」など日系ブラジル人に対するイメージの変化について触れた者に2分された。「日系ブラジル人が職場に入って職場に何か変化があったか」については、入った時から日系ブラジル人がいたので「変化はない」と答えた者以外に、「職場全体」「仕事の方法」「人付き合い」「会議の進め方」「地域」「職場外」などがあり、具体的にはポルトガル語の指示物や、職場外での交流の増加、地域での苦情、日系リーダー中心の作業が示された。このように、偏った観念を持ちつつも、日常の作業の中で「共生」に向けての態度が自然に養われているともいえる。

日系ブラジル人に対する一般的な印象には「明るい」「積極的」「にぎやか」など好意的なものもあるが、仕事態度には批判的である。一方で、辞めたブラジル人の再就職に関しては「優秀、真面目で良くやってくれる人は歓迎」「ビザの関係なら仕方がない」「戻ってくれるのは職場が良いイメージだということ」「日本人ではないからオーケー」など単純労働力としての期待と「自分とは違う種類の人」に対する寛容性が見られる。

日系ブラジル人が単なる労働力であることは、「コミュニケーションは取りにくいが、きちんとしてくれれば異議はない。」というD者職員K氏の発言からも明かである。「日系人を特別扱いしてはいないんですよ」と繰り返し強調する背後に、「特別に心を向ける必要はなく作業に滞りがなければよい」という考えが表出していることにK氏が気づいていない。日本の失業率上昇に伴い「日本人も雇用機会を望んでいるのではないか」という筆者の質問に対し、「なかなか日本人には向かない作業なんですね。結構きつい作業ですよ。暗いところにじっと座って、ずーっと見ているという。傷などの検査をするので。決まってはいませんが3年で帰国する人が多いですね。」と、「日本人には向かない」という表現を何度も繰り返し、3K(汚い・きつい・危険)に含まれる仕事を日系ブラジル人が担っていることを容認している。

上でも述べたが、C社の職員O氏は日本人従業員が「必死に指示をするがコミュニケーションがうまく取れず、摩擦が起こり問題が大きくなるケースもある」と述べ、異文化の許容性の欠如を指摘する。また、「日系ブラジル人本人は『人間だから』ちゃんと説明してほしいと望んでいるようだ。職場は一方的で労働力は機械的なものとしか考えていない。これは日本人に対しても同じですが」と個人的な理解を示す一方で、適正に応じて人の入れ替えもするのが派遣業の仕事だとその複雑

な心境を語った。

企業という利益追求の組織においては、特に危険と背中合わせになっている場合、「統制」がとれることが最優先されることも理解できる。とはいえ、そこに関わる人間は「日系さん」というカテゴリー化された労働者集団ではなく、相互の交流を求めている個々の人間であることを認識することが大切なのではないか。

日系ブラジル人従業員の意識

アンケート回答者は13名、その内インタビューの対象は7名であった。インフォーマントの平均年齢は26.8歳である。13名の中にはリーダーが3名、主任などの責任者が3名、通訳が1名含まれていた。滞日年数は1年から13年の幅がある(平均滞日年数10年)。インタビューと、アンケートを日本語に翻訳したものをもとにして、以下に整理する。

1. ――― コミュニケーション:職場と地域生活

「コミュニケーションがうまく行かなくて困ったことがあるか」という質問に対して、仕事場面で説明や指示、質問に使用する日本語がわからないことに言及した者が46.2%いた。それらの対処法は「通訳に聞く」(23.1%)、「違う方法で伝えようとする」「詳しく説明する」「その問題を責任者に回す」(7.69%)などであった。ほかには、「来日当初の地域での生活」の困難さ(23.1%)があり、病院や店で必要な単語がわからなかった時は、ジェスチャー使用や両親・親戚の助けによって対処していた。通訳やリーダーの者は「困ったことがない」(30.7%)と答えている。このように、日本人と違い日系ブラジル人の関心は職場だけに向けられているのではない。

2. ――― 日本語使用:社会生活のための学習機会

「日本企業で仕事をするために日本語は必要ですか」という問いの答えは「はい」(69.3%)、「いいえ」(30.7%)であった。日本語が必要な理由は「仕事の内容を理解するため」「ルールや規則があるから」「仕事の目的を理解するため」「いつも誰かに頼らなければならないから」などだ。日系ブラジル人は職場で有効な日本語を使用し通訳に頼らないでも良い自分の姿を理想としている。「文化の違いからブラジルでは普通のことが日本では無礼な態度だと見なされ、ただ誤解されてしまった場合はそれを説明する必要があるから」と答えた通訳兼事務員R氏のコメントは日頃の経験に基づくものであろう。それに対して、日本語が必要ではない理由として、「手作業であり口で仕事をしているわけではないから」「通訳がいるから」などがあった。

「日本語を習得したいと思いますか」に対しては全員が「はい」と答え、その理由に「自分の両親や祖父母の文化を学ばなければいけないと思う」「日本に住んでいる者として普通の生活を送りたい」「家族に誇りに思ってもらえるために」「日本は漢字文化だから漢字を学びたい」「教養のため」

「日本に来たばかりの日系人の仕事をより良くするため」などを挙げた。長期滞在者も多く、社会の一員として日本で生活すること、日本文化を習得すること、小学校で日本語を習得している子どもとの関係を重視していることがインタビューからも明かになった。

日本語学習の機会は「ない」が46%であった。「ある」と答えた者(54%)のなかで、公文式で学習している1名を除く全てが、仕事中の説明や同僚との話などから実地で学習する機会のことを言及した。すなわち、職場以外の日本語学習の機会はほぼないに等しいといえる。

3.――― 習慣:労働時間の長さと規則への戸惑い

「日本企業で仕事をするために、日本の社会的慣習・習慣や態度の習得は必要か」という問いには、「はい」が84.6%、「いいえ」が15.4%であった。インタビューでは、「規則やルールがあるので日本語を学ばなければならない」「日本企業は上司に対して敬意を表する」「労働時間がこんなに長いとは思わなかった」「評価の仕方が国と違う」などの戸惑いが見られた。

4.――― 交流:交流機会の周知の問題

「職場での交流会に参加する」と答えた者は全体の86%で、企画時に困難だと思う点については「コミュニケーション」のほかに、「差別をしない」、「普通に挨拶する」「ただ参加しているだけ」という答えがあり、日頃の関係性が普通に挨拶したり言葉を交わすものではないことをほのめかしている。興味深いことは、日本人はバーベキューなどの企画に言及したが、日系ブラジル人は参加した1名を除く全員が、交流会などが職場内にはないと答えている。たまたま機会に巡り合わなかったということもあろうが、今回は4つの部署に所属する人々にインタビューしたので、情報の周知が十分ではないとも考えられる。なお、職場での日本人の友人は「5人以上」(30.8%)、「10人以上」(30.8%)、「1~2人」(23.1%)、「いない」(15.3%)であった。

5.――― 印象:日本企業に求めること

日本人の印象は、「友人のようで信頼できないところもある不思議な国民」「仲良くなれば良い人たち」で、日本企業での労働は「重労働だと聞いていたがそうではない」というもの、「収入は得ているが奴隷のよう」「組織化され規律が多い」「外国人に対して多くの偏見がある」まで様々であった。具体的な仕事内容以外の人間関係や規則面への戸惑いが見て取れる。

「日本企業に求めること」の中には、外国人に対する職場制度の改善を求める声、日系ブラジル人に対する態度に関する意見、日本企業の仕事の進め方に対するものなどがあった。制度に関しては、「ブラジル人従業員をよりよく理解してくれる心理カウンセラー」「事故や重病の場合にすぐ対処してくれる医師」の配備、「親睦を深めるための職場外の活動や交流会・娯楽」などの充実、「正社員になりたい」という訴え、「契約前にその人物を評価するシステム構築」などがあった。日本人に対しては「ブラジル人に対する偏見をなくす」「命令ばかりするのでもう少しコミュニケーション

があってもよい」と態度の改善を求めている。日系人通訳K氏はA市にブラジル人の学校がないことを指摘し、高額な私立ではなく公立の学校設立を望んでいた。また、先に述べた日系ブラジル人の寮管理人M氏の話から、夫婦の勤務時間が異なり夫婦で顔を合わせる時間が週2回しかないという問題が指摘されている。しかしB社職員O氏の話では、膨大な量の雇用者全ての予定を調節することは無理だという。

職場における共生の実態と課題

これまで見てきたように、日本企業は日系ブラジル人、または従業員全体を職場システムにおける1つのコマとして捉えている。日系ブラジル人の頻繁な転職やUターン化が「一時的な労働者」として彼らを捉える要因にもなっている。しかし、実際の職場では生身の人間が働いており、そこに異文化間のぶつかりや人間同士の相互交流が存在することは無視できない。

日本人は日系ブラジル人の存在に対しての違和感はなく、多くの者は異文化での生活の大変さを認識している。しかしながら今回の調査から、職場では日本人と同様の習慣を身につけ規律やマナーを守って真面目に働くことが評価の基準になっており、日本人および上司を敬う態度、仕事に取り組む姿勢の欠如が強調された。あくまでも仕事中心であり、職場以外の個人的な交流や理解をあまり必要としない実態が明らかになった。それに対して日系ブラジル人は、仕事の厳しさに対する心構えはできているものの、個人として尊重されず命令されることや十分な交流の機会に恵まれないことを嘆く。日本人が批判する態度も、敬意の示し方、労働時間、評価の仕方などがブラジル人とは異なることから生じる可能性がある。

日系ブラジル人にとって職場で挨拶を交わす関係作りは大切である。その際に日本語使用は大きな課題である。日本人従業員は仕事が順調であれば良いと考える一方で、日常会話や「正しい日本語」の大切さを唱えた。日系ブラジル人は職場だけではなく、社会生活を営み日本人としてのルーツに関わるための日本語習得を望んでいる傾向がある。

通訳の存在の大きさは両者が認識しているが、その仕事は作業現場での説明通訳に留まらない。ビザやアパートの手配、海外保険や病気・事故時の対応や個人的な相談など、600人分の悩みや問題を背負う立場にありその負担は莫大である。通訳の業務範囲を組織的に支える体制作りは今後の課題であろう。世代間ギャップの問題に関する認識も類似しており、「定着層」の中にも日本の規律を受け入れずに自分勝手に生活する若者世代を嘆く声があった。

なお、雇用形態に関する日本企業と日系ブラジル人両者の言い分の違いに関する説明義務を、職場および派遣業者は負っている。行政の相談窓口の存在は前節で述べられているが、それだけに頼らず職場側の責任として予算を確保し、地域や行政との連携のもとに相談システムを構築す

ることが望まれる。個々の日系ブラジル人が職場内外での生きる力を身につけるための第一歩として日本語習得の機会を用意するのも今後の課題である。現状では自然習得以外の日本語学習機会はない。C社職員の話では以前に通訳らを中心に自主的な日本語学習の機会が設けられたが、仕事が忙しくて自然消滅したという。職場の援助、すなわち、企業が率先して地域での共生社会を目指し、利益追求だけではなく社会参加のための支援をすることが必要ではないかと考える。何よりも個々の日本人が、「日系ブラジル人」という集団とではなく個々の同僚や上司・部下として関わる姿勢を養うことが大切であろう。日系ブラジル人側も、職場や日本社会における振る舞い方を学ぶ姿勢が必要なのかもしれない。共に生きようという土壌はあるがうまく作用していない。互いが友人になり社会生活を営める体制づくりが必要である。

おわりに

本研究は、広島県東部地域のある企業の従業員に対するアンケートおよびインタビューから、職場における日本人と日系ブラジル人相互の意識や職場の現状の一側面を明かにした。この地域には中小企業もいくつかあるが、今回対象としたのは一つの大企業に留まっている。限られた時間内で限られた人数、それも主にリーダー格のインフォーマントに対する社内でのインタビューという問題点がある。より多くの労働者の声を聞き他の企業と比較することが望まれる。

また、アンケートおよびインタビューは言語の違いもあり、「日本人」と「日系ブラジル人」に二分して行われたが、日系ブラジル人が「外国人」なのか「日本人」なのかという問題は棚上げになっている。日系ブラジル人自身の発話からも「先祖の文化」に対する思いが述べられており、掘り下げて考える必要のある課題である。

さらに、会社勤めをする日系ブラジル人の日本社会との関わりは企業の職場内に留まるものではない。個々の労働者が社会で生きる力をつけることのできる環境作りが急務である。今後は職場に参加する一人ひとりの日系ブラジル人が、職場以外で日本語・日本文化と接する時で、どのような環境にあるのかを追跡したい。日本語やポルトガル語を通した人々との交流を深める場創りをし、それが職場でのコミュニケーションの向上にいかに還元できるかを考えるのも課題のひとつである。

インタビューで日本人班長のI氏に「この調査によって今後日系ブラジル人にどのようなことがあるのか。日本人にとってどんなメリットがあるのか。調査者に何ができるのか。」という質問を突き付けられた。I氏の言う「メリット」の中味は日系ブラジル人の日本人化、すなわち「日系ブラジル人が職場でのルールを守り、厳しい日本の職場で我を出さないようになると自分が助かる」というも

のであり、このこと自体が職場における課題と密接に関係していると思われる。私たちは「研究者に何ができるのか」に対する答えを出す義務があり、今後それを常に考えながら調査していくことが大切であることを再認識させられた。

その応えとしてできることは、従業員の意識、すなわち日本人と日系ブラジル人の意識のギャップを示し両者の関係性を問い直すこと、多様な背景を持つ人々が職場で共存するために必要な態度を日本人が認識し学ぶ機会を設けること、日系ブラジル人の社会参加や自己表現を可能にするための方法を模索することなどが挙げられる。

職場においては、日本人と日系ブラジル人従業員が互いに相手を尊重した交流を求めつつも、残念ながら本当の意味でのインターアクションが起こっているとは言い難い。社会で職場が孤立した存在でないことを考えると、この問題はひとりの人間をとりまく様々な環境との関わりのなかで人と人との地道な繋がりや活動を通して解決されるものであろう。すなわち、職場の課題は、家庭に始まり、子どもがいる場合は学校、住民として生活する地域社会、信仰との関連では教会など、複数のドメインとの有機的な繋がりを持っているという側面にも注目して考えるべきである。本研究は日系ブラジル人を対象としているが、これはあらゆる背景を持つ人間が共生する社会を目指す上で重要なことであると考えられる。

〈大阪大学大学院言語文化研究科　博士後期課程〉

---

1 ———— 2002年度末現在における法務省入国管理局調査によれば、外国人登録者数1,851,758人のうちブラジル人は268,332人で、国籍（出身地）別では韓国・朝鮮、中国についで第3位を占めている。 http://www.moj.go.jp/PRESS/030530-1/030530-1.htm

2 ———— ブラジル国籍者の外国人登録状況では、広島県は全国で13位、中国地方では第1位である。

3 ———— 2003年7月現在のB市の外国人登録者数は786人で、1995年の約3倍である。

4 ———— 小内・酒井（2001）では、物の製造工程への人材派遣は違法なので、派遣先企業の中に自社の事業所を設立することによって法律上の問題を回避していることを指摘している。なお、企業にとっても正社員の増加なしに「派遣社員」で雇用の調整ができる利点に言及している。

5 ———— 2003年7月現在のA市の外国人登録者数は4,388人で、ブラジル人は1,091人を占める。

6 ———— 7％は、無回答を省く有効回答に対する割合を示す。以下も同様に表示する。

7 ———— 「日系さん」という呼び方に関する筆者の質問に、C社職員はそれが単なる呼び名であると答えた。しかし、「ガイジンさん」という用語にあるコンプレックスに対し、「日本人側の優位な気分が隠されているかもしれない。突き詰めると差別用語かもしれない。ブラジル人の中でも日系人はプライドを持っているので 問題にはなっていない。」と答えた。

【参考文献】

●小内透・酒井恵真編著『日系ブラジル人の定住化と地域社会 ― 群馬県太田・大泉地区を事例として ― 』 御茶の水書房　2001　●鐘ヶ江晴彦編『外国人労働者の人権と地域社会 ― 日本の現状と市民の意識・活動』 明石書店　2001　●駒井洋編『定住化する外国人』 明石書店　1995　●渡辺雅子編『共同研究　出稼ぎ日系ブラジル人上　論文編 ― 就労と生活 ― 』 明石書店 1995 『共同研究　出稼ぎ日系ブラジル人下　資料編 ― 体験と意識 ― 』 明石書店　1995

第3章　地域社会およびNGO／NPOの取り組み

第1章で移民の歴史の幕開け、第2章で広島県東部地域をフィールドにした事例研究の成果についての記述を経て、本章(注1)では、日系ブラジル人(注2)に対する日本社会の取り組みをやや広い観点からとらえてみる。具体的には日系ブラジル人を取り巻く日本社会のうち、地方自治体やNGO／NPOの取り組みに焦点をあて、日本が現在、多文化・多民族共生社会となる上でどんな対応をしているか、またどんな問題があるかについて考察する(注3)。特にここではこれまでの日系ブラジル人に関する日本での研究が「彼ら」だけを対象にしていることに疑問を持ち、多文化・多民族共生にとって重要なことが(研究者を含む)「私たち」の側にもあるのではないか、という仮説のもとで問題の所在を明らかにしてみたい。

以下では、「日本社会」を便宜上次の4つのレベルに分け、異なる観点から捉えていく。

(1) 地域社会による施策の実態

(2) NGO／NPOの支援の実態

(3) 一般市民の意識

(4) 日系ブラジル人関連の法案に関する議論

まず、本章で取り扱う地域社会、すなわち「地方自治体の取り組み」について滋賀県下の地方自治体を例にして現状と今後の課題を取り上げる。次に、日系ブラジル人を含む外国人の日本語学習を支援しているボランティア活動の現場から、「共生に向けた地域の日本語教室の役割と課題」について考える。これらによって「地域社会およびNGO／NPOの取り組み」に関する比較的新しい施策例や、ボランティアおよび研究者のもつ無意識的なカテゴリー化の問題などが示されることになるが、さらにそれらを補完するため、次節では日系人を受け入れる「ホスト住民の多文化共生に関わる意識」を、そして最後に日系ブラジル人に関連する法案を審議した「国会での答弁」を取り扱う。

本章ではまず現場にボランティアとして関与していた 執筆者が参与観察者として得られた情報をもとに地方自治体のきめ細やかな試みを紹介する。次節のNGO NPOによる支援の実態については、学習支援活動に関わっている執筆者がインタビュー調査を行い、その談話を分析し、自己批判的にその結果を記述する。ホスト住民の意識についてはアンケート調査を実施し、統計的手法を用いてその結果の一部を分析して紹介する。国会での議論はクリティカル・ディスコース・アナリシスの成果を援用しつつ、典型的なストラテジーおよびその答弁の前提を明らかにする。

以下、本章の各節はそれぞれ独立した研究の概略であるが、日本社会における日系ブラジル人との共生という点で相互に密接に関連していると言えよう。

〈山下 仁〉

地方自治体の取り組み：滋賀県内の市町村を例に

リリアン テルミ ハタノ

2002年末現在における外国人登録者数は、全国で1,851,758人。日本の総人口127,435,350人に占める割合は1.45%(注4)となり、毎年過去最高記録を更新している状況である。同統計によると在日ブラジル人人口は、268,332人である。

1964年(昭和39年)に行われた第2回目の調査では、85カ国からの659,701人の外国人登録者中、ブラジル人は273人であった(表1参照)。それと比べると約983倍にまで増加したことになる。特に、1990年の「出入国管理及び難民認定法」改正後は、国籍・出身地別登録者数において、韓国・朝鮮、中国に次ぐ第3位となるまでに急増した。

年	ブラジル人総数
昭和39(1964)	273
44(1969)	622
49(1974)	1,506
59(1984)	1,953
61(1986)	2,135
63(1988)	4,159
平成 元(1989)	14,528
2(1990)	56,429
3(1991)	119,333
4(1992)	147,803
5(1993)	154,650
6(1994)	159,619
7(1995)	176,440
8(1996)	201,795
9(1997)	233,254
10(1998)	222,217
11(1999)	224,299
12(2000)	254,394
13(2001)	265,962
14(2002)	268,332

表1　ブラジル国籍外国人登録者の推移
『在留外国人統計』をもとに作成。(注5)

90年代に入り在日ブラジル人が急増しはじめた当初は、経済学や社会学(注6)、法学などの分野での研究が数多く行われていたが、現在では、医学や心理学、社会福祉学、教育学(注7)など、定住化の進展につれて問題が顕在化してきた分野での研究(注8)も活発に行われるようになっている。特に最近は、深刻な問題を抱えている教育の分野が注目を浴びており、日本語教育、応用言語学、社会教育学、そして母語教育、多文化教育の可能性など、様々な立場の研究者が各々の分野で実績を積み重ねている。

ただ、これまでの調査の多くは、在日ブラジル人の集住が高度に進んだ地域や都市を対象として行われている。その結果、集住の規模がそれほどではない都市や少数点在地域の状況、あるいは、より広域な都道府県単位の状況が取り上げられることはあまりなかった。しかし、在日ブラジル人は、多かれ少なかれ、全都道府県に在住している。本研究では、関西地域の中では最も在日ブラジル人が多い滋賀県の事例を取り上げ、その現状と課題を考察する。

滋賀県の概要

2002年(平成14年)12月末現在のデータによると、滋賀県の総人口は1,364,530人(注9)である。また、同年末の滋賀県での外国人登録者数は、

24,772人であり、総人口の約1.8%に当たる。国籍・出身地別の順位を見ると、ブラジル10,794人(43.6%)、韓国・朝鮮6,937人(28.0%)、中国2,069人(8.4%)、ペルー1,644人(6.6%)、フィリピン1,426人(5.8%)、米国302人(1.2%)、インドネシア285人(1.2%)、ベトナム144人(0.6%)、タイ91人(0.4%)、英国79人(0.3%)、その他1,001人(4.0%)である。人数で見ると、滋賀県は全国で10番目にブラジル人が多い都道府県であり、関西地域では最もブラジル人が多い。ここで注目すべき点は、県内の外国人登録者数に占めるブラジル人の比率である。滋賀県での外国人登録者のうちブラジル人は43.6%を占めている。これは、静岡県(52.1%)、三重県(46.2%)に続く全国第3位の数字である。

歴史的に見ると、滋賀県での外国人登録者のうち中南米出身者は、1986年3月末にはわずか19人(注10)であったが、90年には1,059人、96年には8,940人となり、従来多かった東アジア出身者の人口を上回った。そして2000年には、ブラジル人人口が韓国・朝鮮人人口を上回った。

その背景には、1965年以降、「電気、精密機械、化学、セメントなど外資系を含めた大企業が進出しはじめ、滋賀県の産業構造は大きく変化した。現在では製造業の占める比率は全国的にみても抜群で、80年代以降は中規模企業の新規工場設立も相次いでいる」(注11)という滋賀県の産業状況がある。また、1990年の「出入国管理及び難民認定法」改正による日系人に対する労働市場の門戸開放政策が明らかに影響している。この改正によって、「定住者」「日本人配偶者等」という在留資格をもつ南米出身者が、90年代から、労働力を提供するようになった。

滋賀県下の市町村等における取り組み

近年、公的分野のさまざまな領域で住民参加型の取り組みが重視されるようになってきてはいるが、一般市民の暮らしや日常の行政の中にそのような意識が十分に根付いているとはまだ言えないであろう。特に、住民の意見をどうやって地方行政に反映していくべきかという地方自治のあり方は、まだまだ模索状態にあると言える。

このような状況の中で、日本社会が多文化・多民族化する状況とどのように向き合っていくかが問われているわけであるが、今も外国籍住民は、住民として日本人と同様に納税の義務が課せられているにもかかわらず、住民としての多くの権利については保障されていないという状態に置かれたままである。

滋賀県では、県のレベルでの政策を見る限り、外国籍住民を前向きに受け入れているわけではなく、外国籍住民を取り巻く問題の解決に積極的に取り組んでいるとも言えないのが現状である。ところが、この数年の間に、県下の様々な市町村や民間グループにおいて進歩的な取り組みが

行われるようになってきた。これらの新しい取り組みが、住民の国籍に関わりなく誰にでも優しい社会を築くための「住民参加型のまちづくり」にとってのヒントとなることを期待しつつ、以下では、その具体例を紹介したい。

米原町：永住外国人に対する全国初の住民投票権

少子・高齢化進展の影響という面は否定できないとしても、外国籍者も住民であり市民であるという認識が地方自治体レベルでは広まっている。その傾向を確実に前進させた動きの一つが、滋賀県の琵琶湖東岸にある米原町が全国で初めて実現した、永住外国人への住民投票権の付与である。村西俊雄町長の推進で、2002年1月18日、永住外国人にも住民投票資格を与える内容を盛り込んだ「米原町の合併についての意志を問う住民投票条例」が議会で可決され、同月21日に施行された。そして、同年3月31日、周辺自治体との合併に関する住民投票が行われたのである。

これは特定の住民投票に限った条例であり、長年に渡り在日韓国・朝鮮人が求めてきた参政権の問題を全面的に解決したとは言えないが、村西町長は、「地域社会では、住民は誰であろうと、共に安心して暮らせる地域づくりに汗を流すのが本来の姿だと思う。そのためにも触れ合いを深め、永住外国人にも連帯意識を持って意欲的にまちづくりに参加してもらうことが大切だ。その第一歩が住民投票を成功させることだと信じている」(注12)と述べており、明らかに地方自治体レベルでの意識の変化が表れている。

彦根市：外国人市民施策懇話会設立

1996年に日本初の外国人市民代表者会議が神奈川県川崎市に設置されてから、多くの自治体で、同様の機関が、外国籍住民の意見を集約する機能を担うものとして、相次いで設置されていった。

かなり出遅れてではあるが、2003年5月、滋賀県下では初めて、彦根市で外国人市民施策懇話会が設立され、その第一回の会議が同年6月28日に実施された。委員は14名で、8名の公募委員と4名の団体代表者、2名の市職員で構成される。公募委員の内訳は、ブラジル人3人、中国人2人、インド人、ペルー人、日本人それぞれ1名ずつ。団体代表者4人のうち1人はブラジル人。そして、市職員の1人は国際交流員であるブラジル人である。

委員を国籍別に見る限り、在日韓国・朝鮮人の参加はなく、その理由は現段階では把握できていない。だが、県内に多く在住しているブラジル人の意見を様々な立場から聞くことが可能な構成となっている点は、非常に興味深く、今後も追跡する意義はある。

滋賀県：県営住宅入居者募集条件の要領改定

滋賀県では、94年から、県営住宅の入居者募集条件として「日本語を日常会話に支障がない程度に使えること」という条件を設けていた。

2002年7月10日の毎日新聞夕刊の記事によると、『窓口で職員が日本語を話せないと判断した場合は申し込みを受け付けず、通訳同席での申し込みも認めていない。県住宅課は「日本語が出来ないと、入居後に近隣住民とトラブルになる可能性が高いから」と説明している』。

それから約1月後の8月8日の毎日新聞朝刊には、土木交通部住宅課の経過報告と同時に県営住宅入居要領の改定が発表されたことを受けて、『「国際化が急速に進展し、県内の外国人が増加しているなかで、現状にそぐわないため削除する」。県は7日の会見で、要領から「日本語を日常会話に支障がない程度に使えること」という項目を削除すると発表。同時に、「残りの在留期間が1年以上であること」「自治会などに参加できること」という外国人の入居条件も削除された」』との記事が掲載された。

この一連の動きの背景には、在日外国人と深く関わりを持つ団体や、在日外国人を何らかの形で支援する団体などの連帯・連携が見られる。滋賀県保健医療計画（改定原案）についての意見・情報などを滋賀県健康福祉部健康福祉政策課長宛に提出するなど積極的な活動を行っている草津市の団体「日本ブラジルゆーあいネット」や、大津市の日本語教室、さらには在日韓国・朝鮮人のグループ等の連携・協力によって、上記条件の廃止が実現したのである。

民間グループ：「滋賀で暮らす外国籍児童・生徒の学習権保障を求める陳情書」

教育関連では、2003年7月7日、外国籍の子どもの支援をする『子どもくらぶ「たんぽぽ」』という団体が、「滋賀で暮らす外国籍児童・生徒の学習権保障を求める陳情書」を県議会に提出している。

関係者によると、当初は請願書を提出する予定であったが、余儀ない事情で請願を諦めざるをえず、陳情書として提出されたようだ。陳情事項は以下の4点である。

(1)高校入試における外国人子女対象の、裁量判断にとどまらぬ客観的な特別措置の早急な導入・実施および入学特別枠の早急な設置

(2)多言語による進路ガイダンスの早急な実施と継続

(3)公立学校の日本語指導員について、教員免許資格要件の早急な撤廃と、日本語教育や語学の専門知識・経験ある人材の積極的な活用

(4)公立学校日本語教室の拡充と、設置基準の早急な見直し、柔軟な対応

この陳情事項は、外国人児童生徒の教育に関する他府県での取り組みを参考にしたものだとい

う。他府県での成果を滋賀県下に採り入れて活かそうという取り組みである。

今後の課題

滋賀県は、前述の通り、県政のレベルでは外国籍住民に関する先駆的な取り組みが多い地域であるとはけっして言えない。しかし、市町村や民間グループのレベルに目を向けると、注目に値する、評価すべき取り組みも少なくない。

「住民参加型のまちづくり」という観点から見ると、外国籍住民が住民投票に参加できた米原町の試みは、全国的にも記念すべき出来事であった。また、彦根市の外国人市民施策懇話会設立が県下の他の市町村に与える影響も小さくはないだろう。さらに民間グループの連携が県政を動かした例も登場している。

複数のボランティア団体が共通するテーマを通してネットワークを作り、経験を共有することで課題の解決方法を考えるケースも増加している。例えば、県下の様々な地域で日本語ボランティアの取り組みが生まれ、1996年には、「びわこ日本語指導者ネット(略称「BNN」)」が日本語ボランティアのネットワークとして活動を開始した。そこには、小さな力が協力し合うことによって大きな力になっていくという希望が感じられる。

滋賀県でも在日ブラジル人人口が年々増加している。そして、家族を呼び寄せたり日本で新たな家庭を形成したり、日本で出産し日本で子育てをするといった、定住化の傾向が見られる。社会の多民族状況のこのような進展をしっかりと見据え、多文化・多言語共生社会を豊かで実り多いものとしていく取り組みが、今や求められているのである。そのためには、マジョリティの日本人が、マイノリティの視点を尊重し、外国籍住民も地域社会・日本社会に貢献している社会の一員であるという認識を持ちながら外国籍住民の社会参加を積極的に受け入れていくことが不可欠である。それこそが、誰にも優しいまちづくりを可能にする鍵だと考える。滋賀県下で動き始めた様々な取り組みがそんな鍵となることを願ってやまない。

〈甲南女子大学多文化共生学科 専任講師(Lilian Terumi HATANO)〉

共生に向けた地域の日本語教室の役割と課題

森本郁代

本節では、日本国内に在住する日系ブラジル人との共生を実現させるための課題について、地域の日本語教室の現場から考察を試みる。近年、滞日外国人の数は年々増加し、日本社会は急速に多文化化しつつある。ところが、就労目的の人々のコミュニケーション手段を保障しようという行政側の動きは、インドシナ難民や中国残留孤児の帰国支援事業などを除きほとんど見られない。地域住民のボランティアによる日本語教室は、外国人が日本語を学べる貴重な場であることは確かである。しかし、本節では、地域の日本語教室を「外国人が日本社会で生きていくための日本語を学ぶ場」からさらに一歩踏み込んで、「共生社会の入り口」と捉えたい。地域の日本語教室は、滞日する外国人が日本語を教え学ぶ場であると同時に、ボランティアとして参加する地域住民にとっても同じ地域の外国人と出会う場でもあるからである。日本語ボランティアになってはじめて、身近に住む外国人の存在を知る人も多い。ボランティアの多くが「自分が教えているという気がしない」「教えられることが多い」と述べていることからも、異文化に育った者同士がお互いを知り合う場の一つとして地域の日本語教室が存在しているといえるだろう。そして、共生社会の実現のためには、地域の日本語教室が、外国人が日本語の学習を通じて一方的に日本社会に適応していく場にとどまっていてはならない。むしろ、お互いを知り合うことによって、日本社会の側も変わっていかなければならないことに地域住民が気付き行動を開始するスタート地点である必要がある。ここ数年、地域の日本語教室での活動を指す言葉が従来の「日本語教育」から「日本語学習支援活動」へと変わりつつあるのも、こうした認識が徐々に広がっていることを示すものである。

以下では、上記の立場に立って地域の日本語教室を「共生社会の入り口」として位置付けた上で、共生の実現へ向けた地域日本語教室の課題について考察する。ただし、地域の日本語教室が抱える課題は多様でありここでその全てを取り上げることができない。本節では、筆者ら(注13)が地域の日本語教室で行ったインタビューを取り上げ、Sacks(1972)の成員カテゴリー化についての議論を援用して、ボランティア、日系ブラジル人学習者、そして調査者である筆者自身がそれぞれ自分や相手をどのように見ているかを明らかにし、カテゴリー化が共生社会の実現にどのように関わっているかについて考察を行う。さらに、以上の分析と考察に基づいて地域の日本語教室の活動のあり方について検討する。

日本語学習支援活動とは何か

近年、歴史的経緯によって日本に在住している在日韓国・朝鮮人などいわゆる「オールドカマー」に加え、東南アジア出身の人々や中近東、そして中南米の日系人など「ニューカマー」と呼ばれる滞日の人々が増加している。しかし、冒頭でも述べたとおり、行政による外国人のコミュニケーション手段の保障はほとんどない。それどころか、滞日外国人の人権を擁護するための国内法すら整備されていないのが現状である。山田(2000)は、本来なら行政が行うべき活動を市民ボランティアによる日本語教室が引き受けていると指摘している。

日本語教室に日本語を学びにやってくる人々の大半は就労目的で来日した人、日本人の配偶者を持つ人などであり、その社会的背景や日本語学習の動機もさまざまである。一方、ボランティアとして活動する人の多くは日本語教育の経験や資格を持たない人々である(注14)。そのため、ボランティア向けの日本語教育講座やワークショップに対する関心は高く、文化庁や地方自治体の国際交流課、国際交流協会などがこうした講座を積極的に主催するようになってきている。国際交流協会などが主催する日本語教室では、専従のスタッフやコーディネーターなどがいる場合もあるが、多くの教室ではボランティアが手弁当で運営している。最近はハタノが前節で示唆したように教室の枠を越えてボランティアが連携し、情報交換や行政への働きかけを行うネットワークが立ち上がってきている地域も増えている。

教室での活動の形態はさまざまで、クラス型の授業を行っているところもあれば、ボランティアと学習者が一対一のペアになってマンツーマンで行う場合や、数人ずつのボランティアと学習者が小さなグループを作って活動している場合もある。また、活動の内容も、日本語を教えることを中心に活動している教室もあれば、日本語による異文化交流を前面に出している所もある。

分析の観点:成員カテゴリー化

ここでは、インタビューの分析に援用するSacks(1972)によるカテゴリー化を取り上げる。Sacks(1972)は、成員カテゴリーを、男性、女性、学生、教師、母親、父親、運転手、政治家などといった、人を記述するために用いられうる分類や社会的類型として定義している。とはいえ、成員カテゴリーは単に記述や分類のための道具ではなく、人々が互いの行為や発話を解釈することを可能にする一種の「装置」である。例を挙げると、ある人物が「ウエイトレス」とカテゴリー化されるならば、その人物の行為は「ぶらついている」「部屋を通り抜ける」ではなく、「顧客に料理を出す」「給仕をする」として解釈される可能性が高くなる(Psathas,2000)。

ただし、あるカテゴリーが機能するためには、それが単独で存在するだけでは不可能であり、そのカテゴリーを一つ以上含む集合が必要である。そのカテゴリーの集合に適用規則を加えたものが成員カテゴリー化装置であり、その成員カテゴリー化装置はある社会的集団に適用される。例えば、ある集団に家族という成員カテゴリー化装置が適用された場合、その中には父、母、息子、娘といったカテゴリーが含まれるが、教師、政治家、スポーツ選手といったカテゴリーは含まれない。また、それぞれのカテゴリーには、そのカテゴリーの担い手である人々が行うことを期待されたり適切であると見なされる活動がある。Sacksはそれを「カテゴリー付随活動」と呼んでいる。以下でのカテゴリー化の分析では、特にカテゴリーとカテゴリー付随活動との間の関係に焦点を当てる。

調査

調査は、事前に質問する内容や項目を準備しておく半構造的インタビューを行った。インタビューの内容は、大きく「支援に関わる人々の間の関係性及び組織運営の実態」と「ボランティアと学習者それぞれの『日本語』に対する意識や言語態度」の二つに分かれる。インタビューの様子は録音および録画を行い、文字化して分析に使用した。

インタビュー調査は大阪府下の地域日本語教室に関わるスタッフ、コーディネーター、ボランティア、学習者に対して行った。そのうち、本節でとりあげるのは、筆者がインタビューを行った日系ブラジル人学習者及びボランティアと筆者とのインタビューでのやりとりである。

ケーススタディー6. A市の日本語教室でのインタビューから

以下では筆者らが大阪府下A市の日本語教室で実施したインタビューの分析を行う。この日本語教室は国際交流課の援助のもとに曜日ごとに独立して活動していたものが連携して2003年4月にNPO法人化し、市の国際交流課と協力しながら活動を進めている。他の教室に比べ、この教室は自治体から場所の提供を受けるなど比較的恵まれた環境にあるといえる。現在は週に2日、それぞれ1時間半から2時間程度活動を行っている。ボランティアと学習者のほか、運営委員と呼ばれる人々がおり、活動のコーディネートやアドバイスなどを行っている。学習者もボランティアも参加資格は特にない。教室での活動は、ボランティアと学習者のペアによる学習が中心で、活動の内容はボランティアと学習者が話し合って決めている。通常の活動とは別に各曜日の各クラスがそれぞれ年2回交流会を開いている。またボランティアの研修会も年2回開催されている。

この教室に通う学習者の多くが、「研修生」と呼ばれる人々で、東南アジアを中心に日本企業での研修という名目で3年間の期限で来日した人々である。しかしその実態は研修ではなく就労であることがほとんどである。この研修生制度が発足して以来、各地の日本語教室の学習者の多くを彼らが占めるようになりつつある。次に多いのは南米からの日系人で、その他英会話学校の講師やALTとして日本の小・中・高校で働く外国人講師も来ているとのことであった。

筆者がインタビューをしたのは、日系ブラジル人のKさんとボランティアのFさん、Tさんである。Kさんは来日5年で、この教室に通い始めたのは2年前ぐらいということである。Fさんが活動を始めたのは4年前で、Kさんとペアになったのは半年前ということであった。

日本語を学ぶ動機

入管法の改正では、Kさんのような日系ブラジル人は、外国人でありながら、同時に他の外国人とは異なる法的地位が与えられている。すなわち、「国民が同じルーツであるべきだ」という認識のもとに、「日本人の配偶者等の在留資格をもって在留するもの」と並んで「日本人の子として出生したものの実子に係るもの」として在留資格が認められることになったわけである。

ではKさん自身は自らをどのようにカテゴリー化しているのか。日本語を学ぶ動機について尋ねた際のKさんの答えに、それが示されているように思う。

M: どうしてここに来るようになったんですか?

K: べんきょうー、もっと日本語勉強したかったから

(中略)

M: ずっとこう続けてーいらっしゃる理由というのはどうしてですか?

K: あのー、能力試験一級合格したいから

M: 一級を取りたい、っていうその理由は何ですか?

K: りゆうー、まあーうち外国人だから、やっぱり、どんぐらいレベル?みんな聞くときにーそのー(みほん)がないから、一級持ってるよって言ったら、ある程度みんな想像できるし。

M: じゃ、Kさんにとってここはどんな場所ですか?

K: 勉強できる場所

Kさんは「能力試験一級を取りたい理由は何ですか」という質問に対する答えの中で、はっきりと「うち外国人だから」と、自らを外国人としてカテゴリー化している。Kさんが日系ブラジル人として、在留資格上「日本人の血統に連なる者」という他の外国人とは異なる法的地位を与えられているにもかかわらず、である。在留資格拡充の際の根拠がいかに空虚であったかが分かる。

そして同時に、日本社会の方もKさんを「日本人」と見なしていないことがこの短いKさんの発

話からも推察できる。今のKさんにとってこの教室に通って日本語を勉強するということは、日本語能力試験1級をとるためである。しかし、Kさんは来日してすでに5年であり、日本語もかなり流暢に話すことができる。実際、Fさんも、「Kさんにとって必要な日本語とは何だと思いますか?」という質問に対して「今は本当に試験のため?生活には困ってないみたいなので」と答えている。それにもかかわらず、Fさんが自分の日本語能力を証明するものを必要とするのはなぜか。この点を考察する上で、先に挙げたSacksのカテゴリー付随活動の議論が有効である。Sacksはその議論の中で、各成員カテゴリーにはそのメンバーが行うことが期待される活動やふるまいがあることを述べているが、Psathas(2000)はこの議論を拡張し、カテゴリーに結びつくものには、活動だけではなく、動機、権利、資格、義務、知識、属性、能力なども含まれることを指摘している。通常、外国人というカテゴリーは、例えどんなに日本語が流暢であっても、日本人ほど十全ではないというのが一般的な期待である。Kさんが日本語能力の証明を求めるのは、Kさん自身が外国人としてのカテゴリーを自己執行しているだけでなく、日本社会の側の期待の反映でもある。しかし、この期待は在日韓国・朝鮮人の例を挙げるまでもなく、必ずしも事実を反映したものではない。それにもかかわらず「日本人」と「外国人」というカテゴリー対と期待される日本語能力は、これほどまでに強く結びついてしまっているのである。

ボランティアによるカテゴリー化

ではボランティアは自分及び外国人学習者をどのようにカテゴリー化しているのだろうか。以下は、ボランティアのTさんに「日本語ボランティアをやっていて気付いたことは何か」という質問をした時のやりとりである。

M: 他には何かありますか?日本語ボランティアをやっていて。気づいたこととか。

T: 私、法律関係の仕事をしているんですけど、外国のかたーが、気軽に受けられる、法律的な相談がほんとに少ないなっていうこととー、もちろん言葉の壁があるっていうのがまず問題、一つ大きな問題だと思うんですけれども、あのー、法律ーが違いますよね、例えば日本と来られてる方の国と。違うということで、知らないっていうのが大きいんですね?法律に違反しているーっていうことを知らずに違反してしまっているっていうことが多い。っていうことと、ルールを守るってことの誤差が違う。

M: はー。どっちが重いんでしょうねー。

T: 日本の方がー厳格だと思うんですよ。あのー、遵守って言う感じだと思うんですけどー、外国の方はー、あのそのー、特に発展途上国からきてる方ーは、そのー、決まってることを守らなければならないという感覚がない。例えば、不法滞在とかー不法就労とかあります

よねー。そういうものの、なぜそうするかがすごく納得できる気がします。

M: はー

T: うーん。不法就労とかは、ものすごく日本人にとっては、大きなことと言うか、絶対あかんねんでっていうーニュアンスが強いじゃないですか。

M: うん（うなずく）

T: でもー、なぜそれをしてしまうか、っていうその背景がすごくよく分かる。それを悪いことという意識がー、あまりー（ですね）

上のやりとりから、Tさんが、教室に来ている外国人学習者を「発展途上国から来た外国人」のメンバーとしてカテゴリー化しているのが分かる。ここで2つの点について強調したい。一点目は、Tさんの発話には、「発展途上国から来た外国人」というカテゴリーに「不法就労や不法滞在をする」という付随活動が結びついていることが見てとれるということである。つまり、ここで問題なのは「発展途上国から来た外国人」というカテゴリー化そのものではなく、そのカテゴリーに結びついていると捉えられている付随活動の方なのである。Psathasによると、カテゴリーとその付随活動とは、通常、無意識のうちに共に選択される。すなわち、ある活動について言及するのに、その活動が付随活動として適切であるようなカテゴリーが選択され、また同時に、あるカテゴリーを選択することによって、そのカテゴリーによって指示される人物が行いうる活動として何が想定されるかが決まるのである。したがって、ある外国人を「発展途上国から来た外国人」としてカテゴリー化すると、自動的に「不法就労や不法滞在をする」人々であると捉えることになってしまう。「発展途上国から来た外国人」というカテゴリーと「不法就労、不法滞在」というカテゴリー付随活動との結びつきが私たちホスト住民側の無意識の常識となっているのであれば、彼らを不法な存在として日本社会から排除する方向へと向かってしまう危険も生じる。実際、外国人による犯罪が報道されるたびに、政治家などから外国人排斥につながるような発言が出たりする。これもカテゴリーに否定的な付随活動とが結びついた結果であろう。したがって、外国人との共生を実現するためには、カテゴリーとその付随活動との間の関係について私たちがもっと意識すると同時に反省し、さらにその内容を批判的に検証する必要がある。

もう一点指摘したいのは、不法就労や不法滞在と言っても、その状況はさまざまであり、必ずしも外国人の側だけの問題ではないということである。1990年頃から、日本は労働力の空洞化が進んだ。こうした国内事情が、外国から多くの労働者を呼び寄せてもいるのである。日本側の雇用者が労働力不足を補うため、不法就労を黙認したり手を貸したりしている例もある。ところが、Tさんの発話には、こうした点はまったく触れられていない。外国人の遵法精神の薄さのみが問題視されているように見える。

つまり、この例は、無意識下のカテゴリー化を保持したまま活動をすると、それを強化し、固定化することにもなりかねないということを示唆しているのではないだろうか。繰り返し強調するが、このカテゴリー化は無意識のうちに行われており、ボランティアの側には何の悪意もないのである。カテゴリーとカテゴリー付随活動との間の強い結びつきをほどくためには、日本語教室で「知り合う」だけでなく、もっとお互いをより多面的に捉えることができるようなきっかけが必要であろう。例えば、日本社会の側の問題点に気付くような機会を作っていくことも重要である。筆者が参加している地域の日本語教室では、外国人差別や女性差別について学んだり、入管法について考えたりするセミナーやワークショップを定期的に開いている。その教室が地域の国際交流協会が支援しているという恵まれた環境にあるからこそ実現できているのであるが、こうした機会の重要性は、地域の日本語教室にかかわる人々にもっと認識されるべきであろう。

調査者側の「モデル」

カテゴリー化は被調査者であるボランティアや日系ブラジル人学習者だけが行っているわけでは無論ない。調査者である筆者自身もカテゴリー化をしつつインタビューを行い、相手の発話やふるまいを解釈している。以下では、筆者自身が行っていたカテゴリー化を取り上げ、それを批判的に検証してみたい。

入管法の改正において、日系人は「日本人の血を引く人々」であるということで、他の外国人とは異なる法的地位を与えられたことはすでに述べたが、「日本人の血を引く人々」というカテゴリーにはどのような一般的な想定や期待があるのだろうか。

被差別部落での聞き取り調査を行っている桜井(2002)は、インタビューを行う際、調査者がある種のモデルを持って質問をすることがあることを指摘している。桜井の言うモデルとは、カテゴリー化の一種であるが、カテゴリーよりもより強く抱く調査者側の想定である。そして、実は筆者自身も日系ブラジル人に対するモデルを持っていたことがインタビューから明らかになった。

M: どうしてここに来るようになったんですか?

K: べんきょうー、もっと日本語勉強したかったから

M: 来日っていうか、日本に来られたのはいつーですか?

K: 5年前。

M: 5年前。あ、5年前。

M: ブラジルでも日本語をーていうか、家族で使ってたんですか?

K: 家族で使ってないけど、うん、ちょっとだけー、ちょっとだけーっていうか、カタカナ、ぐらい

他の学習者に質問するときに「日本語を家族で使っていたか」という質問をすることはまずな

い。つまり、筆者が「日系ブラジル人」に対し「母国でも日本語を使ったり学んだりする機会がある人」というモデルを持っていたことをこのやりとりは示している。ところが、筆者の期待に反してKさんは「家族で使ってない」と答えている。では、続くKさんの「ちょっとだけー、ちょっとだけーっていうか、カタカナぐらい」という言葉は、どう解釈されるだろうか。上記のようなモデルを持ったままであれば、「Kさんは多くの外国人と同じように日本に来る準備として日本語を勉強していた」ではなく、「Kさんは日系ブラジル人であるから、祖国の言葉である日本語を勉強していた(注15)」と解釈される可能性があるのではないだろうか。実際、筆者はインタビュー時、後者のように解釈していた記憶がある。

カテゴリー化の問題を批判しようとする当の研究者自身もまた、カテゴリー化に囚われうるのである。だからこそ、研究者も自分の調査や分析を反省し、常に批判的な立場で自己検証を怠らない姿勢が必要であろう。さらに言えば、「研究者」というカテゴリーそのものの見直しと新たな立場の創造が必要であるかもしれない。研究という名目で人々の実践の現場に踏み込み、一方的に調査を行って立ち去るのではなく、彼らの実践に貢献できるような研究方法やあり方を常に模索し、現場にフィードバックしていくことを目指さなければならないのではないだろうか。

今後の課題

本節では日系ブラジル人とボランティアへのインタビューに見られるカテゴリー化の分析を通じて、共生社会の実現に向けた第一歩としてその結びつきの解体を意識的に行うことの必要性を主張した。そのためには、「ボランティアによるカテゴリー化」であげたやりとりが示唆しているように、「知り合う」だけでは不十分である。しかし、まず知り合うことが必要なのも確かである。だからこそ地域の日本語教室は「共生社会への入り口」になりうるのである。入り口をくぐった後、次にどのような方向へ進んでいけばいいのかについてはまだ明らかではない。しかし一方で、近年、地域の日本語教室の活動は多様化しており、ボランティアとして参加する地域住民も年齢、職業や社会的立場、国籍などが多様化してきている。組織としても、企業や学校などに比べてゆるやかで可変的であるため、さまざまな人々が出会う中で、新たなカテゴリーがそこから生まれる可能性もある。地域の日本語教室が秘めているこのダイナミクスが、共生社会の実現の推進力になるためには、野元(1996)が指摘するように、地域の日本語教室の「日本語教育」の側面だけに焦点を当てるのではなく、「共に出会い、活動を作っていく場」という側面を大切にしていく必要があるだろう。

〈独立行政法人通信総合研究所 専攻研究員〉

ホスト住民の多文化共生に関わる意識
― 大阪府民に対するアンケート調査より―

松尾 慎

調査の背景

1969年以来、増加が続いている日本における外国人登録者(注16)の68%は「永住者」、「日本人の配偶者等」、「定住者」という3つの在留資格を持つ人々によって占められている(注17)。特に、1990年の「出入国管理及び難民認定法」改正後は、「定住者」の在留資格を持つブラジル人が増加していることはすでに触れられている通りである。これらの在留資格は就労の制限もなく、後二者の在留資格の場合、更新が比較的容易であるため、長期的に日本に滞在する外国籍住民が増えている。つまり、外国人登録者数が増加しているだけではなく、長期的日本滞在者が増加しているのである。そこで、課題となるのがニューカマーである外国籍住民とそのニューカマーを受け入れる住民(注18)との共生である。宮島(2003)によれば「個々の外国人の内なる生活では、彼らの維持したいとするアイデンティティと日本社会の同化圧力のぶつかり合いがクリティカルな状況を生んでいる例は少なくない」(注19)。さらに、宮島は「多文化化とは、相互的な文化変容という質的な変化なしには無意味な過程である」(注20)と述べている。ニューカマーが一方的に自己を変容させて日本社会に適応していくのではなく、ホスト住民を含めた「相互的な文化変容」が求められる。そこで、本稿では、ホスト住民を対象に行ったアンケート調査の結果に基づき、大阪府におけるホスト住民の多文化共生に関わる意識を明らかにし、「相互的な文化変容」への可能性を探っていきたい。

調査の概要

調査方法

本研究では、留置き式のアンケート調査を行った。筆者の知人、大阪大学生活協同組合、箕面市内の公立小学校等へアンケートの配布の依頼をした。できるだけ、幅広い層の住民から回答を得るため、依頼する際、配布ガイドラインを渡した。ガイドラインには「できるだけ、男女の割合を均等に、様々な年齢の方に配布して下さい。また、特定の職業、特定の社会集団に属する方に偏らないようにご配慮いただければ幸いです」と記した。

調査項目

調査項目を選定する上で、大阪市と京都市が実施したアンケート調査を参考にした(注21)。その上で、本調査においては、回答者になるべく当事者意識を持って答えてもらえるような質問を作成するように留意した。当事者意識のない回答を求めても、建前的な回答しか得られない可能性が高いと考えたからである。調査項目は、大別すると以下のようになる。

(1) 個人的属性(性別、年令、職業、海外在住経験、日本語以外に話せる言語等)
(2) 多文化共生にかかわる現状認識(居住地の暮らしやすさ、外国籍住民の納税、外国人登録者数の国籍別順位等)
(3) 外国籍住民との接触
(4) 多文化共生に向けての行動とその意識
(5) 多文化共生意識(外国籍住民に対する寛容度、学びたい言語)

以上の項目に関し、多肢選択式を中心としたアンケートを作成した。また、ボランティア経験と希望に関しては、自由回答とした。

調査結果

インフォーマントの属性

インフォーマントは、大阪府に居住する18歳以上の住民、193名である。国籍は特に問わなかったが、結果として全員が日本人であった。性別は女性が121名で男性が72名である。また、1919年生まれから1984生まれと幅広い年代から回答が寄せられた。生年の分布は(図1)の通りで、1940年代生まれから1970年代生まれがほぼ同じ割合で分布している。したがって、世代・年代に偏りのないホスト住民の意識を知ることができるものと考える。

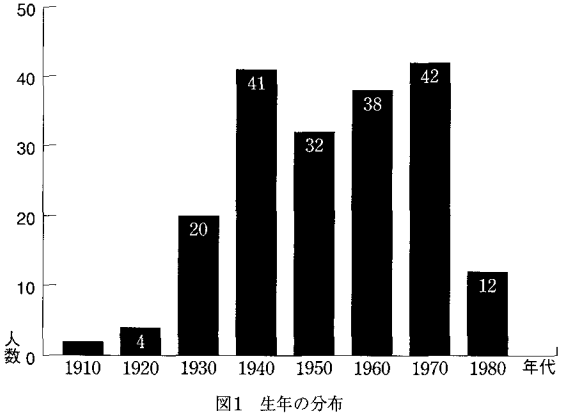

図1 生年の分布

インフォーマントが居住している市町村は、大阪府下の44市町村のうち26市町に及んだ。10名以上回答が寄せられたのは、大阪市47名・松原市28名・羽曳野市18名・豊中市17名・池田市13名・堺市12名の6市であった。インフォーマントの職業(10名以上のもの)は、会社員60名・家事専業34名・教師20名・学生12名・自営業11名・無職11名である。

多文化共生に関わる現状認識

外国人登録者数は国籍で見るとどのような順番になっていると思うか、1位から3位までを記述してもらった。実際の割合は大阪府の場合、韓国・朝鮮籍74.3%、中国籍(注22)14.5%、ブラジル籍2.5%、フィリピン籍2.0%、アメリカ籍1.0%、ペルー籍0.5%、その他が5.2%で、人口の2%以上が外国籍住民である(注23)。1位～3位の回答で一番多かったのは、1位が韓国・朝鮮で140名(81.9%)、2位が中国で102名(62.6%)、3位がブラジルで38名(29.7%)と現実の順位と同様な結果が出た。しかし、3位のブラジルは29.7%のインフォーマントが回答したのみで、残りは、アメリカ31名(24.2%)、フィリピン26名(20.3%)と続いている。アメリカの場合、1位とする回答が5名、2位とする回答が14名に上り、回答の多さが目につく。これは、一般市民が抱く外国人像が反映された結果と言えるのではないだろうか。

外国籍住民との接触

外国籍住民との接触に関して、以下のような質問をした。(1)のみ回答方法を添えたが、(2)－(5)も回答方法は同様である。

―― 質問A　あなたと日本在住の外国籍住民との関わりに関してお尋ねします。

(1)あなたの近所に外国籍住民が住んでいますか。

(　)住んでいる　→　その方の国籍は?

(　)住んでいない　(　)分からない

(2)職場、学校、PTA活動の場などに外国籍住民がいますか。

(3)道で会ったらあいさつを交わす程度しかつきあいがない外国籍住民がいますか。

(4)一緒に食事をしたり、遊びに出かけたりする外国籍住民がいますか。

(5)困ったときに助け合う外国籍住民がいますか。

表1は、回答の結果である。(1)と(2)の結果を見ると、「いる」と答えている人はそれぞれ51名(27.0%)、64名(34.2%)である。外国籍住民の人口に占める割合が2%強であることを考えれば認知度が低いとは言い切れないものの、「分からない」がそれぞれ72名(38.1%)、49名(26.2%)と多く人間関係の希薄さの一端が伺える。これは、対外国籍住民にのみいえる現象ではなく、ホスト住民同士であっても、互いに無関心という傾向にあるのではないだろうか。外国籍住民とのより実質的な付き合いの指標となる食事等を共にする外国籍住民の知り合いがいる人は44名(23.5%)、困ったときに助け合う外国籍住民がいる人は28名(15.3%)と、外国籍住民と密な関係を持っているホスト住民は少ない。外国人登録者数の人口に占める割合を考えれば、ホ

	いる	いない	分からない
(1) 近所に住んでいる外国籍住民がいるか	51名 (27.0)	66名 (34.9)	72名 (38.1)
(2) 職場、学校等に外国籍住民がいるか	64名 (34.2)	74名 (39.6)	49名 (26.2)
(3) あいさつだけする外国籍住民がいるか	31名 (16.8)	137名 (74.1)	17名 (9.1)
(4) 食事等する外国籍住民がいるか	44名 (23.5)	136名 (72.7)	7名 (3.7)
(5) 困ったときに助け合う外国籍住民がいるか	28名 (15.3)	149名 (81.4)	6名 (3.3)

表1　外国籍住民との接触 (カッコ内の数値はパーセンテージ)

スト住民が外国籍住民との交際を避けているとは断定できない。しかし、いずれにしても、一般的にホスト住民にとって外国籍住民は、身近な存在とはなっていないようである。食事等を共にする外国籍住民の中でもっとも多いのは韓国・朝鮮籍で16名、続いて中国11名 (台湾は3名で合わせれば14名)、アメリカ8名であった。困ったときに助け合う外国籍住民の中でもっとも多いのは韓国・朝鮮籍で11名、アメリカ5名、中国3名 (台湾は1名で合わせれば4名) であった。韓国・朝鮮籍の場合、いわゆる「在日」韓国・朝鮮人である可能性があるので、ニューカマーの外国籍住民と付き合いがあるホスト住民の割合はかなり低いのではないだろうか。また、アメリカ人が多い一方で、ブラジル人とフィリピン人を挙げる人は一人もいなかった。このことから、登録者数3位のブラジル人コミュニティと4位のフィリピン人コミュニティは、ホスト住民と隔絶して存在している可能性が示唆された。

多文化共生意識

以下の質問B・Cは、ホスト住民の生活に影響をもたらす可能性がある多文化共生意識を質問したものである。質問B・Cはすでに述べた「当事者意識」が典型的に反映されている質問である。質問Bは回答者の税負担が増加してでも外国籍住民に対する行政サービスの充実が図られるべきであるかが問われ、質問Cでは自らの居住環境で「私たち」ではない「彼ら」が増加することに対する意識が問われている。

—— 質問B　負担する税金が少し高くなっても、行政は外国籍住民のために日本語を学ぶ環境を整え、日本語力が十分ではない外国籍の子どものため、特別な配慮をするべきであると思いますか。(十分な行財政改革が行われることを前提にしています)

(　)そう思う　(　)ややそう思う　(　)あまりそう思わない　(　)そう思わない

—— 質問C　あなたは公営の団地に住んでいるとします。最近、外国籍住民の数が増えてきました。あなたのところに、これ以上外国籍住民を増やさないように求める署名運動の紙がまわってきました。あなたは、署名すると思いますか。

(　)そう思う　(　)ややそう思う　(　)あまりそう思わない　(　)そう思わない

質問Bでは外国籍住民と助け合う意識が問われ、質問Cでは棲み合う意識が問われている。質

問Bは、助け合いではなく、ホスト住民の税の負担が一方的に増加する印象を与えるが、当然、外国籍住民の税の負担も増加するのであり、その配分が外国籍住民に向かうだけである。公的支援を必要とする人はホスト住民の中にもいるのであるから、これは助け合いと捉えることができるであろう。図2と図3はその結果を表示したものである。2つの質問の結果は概ね同じようなものとなった。図2からは、負担する税金が高くなっても、行政が外国籍住民に対して支援することに関し概ね肯定的であることが分かる。また、図3を見ると、署名に消極的な人の方が多いようである。したがって、一見、外国籍住民との助け合う意識や棲み合う意識は高いといってもいいように思える。しかし、ここであえてそれとは逆の視点でこの結果を見てみたい。助け合う意識に対して、「そう思う」と答えた人を「助け合い全面的賛成派」とし、「あまりそう思わない」・「そう思わない」と答えた人を「助け合い否定派」、「ややそう思う」の人は「助け合い消極的賛成派」とする。もし、この「助け合い消極的賛成派」の半数が市政選挙などで「助け合い否定派」候補に投票すれば、結果として助け合いは実現しない。同様に、棲み合う意識に関しても、署名するかどうかに対して「あまり（するとは）思わない」（棲み合い消極的賛成派）人が、周りの雰囲気や何らかの圧力によって署名してしまえば、外国籍住民は税金納付などの義務は日本籍住民と同様に果たしながら、団地から「外国籍」という理由のみで排斥されることになる。少なくとも署名という具体的行動を伴う行為に対して「署名すると思う」、「やや署名すると思う」と回答している人が32.2%（57名）に上っている事実を見逃すことはできないだろう。

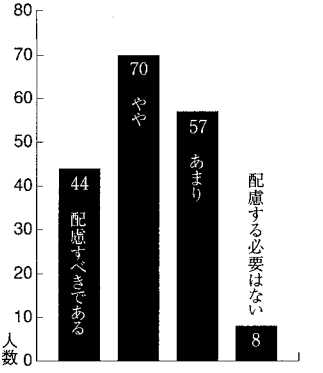

図2　外国籍住民と助け合う意識

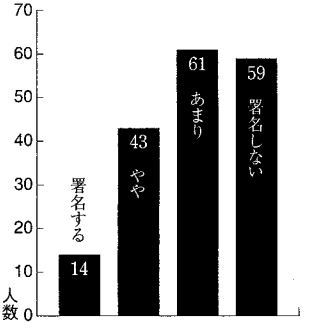

図3　外国籍住民と棲み合う意識

図4は、棲み合う意識と外国籍住民との接触（困ったときに助け合う外国籍住民がいるか）との関係をエラーバーという方法で示したものである。

縦軸が2.6から4.0まで表示されているが、1=そう思う（署名する）、2=ややそう思う、3=あまりそう思わない、4=そう思わない（署名しない）である。横軸の「いる」、「いない」の上にそれぞれ直線が分布している。この直線は、困ったときに助け合う外国籍住民が「いる」人・「いない」人それぞれの署名に対する回答の平均が、95%の信頼度で表されている。例えば「いる」人の場合、95%の確率で約3.2～3.8までに収まることが分かる。「いる」と「いない」の直線はまったく重なっていない。したがって、「いる」人と「いない」人では、署名するかどうかに関し、統計的に有意に異なる回答を

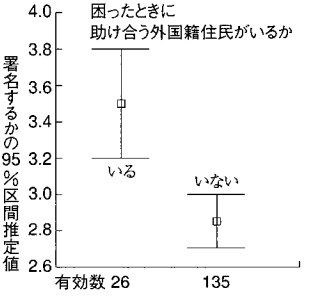

図4　棲み合う意識と外国籍住民との接触との関係

していることになる。「いる」人の値の方が大きいので、困ったときに助け合う外国籍住民が「いる」人は「いない」人よりも、外国籍住民の数を制限する署名用紙に署名する割合が低いことが明らかになった。つまり、日常的に外国籍住民と密な関係を保っている人は、外国籍住民が生活半径に入ってくることに対して肯定的な反応をしているということになる。助け合いが棲み合う意識を高め、棲み合う意識が助け合いにつながっていくという相互的関係が明らかになったと言えよう。

質問Dは、外国籍住民の習慣に対する寛容性を質問したものであり、ブラジル人としての習慣が日本の学校の規則と照らし合わせて許容されると考えるかが問われている。図5はその結果である。

―― 質問D　ブラジルでは赤ちゃんの頃からピアスをする女の子が多いです。ブラジル人の子どもがピアスをつけて日本の学校に入学してきました。先生は、「学校の規則にしたがって、ピアスをはずして下さい」と言いました。あなたは先生の考え方に賛成しますか。
（　）賛成する　（　）やや賛成する　（　）あまり賛成しない　（　）賛成しない

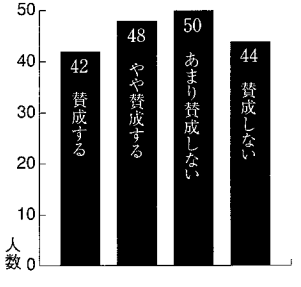

図5　外国籍住民の習慣に対する寛容性

賛成するから賛成しないまでの分布はほぼ均等であり、意見が分かれた。つまり「郷に入れば郷に従え」派が半数を占めたことになる。ブラジルでは女の子にピアスをつけてあげるのは家族としての愛情を象徴的に示す行為である。ピアスが学校の規則で禁止されているのは、合理的な理由によるというよりは「規則だから」・「秩序を守るため」・「日本人生徒と『平等』に扱うため」であろう。一般的なホスト住民がブラジル人の女の子が赤ちゃんの頃からピアスをつけている理由を知っているとは考えにくい。しかし、そこには必ず何らかの理由があるのではないかと考える想像力が多文化共生には必要ではないだろうか。想像力は、なにも外国籍住民との共生にのみ必要とされることではなく、高齢者、障害者との共生に関しても求められる。想像力を持つことなく「相互的変容」を果たすことは困難であろう。また、半数の人々から、支持を受けることなく、ピアスをつけて登校するのはその子どもにとって大変な心理的負担になるだろうし、ピアスの問題がいじめにつながる可能性も忘れてはならない。

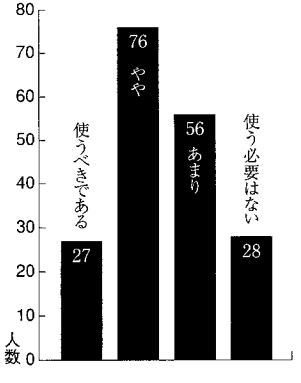

図6　敬語使用に対する規範意識

質問Eでは、敬語に対する規範意識を知るために、外国籍住民が尊敬語・謙譲語を使用するべきかどうかを質問した。

―― 質問E　あなたの家の近所に留学生が住んでいます。その留学生は、道で会えば、必ず笑顔であいさつをしてくる感じの良い人です。その留学生は、「です」や「ます」などの丁寧語は使います

が、尊敬語や謙譲語（「いらっしゃいます」や「まいります」など）はほとんど使いません。その留学生は「尊敬語や謙譲語は人間を目上、目下に分けてしまいます。尊敬語や謙譲語を使わなくても心をこめて話せば気持ちは伝わるはずです」と考えています。あなたは、この留学生が日本で生活する上で、尊敬語や謙譲語を使うべきだと思いますか。

（　）そう思う　（　）ややそう思う　（　）あまりそう思わない　（　）そう思わない

図6は、敬語に対する規範意識の結果である。「やや思う」がかなり多く、カイ2乗検定の結果も有意になり（漸近有意確率0.0%・カイ2乗値35.995・自由度3）、回答にばらつきがあることが明らかになった。しかし、回答結果を「そう思う」・「ややそう思う」と「あまりそう思わない」・「そう思わない」に2分すると、後者が44.9%（84名）に上る。この結果に関しても、2つの見方をすることができるだろう。一つは、過半数を超えるホスト住民が外国籍住民に対して尊敬語・謙譲語の使用を求めていることから、「外国籍住民は丁寧語に加えて尊敬語・謙譲語を含めた敬語を習得し運用するべきである」という同化主義的な見方である。もう一つは、半数近くのホスト住民が尊敬語・謙譲語の使用を外国籍住民に求めていないことから、「外国籍住民に対し、敬語使用を押し付けず多文化共生社会における敬語使用のあり方を見直していこう」という見方である。現在の日本に「です」・「ます」などの丁寧語を使い、道で会えば必ず笑顔で挨拶してくる日本人がどれだけいるだろうか。そんな留学生に対して、過半数を超えるホスト住民が尊敬語・謙譲語の使用を強いることは、外国籍住民に「郷に入れば郷に従え」を押し付け、使用しない外国籍住民を日本社会から排除することに他ならない。しかも、尊敬語・謙譲語を「正しく」使うことの強制は多くのホスト住民自身をも疎外する行為である。

岡崎（1994）は、「異言語の話者同士が同一コミュニティの住民として共生していくために、ある言語についてそのような共生に適した運用を作り出し、共生言語として形成していく過程」(注24)を「言語内共生化」と呼んでいる。本稿は、外国籍住民に対して尊敬語・謙譲語を含めた敬語使用を求めるか否かを論じることを目的とはしていないが、多文化共生社会の実現に向け、敬語使用のあり方は、言語内共生化の観点から問われるべき重要なテーマであろう。

まとめと今後の課題

本稿では、アンケート調査の結果すべてを提示することができなかったが、ホスト住民の多文化共生意識の一端を知ることはできたと思う。

外国人登録者と外国籍住民が日本の総人口に占める割合がともに増加しているにもかかわらず、外国籍住民はホスト住民にとって身近な存在になっていないことが、「多文化共生に関わる現

状認識」と「外国籍住民との接触」で明らかになった。また、「多文化共生意識」で明らかになったことを大まかにまとめれば、ホスト住民は「郷に入れば郷に従え」を前提に外国籍住民の受け入れを是認しているということである。「郷に入れば郷に従え」を約半数のホスト住民が求めていることは、外国籍住民の習慣に対する寛容性と敬語使用に対する規範意識に関する質問の回答から明らかになった。一方、外国籍住民の受け入れに関しては、助け合う意識と棲み合う意識を問うた質問の結果を見ると概ね好意的であるようだ。ただし、助け合う意識の指標として質問に挙げた日本語の学習環境を整えることが、外国籍住民の同化を目指したものであっては、「相互的な文化変容」からは程遠い。ホスト住民と外国籍住民との接触場面が増加することで摩擦が生じ、消極的多文化共生派が「否定派」に転じるのか、それとも助け合う意識、棲み合う意識が高まっていくのであろうか。それが接触の質に拠るのは、外国籍住民と助け合っているホスト住民は棲み合う意識が高いことを示した図4の結果からも予想されるところである。ホスト住民の多文化共生意識は今のところ、「相互的な文化変容」を機軸としているよりは、自「文化」中心の意識が強い。「相互的な文化変容」は容易な道のりではないだろうが、外国籍住民が増加の一途を見せている現在、火急の課題である。今後は、さらにアンケート結果の分析、考察を深めるとともにとともに、多文化共生社会の実現のために具体的にどのような貢献をすることができるのかを考え、かつ実行していきたい。

〈東海大学文学院日本語文学系（台湾）助理教授〉

日系ブラジル人をめぐる国会での答弁

山下 仁

本研究の目的と意義

本節(注25)では、日系ブラジル人問題に関する国会での答弁を取り上げ、日本における日系ブラジル人に対する国レベルでの取り組みについて考察することを目的とする。あらかじめ結論めいたことを先取りするならば、日系ブラジル人に関する国会での議論を追って明らかになったのは、日本人とは誰か、人権とは何か、そして共生社会にとって必要なのは何かといった基本的な問題に対する再考の必要性である。

はじめに、国会での答弁を取り扱う意義について考えておきたい。第一に日本の社会言語学では、日常会話やマスメディアのテキストについての調査や分析は数多く存在するが、国会の答弁についての研究はあまり見受けられない。ところが、ドイツをはじめとするヨーロッパやアメリカでは、政治家の談話や議会での答弁の研究は広く行われている(注26)。そこで、本節では西欧で注目されているクリティカル・ディスコース・アナリシスという方法を手がかりにして日本の国会での答弁をとらえてみる(注27)。具体的には、その代表的な研究者T. van Dijkの研究成果である「否定のストラテジー」に相当するものが日本の国会における談話にも見いだすことができるか、という問いから出立する(注28)。国会での答弁を対象とすること自体、日本の社会言語学では新たな試みと言えるため、そこにひとつの意義が見いだせよう。

次に、これまでの日系ブラジル人に関する文献では、1990年6月2日に出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」と略す)が改正されたことで多くの日系人が合法的に来日し、就労することが可能になったことが記述され、それが研究の前提となっている。しかし、なぜこの法律が改正されたのか、またその際どのような議論がなされたのかという問題については十分検討されていないようだ。そもそも法律というものはアプリオリに存在するものではなく、ある社会のその時々の事情や状況の変化によって形成され、あるいは改正されていくものである。それゆえ入管法改正に関する国会での答弁を取り上げることによって、逆にその事情がより鮮明になると想定できる。国会での答弁についての研究には、これまでの日系ブラジル人に関する研究に欠けていた前提の検討という意義もあると思われる。

さらに、社会言語学が「学問のための学問」という態度を脱皮し、「インターフェイスの人文学」として社会と学問の橋渡しをしようとするならば、国会での答弁の研究はそのためのいくつかの新たな題材を提供してくれる。政治の場で用いられる言語と日常言語、言語学的観点から見た国会での答弁の特徴、あるいはもっとおおざっぱに政治と社会言語学の関連など、さまざまな研究対象が浮上する。無論、それらにふさわしい方法論についても考察しなければならないが、少なくとも実生活と結びついた広い意味での政治と学問のあり方について考えるきっかけにはなるだろう。すなわち、新たな研究対象の開拓という点にも、国会での答弁を研究する意義を認めることができるのである。

国会での答弁の形式と入管法の特徴

具体的な検討に入る前に、国会で答弁がなされる形式について簡単に説明しておきたい(注29)。言うまでもなく、国会は衆議院と参議院で構成され、それぞれにいくつかの委員会と本会議がある。ここで取り上げる入管法については予算委員会や外務委員会などでも議論されるが、実質的な審議は法務委員会でなされる。まず、両院で国務大臣から法案についての説明があり、衆議院の法務委員会で審議され、その本会議で採決されると参議院の法務委員会で審議される。その本会議で採決されると法案が成立する。委員会での審議は主に国会議員と政府委員(官僚)もしくは大臣との質疑応答という形で進み、最終審議の前に外部の識者である参考人が呼ばれ質疑がなされる。国会での答弁の特徴を考える上では、この流れも重要なポイントとなる。

次に、1990年に改正された入管法について記しておこう。これについては1989年5月17日の参議院の予算委員会で、当時の国務大臣高辻正己が次のように述べている(注30)。「その(入管法改正の)主な内容としては、一つには外国人の在留資格の拡充整理、二つには入国審査基準の明確化と入国審査手続の簡易迅速化のための規定の新設、さらには不法就労を行う外国人にかかわる雇用主やブローカーに対するところの処罰規定の新設数等を盛り込んでおります。」

この中の「外国人の在留資格の拡充整理」にともない、「日本人の子として出生したものの実子(...)に係るもの」や「日本人の配偶者等の在留資格をもって在留するもの(以下略)」(注31)として日系人の在留が認められることになった。その背景には、1985年以降「バブル時の好況によって、特に中小企業を中心とする3K(汚い、きつい、危険)職種での深刻な人手不足」(注32)となり、「不法就労を行う外国人」が増大したことがあった。他方、日本は移民国ではないので外国人には単純労働の就労を認めないという政府(法務省)の建前があった。そのため、そうした外国人の入国を厳しくし、その代わりに日本人の血をもつ日系人という外国人及びその家族だけに在留資格を与え

るというのがこの改正案であった。つまり、政府の建前を崩さぬまま、深刻な人手不足の問題を解決するための苦肉の策が、言うなれば日本人でも外国人でもある日系人の受け入れだったのである。

政府の基本方針を保持しつつ法案を成立させるために国会ではさまざまなストラテジーが用いられた。本稿では、そのいくつかを模索するが、方法論上「人種差別否定のストラテジー」というvan Dijkの見解を手がかりにする。van Dijkは、オランダやオーストリア、アメリカにおける人種差別の談話を、日常会話、新聞雑誌、議会など、さまざまなジャンルで書かれたり話されたりした具体的なデータをもとにして分析し、「今日の人種差別の本質的特徴のひとつは、その否定である。それは、『私は黒人に対して何の偏見もない。しかし・・・』というよく知られた言い回しの中に典型的に表れている」(注33)と述べている。彼はその否定のストラテジーを、「行為の否定、(そんなことしていない)、意図の否定、(意図的にやったのではない)、もくろみの否定、(そんなつもりでやったのではない)、目的の否定、(そのためにやったのではない)、といったタイプに分け、その他、「肯定的な自己描写」「反撃」「非難」「転嫁」などのストラテジーを挙げる。以下では、まずこの人種差別の否定に対応するストラテジーに相当するものが日本の国会の議論にも見いだせるかどうかを検討してみたい。

日本の国会で用いられるストラテジー

日本の国会での答弁をみてみると、van Dijkが示したような直接的な否定のストラテジーはあまり見受けられない。以下の佐々木知子の質問が、かろうじてこれに相当するだろうか。

> 来日外国人イコール犯罪者ではもちろんないわけで、平穏に日本でまじめに働いている人たちもたくさんいるわけです。そういう人たちを外国人だからということで排除するのではなくて、ある意味では日本人同様に彼らもまた地域住民であるとしてやはり扱わなければいけないのではないか。でなければ、また彼らの間から出なくてもいい犯罪が出てくるおそれだってあるだろうと。(140808-154参-決算-1)

ここでは、「外国人イコール犯罪者ではない」と否定しておきながら、「彼ら」を「日本人同様」に扱わないと、「また」、「彼らの間から」「犯罪がでてくる」という危惧が表明されており、「外国人イコール潜在的な犯罪者」という考え方が見て取れる。さらにこの発言からは「これまで日本では外国人は排除されており、日本人同様の地域住民として扱われてはいない」という外国人差別の事実が前提となっていることも読みとれる。このように、発言の背後にある前提を捉えていくのがクリティカル・ディスコース・アナリシス(以下、「CDA」と略す)の醍醐味なのだが、筆者が見た資料か

らは、この分析を必要とする答弁はあまり多く見いだせなかった。むしろ、「日本では『談話』などの行間に潜むイデオロギー(広義)を摘出するまでもなく、それらが公然と言動に表明されていること、しかも反動性が露骨なものさえあること、これを思えば『CDA』以前といえまいか。ふつうの批判と克服が緊要なのではあるまいか」という仲子義人の指摘に首肯せざるを得なかった(注34)。

上で引用した発言は議員の質問だったが、入管法をめぐる議論においては、議員の質問に対する政府委員の答えの中に「ふつうの批判」から典型的な言い回しを見いだすことができる。その代表は、「外国人にも単純労働を認めてはどうか」、という質問に対する「国民的コンセンサスが得られていない点もあるので、なお多角的な角度からご指摘の点も含めまして慎重に検討してまいる所存であります」(011005-116参-本)といった答弁である。推察の域を出ないが、この「慎重に検討」というのは、日本の国会では「検討の余地はない」、「もはや取り扱うことはない」問題について発せられる表現のようである。周知の通り、これに類する表現として「鋭意努力する所存であります」とか「鋭意検討いたします」というものもある。「鋭意」の方が「慎重」よりも努力したり検討する可能性は高そうだが、それでも多寡が知れている。これらは表面的には質問に対する非常に丁寧な言葉遣いであるにもかかわらず、実質的には消極的な対応を表しているため、質問を無効にする機能をもつ「慇懃無礼」のストラテジーと言えるだろう。

さらに、質問の中に何らかの「仮定」がある場合、「それは仮定の話であるため、答えられません」(011026-116参-予-5)、あるいは何かはっきりしない概念がある場合、「いったい何かということについて明確な概念と申しますか定義を持っているわけではございません」(030418-120-衆-地方行政-10)といった、「はぐらかし」のストラテジーも用いられる。

また、van Dijkの研究で示された「反撃」も見いだせる。この「反撃」とは人種差別主義者が「私達は人種差別主義者ではない。彼らこそ真の人種差別主義者だ」というものである。日本の国会でもこれに類似したものが見いだせる。たとえば「警察官の差別捜査」や「アジアとかそういう国々の労働者に対する差別と偏見」などの微妙な問題について質問した後「処罰の施行期日を延ばすと言う考えはないか」と尋ね、「入官行政の排他性と排外主義」について語った清水澄子に対して、時の法務省の審議官は「罰則だけ取り上げられまして問題だとおっしゃるのは、私、立案者の一人といたしましては非常に偏ったご意見ではなかろうかと私は思うわけでございます」と述べる。これに対して、清水は「私は絶対偏っていないと思います。(略)私に対して偏見とおっしゃるのはお返ししておきたいと思います」とやや感情的に語ることになるのだが、その前の審議官の発言が「反撃」に近い(011207-116参-法-3)。

以上のストラテジーは、ある議員の質問に対する具体的な発話から観察できる「CDA以前の」例であるが、これ以外にも、より構造的と言えそうなストラテジーがある。端的にいえば、それは外

部から呼んだ参考人の発言に対する反応の問題である。たとえ参考人が貴重な意見を述べても、それらはほとんど考慮されぬまま法案が可決されてしまう。ただ、1989年度の入管法の場合、参考人の選択に関して衆議院と参議院で大きな差があった。このときの衆議院の参考人は、たとえば単純労働の認可に関して4人が4人とも政府の案を評価しており、何のための参考人なのかわからず、参考人の制度そのものが完全に形骸化されていた感がある。それに比べると1989年12月5日に開かれた参議院法務委員会には参考人として花見忠、田中宏、ゲプハルト・ヒールシャー、そして江橋崇が呼ばれており、それぞれが傾聴に値する発言をしている。その内容は、その後およそ15年たった2003年現在でさえ新鮮である(注35)。

たとえば、1990年の改正では、結局上で述べた「雇用者罰則制」が導入された。その後97年には「集団密航罪」、「不法入国援助罪」、「不法入国者蔵匿・隠匿罪」を導入し、99年の入管法の改定では「不法滞在罪(在留罪)」を新設した。さらに2001年には、フーリガン対策外国人犯罪対策を目的に「上陸拒否事由や退去強制事由を拡大整備」した(注36)。これらの取り締りや罰則が何度も導入されていることは、逆に、これらの取り締りや罰則では何の問題解決にもならないことを示しているともいえる。これについて田中宏は1989年の段階で「不法就労を取り締まって強制送還すればなんとかなるのではないかという考え方が先行するわけですけれども、おのずとそれには限界がある。(略)ある意味ではこういう状態が続くことが、避けられない現実になってきているということを認識する必要があるだろう」と的確に述べている。

また、2003年に出された人権に関する論文の中で村下博は、「ニューカマーが日本で働きだしてから約20年を経過しようとしている。この間の外国人労働者の就労実態の特徴は次の点にある。①3K労働であること、②日本人労働者の就きたがらない職種・雇用形態であること、③日本人労働者に比べて低賃金であること、④製造業、建設・土木業、飲食業、風俗営業などに集中していること、⑤下請など企業規模が小さいことなどである。このような特徴は現在に至っても変化することはない」(注37)と記している。これに関しても、田中宏は「私の知る限り、労働関係法を活用してその実態なりそこにおける労働関係法規の執行が、十分フォローされるという実態になっていないということが、やはり大きな問題だと思うんですね。今回の法改正はそのことには一切触れていない。政府には、残念ながら外国人の人権に関する認識、あるいは外国人労働者の人権に関する認識に大変不十分な点があるというふうに私は思います」と言及し、日本政府に対して外国人労働者の人権についての認識を改めるよう力説する。

さらに、この答弁から12年たった2001年10月19日には『「地域共生」についての浜松宣言及び提言』が、そして2002年11月17日には『外国人集住都市東京会議における14都市共同アピール』が外国人集住都市会議から出された(注38)。ここではその内容に触れることができないが、これ

は国の政策によって定住することになったニューカマーを受け入れ、そのケア及び支援を行ってきた地方自治体の声明である。ハタノが取り上げた滋賀県の現状もその一例だが、これらは国レベルの政策のしわよせが地方自治体に及んでしまっていることの証左として理解することができる。これについて江橋崇は1989年の段階で「外国人が日本に入ってきますとどうしても住み分けという現象がおきます。(略) 住み分けが起こる以上、日本のどこかの地方自治体に集中的にこういう外国人管理の問題、外国人処遇の問題が登場してくるということはやむを得ないことになるんだと思います。そこにしわがよらないような形の政策を展開していただかなければいけない」と警告していた。

田中と江橋の発言は、どれもが2003年現在なおアクチュアリティーを失っていないほど重要な指摘であった。それにもかかわらず、せっかくの意見が委員会を構成する委員の耳に届かぬまま法案は可決された。ややうがった解釈をするならば、おそらく日本では、国会の審議の客観性を示す一種の「アリバイ」として参考人が国会に呼ばれているとも想定できる。とはいえ、たとえ形骸化された「アリバイ」であったとしても、政府の見解に左右されない自分の意見を開陳することは重要だと思う。

さて1989年の審議に戻るならば、ここで特筆すべきは、この年の法務委員会では「日系人」の問題がまったく議論されなかったという事実である。同年、外務委員会などでは「日系人」について議論されているため(011109-116参-外-1)、この問題が顕在化されていなかったはずはない。それにもかかわらず、法務委員会でまったく議論されていないということは、どのように解釈するべきであろうか。さまざまな憶測が可能だが、少なくともこの問題は事実上「黙殺」されたのである。この「黙殺」というストラテジーもまた「慇懃無礼」同様、日本の国会独特の方策なのかも知れない。

最後に、国会から読みとれる日系ブラジル人をとりまく日本社会の諸問題について記そう。

日系ブラジル人をとりまく日本社会の諸問題

日系人をとりまく日本政府の取り組みの問題については、入管法改正から約2年たった1992年4月14日に開催された参議院の外務委員会で堂本暁子が答弁を行っており、そこにその問題がまとめられている。そこで、ここではその一部を紹介する(040414-123参-外務-4)。

堂本はまず外国人労働者、特に不法労働者からも税金を受け取っていることを当時の大蔵省に確認した後、「権利と義務があるわけですけれども、義務だけを日本ではそういう形で税金は払う、しかし何ら社会的な権利は得られない状況で何十万という方がいらっしゃる、こういうこと

は大変問題だと思います」と述べる。つづいて日系人の数や在留地などを確認した後、日系人が「あくまでも外国人」であるけれども「日本人とのつながり」を考慮したため、他の外国人には与えなかった定住権を日系人だけに与えたという事情をその時の法務省の審議官から聞き出す。その観点から、日系人と「ほかの外国人との間の差別」ではないかと問いただし、次のようにこの問題を整理する。「労働者の場合も、建前は受け入れない。しかし、実際十五万人とも二十万人とも推定される単純労働者が現実にいる。これも建前と現実の間に乖離があるわけです。今度もまた、日系人を定住させるということで、労働者としては入れていないとおっしゃる。しかし、(略) 労働者ではないということはおっしゃいますけれども、これはまた建前は、定住である。しかし実質は労働である。しかも、単純労働を他の国に認めていないから　そういった人たちが単純労働を今や担っているわけです。」

さらに、国際化された時代に必要なのは「国民が同じルーツであるべきだ」という認識と決別することだというドイツのトレンハルト教授の言葉をひきながら、「労働事情からだけではなく時代の本質から外国人の就労、国籍、人権をとらえ直すべきではないか。そういう視点からいたしますと、今、余りにも建前と実態とがかけ離れている日本の状況が、不法といわれる外国人労働者、日系人と言われるこういう方たち、そういった方たちの中に非常に大きく出てきていると思います」と発言する。最後に、単純労働者の受け入れ問題で議論を戦わせた(注39)法務省と労働省との見解の違いを浮き彫りにして「私はきょう日系人のことを問題にしましたが、これは外国人労働者全部の問題だと思っています」とまとめる。

単純労働者不足を補うため、「日本人とのつながりのある」日系人に特別な定住権を与えながら、それ以外は何の権利も与えず、あとは地方自治体やNGO／NPOにまかせっきりにいているという国レベルでの対応が国会での答弁から明らかになった。この研究により官僚のストラテジーばかりでなく、堂本のような見事な答弁の仕方があることも確認できた。それにしても、日系人と日本人の差はいったい何なのか。憲法が保障する基本的人権は日系人には与えられないのか。日本人と日系人はこのままのかたちで共生していくことができるのだろうか。むろん「日系人」は「外国人」と置き換えることができるだろうが、これらの疑問に対して、研究者はどのように、そしてどんな答えを示すべきなのか。また、社会言語学はこれに対して何ができるのか。今後さまざまな活動を通して、これらについて自分なりに考えていきたいと思う。

〈大阪大学言語文化部 助教授〉

1 ———— 本章では、紙数の都合により引用文献は最小限にとどめざるを得なかった。
2 ———— 本章で扱う「日系ブラジル人」には、「日本人の孫」としての日系人ばかりでなく、「その配偶者」など、血統的な意味でのいわゆる非日系人も含まれる。
3 ———— 本来ならば「多文化・多民族共生」についても概念上の議論があってしかるべきだが、ここではその議論を省略する。
4 ———— http://www.moj.go.jp/PRESS/030530-1/030530-1.html参照。
5 ———— 『在留外国人統計』は昭和34年から昭和49年までは5年ごとに出版されていた。昭和50年代は発行されておらず、第五回以降、昭和60年からは隔年で発行されるようになった。更に平成7年からは毎年発行されている。第一回の昭和34年のデータでは、ブラジル国籍者数は「その他」の枠に含まれていたため、ブラジル人のみの外国人登録者数を明らかにすることができなかった。
6 ———— 宮島(1993)、渡辺(1995a)、渡辺(1995b)など。
7 ———— 太田(2000)、関口(2003)など。
8 ———— 宮島(1996)、宮島(2000)など。
9 ———— http://www.pref.shiga.jp/を参照。
10 ———— 『昭和61年度滋賀県統計書』p.43による。
11 ———— 滋賀県同和教育研究会(2002)を参照。
12 ———— http://www.biwa.ne.jp/~maihara1/gappei%20jyuumintouhyou%20chouchou.htmを参照。
13 ———— 「筆者ら」と複数にしているのは、本節が第2部第2章最終節の筆者である服部圭子氏との共同調査に基づいているからである。
14 ———— ボランティアはほとんどが日本語を母語とする者だが、日本語が上達した滞日外国人が今度はボランティアとして参加する場合もある。
15 ———— この「祖国」という言葉も多くの問題をはらむ概念である。
16 ———— http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.htmlを参照(2003.8.18.検索)。
17 ———— 宮島(2003) p.20。
18 ———— 本稿では、ニューカマーを受け入れる住民をホスト住民とする。
19 ———— 宮島(2003) p.43。
20 ———— 宮島(2003) p.43。
21 ———— 大阪市外国籍住民施策有識者会議(2002)、京都市総務局国際化推進室(1997a)、京都市総務局国際化推進室(1997b)などを参照した。
22 ———— この統計では「台湾」は「中国」に含まれている。
23 ———— http://www.pref.osaka.jp/toukei/jinkou/index.htmlを参照(2003.8.18検索)。
24 ———— 岡崎(1994) p.63。
25 ———— 本節の土台となる研究では大阪大学言語文化研究科博士課程で言語文化研究プロジェクト「批判的社会言語学の可能性」のRAでもある羅暁勤さんに国会議事録の検索やその他の資料収集の際に協力して頂いた。
26 ———— レイノルズ秋葉(2003)も、国会討論の重要性について述べている。
27 ———— クリティカル・ディスコース・アナリシスに関しては、野呂(2001)を参照。
28 ———— van Dijk(1992)を参照。
29 ———— http://www.mars.sphere.ne.jp/kasumi/html/archives/archives3.htmを参照。
30 ———— 国会の議事録は、基本的にすべてhttp://kokkai.ndl.go.jp/から検索した。また、以下で国会議事録を引用する場合、「010517-114参-予-11」という略号を用いる。これはその答弁が行われたのが平成1年5月17日の参議院予算委員会であることを示している。
31 ———— 『官報』平成2年5月24日 p.78参照。
32 ———— 梶原(2001) p.152。
33 ———— van Dijk(1992) p.87。
34 ———— 仲子(2003)には、これ以外にも示唆に富む重要な指摘がなされている。
35 ———— 以下、田中宏と江橋崇の発言は(011205-116-参-法-2)からの引用である。
36 ———— 高橋(2003)参照。

37――――村下(2003)参照。
38――――『人権と部落問題』699 p.22-26。
39――――高橋(2003) p.53

【参考文献】

●Fairclough, N. 'The appropriacy of appropriateness' In: Fairclough, N.(ed.) Critical Language Awareness. Longman 1992 ●Mehan, H. Learning Lessons Harvard University Press 1979 ●Psathas, G. 'Studying the Organization in Action: Membership Categorization and Interaction Analysis' Culture & Society vol.2 2000 37-73 (サーサス,ジョージ「行為における組織を研究すること ―成員カテゴリー化と相互行為分析」前田泰樹(訳)『文化と社会』第2号 2000 37-73) ●Sacks, H. 'On the Analyzability of Stories by Children' In: Gumperz,J.J. and D. Hymes (eds.) Directions in Sociolinguistics Holt,Rinehart & Winston 1972 325-345 ●van Dijk, T. 'Discourse and the denial of racism' In: Discourse & Society vol. 3(1) 1992 87-118 ●大阪市外国籍住民施策有識者会議『外国籍住民施策検討に係る生活意識等調査報告概要版』 大阪市市民局人権部企画推進課 2002 ●太田晴雄『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院 2000 ●岡崎敏雄「コミュニティにおける言語的共生化の一環としての日本語の国際化 ―日本人と外国人の日本語―」『日本語学』 明治書院 1994年12月号 1994 60-73 ●小内透、桜井恵真編著『日系ブラジル人の定住化と地域社会:群馬県太田・大泉区の事例として』お茶の水書房 2001 ●梶原久美子「神戸市灘区における日系ブラジル人コミュニティーを考える」 『社会学部紀要第90号』(安田賞受賞論文) 2001 151-162 ●京都市総務局国際化推進室『京都市在住外国人意識・実態調査報告書 正編』 京都市 1997a ●京都市総務局国際化推進室『京都市在住外国人意識・実態調査報告書 別編』 京都市 1997b ●桜井厚『インタビューの社会学 ― ライフストーリーの聞き方』 せりか書房 2002 ●野元弘幸「機能主義的日本語教育の批判的検討「―日本語教育の政治学」試論―」 『埼玉大学紀要 教育学部(教育科学II)』第45巻第I号 1996 89-97 ●野呂香代子「クリティカル・ディスコース・アナリシス」 『「正しさ」への問い』 三元社 2001 13-49 ●入管協会『在留外国人統計』(平成14年版) 入管協会 2002 ●宮島喬『外国人労働者と日本社会』 明石書店 1993 ●宮島喬『外国人市民と政治参加』 有信堂高文社 2000 ●宮島『共に生きられる日本へ』 有斐閣選書 2003 ●宮島喬、梶田孝道編『外国人労働者から市民へ:地域社会の視点と課題から』 有斐閣 1996 ●村下博「外国人労働者の受け入れと人権」『人権と部落問題』699 2003 7-14 ●関口知子『在日日系ブラジル人の子どもたち:異文化間に育つ子どものアイデンティティ形成』 明石書店 2003 ●滋賀県同和教育研究会 『在日外国人の子どもの保育・教育にかかわる調査報告書』 2002 ●滋賀県企画部情報統計課/編集 『滋賀県統計書』(昭和61年度) 滋賀県 1988 ●高橋徹「入管・難民改訂法案をめぐって」 『IMPACTION』136 2003 43-53 ●仲子義人「『CDA』ノート」筆者への2003年9月1日付私信 未公開 2003 ●山田泉「『地域日本語教育』の二つの在り方とその教授者ネットワーク」『日本語教育における教授者のネットワークに関する調査研究 ― 最終報告 ―』」 (社)日本語教育学会 2000 ●レイノルズ秋葉かつえ 「国会テレビ ― 民主主義の発展に不可欠」 朝日新聞 2003年9月9日(朝刊) 26 ●渡辺雅子『就労と生活』(共同研究出稼ぎ日系ブラジル人;上;論文篇) 明石書店 1995a ●渡辺雅子『体験と意識』(共同研究出稼ぎ日系ブラジル人;下;資料篇) 明石書店 1995b

【全巻リスト】

1. 岐路に立つ人文科学
Humanities at the Crossroad

2. トランスナショナリティ研究 ―― 場を越える流れ
Transnationality Studies — The Flows in and out of Places

3. シルクロードと世界史
World History Reconsidered through the Silk Road

4. イメージとしての〈日本〉 ―― 日本文学　翻訳の可能性
Imagined Japan / Japanese Literature — The possibility of translation

5. 言語の接触と混交 ―― 日系ブラジル人の言語の諸相
Language Contact and Admixture — Sociolinguistic Perspectives on Brazilian Nikkey

6. 映像人文学
Visual Humanities

7. 臨床と対話 ―― マネジできないもののマネジメント
Clinical Dialogues — Management of the Unmanageable

8. 映像・音響記録 DVD
Audiovisual Documents DVD

大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」
大阪大学大学院文学研究科・人間科学研究科・言語文化研究科 2002・2003年度報告書〈全8巻〉
Osaka University The 21st Century COE Program Interface Humanities Research Activities 2002*2003

5. 言語の接触と混交　日系ブラジル人の言語の諸相
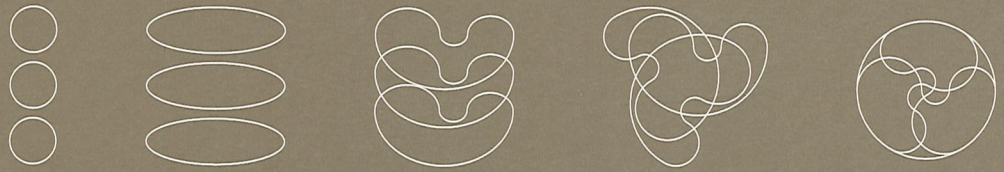
発行日　2003年12月25日
責任編集　工藤真由美　津田 葵
編集　山東 功（大阪女子大学）　横田睦子
中島厚秀（彩都メディアラボ株式会社）中村光江（彩都メディアラボ株式会社）
アートディレクション・デザイン　清鳩 滋（Studio TWEN）
編集・発行　大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」
〒560-8532 大阪府豊中市待兼山町1-5 大阪大学大学院文学研究科内
Phone 06-6850-6716　Fax 06-6850-6718
E-mail coe_office@let.osaka-u.ac.jp　http://www.let.osaka-u.ac.jp/coe/
印刷　日本写真印刷株式会社